

資料編

〔目 次〕

資 料 編

第1章 条 例 等

資料 1	飯能市防災会議条例
資料 2	飯能市防災会議条例施行規則
資料 3	飯能市災害対策本部条例
資料 4	飯能市災害対策本部条例施行規則
資料 5	飯能市自主防災組織育成事業補助金交付要綱
資料 6	飯能市被災建築物応急危険度判定要綱
資料 7	飯能市災害弔慰金の支給等に関する条例
資料 8	飯能市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則
資料 9	飯能市災害見舞金等の支給に関する要綱

第2章 防災組織・協力機関

資料 1	防災関係機関連絡先一覧
資料 2	飯能市防災会議名簿
資料 3	職員の動員計画

第3章 救 援 施 設

資料 1	指定緊急避難場所及び指定避難所一覧
資料 2	福祉避難所一覧
資料 3	医療機関一覧
資料 4	飛行場外離着陸場一覧
資料 5	応急給水用機材保有状況
資料 6	応急給水装置保管場所
資料 7	物資の備蓄状況
資料 8	災害応急対策活動拠点一覧
資料 9	緊急輸送道路
資料 10	特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

第4章 消防・水防施設

資料 1	消防水利の状況
資料 2	電気・ガス施設、危険物取扱施設等の状況
資料 3	地域気象観測所

第5章 危険箇所

- 資料1 山地災害危険地区
- 資料2 河川指定区間一覧
- 資料3 防災重点ため池一覧
- 資料4 土砂災害警戒区域等一覧

第6章 応援協定等

第7章 様式等

- 資料1 県報告関係様式
- 資料2 緊急通行車両等確認申請書
- 資料3 標章
- 資料4 緊急通行車両等事前届出書
- 資料5 防災航空隊出場要請（受信）書
- 資料6 避難者名簿
- 資料7 避難所開設状況

第8章 その他

- 資料1 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」
- 資料2 被害報告判定基準
- 資料3 指定文化財一覧
- 資料4 自然災害履歴
- 資料5 飯能市付近を震源とする過去の主な地震

第 1 章 条 例 等

資料 1 飯能市防災会議条例

昭和 38 年 9 月 19 日

条例第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、飯能市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(平 12 条例 32・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 飯能市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 埼玉西部消防組合飯能日高消防署長及び飯能消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項に規定する委員の定数は、40 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(平 14 条例 11・一部改正)

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関

係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。（幹事）

第5条 防災会議に、幹事45人以内を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の役員又は職員のうちから市長が任命する。

- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

- 4 第3条第5項第7号の委員の属する機関の役員又は職員のうちから任命された幹事の任期は、2年とする。ただし、補欠の幹事の任期は、その前任者の残任期間とする。

（平14条例11・一部改正）

（議事等）

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

附 則（昭和39年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年条例第8号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第2号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第21号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第32号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第11号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中飯能市防災会議条例第3条第5項第6号の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

資料 2 飯能市防災会議条例施行規則

昭和 38 年 12 月 23 日

規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、飯能市防災会議条例（昭和 38 年条例第 18 号）第 6 条の規定に基づき飯能市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（平 15 規則 12・一部改正）

(会議)

第 2 条 防災会議は、会長が招集しその議長となる。

2 防災会議の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 防災会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め委員に通知しなければならない。

（異動報告等）

第 3 条 委員に異動があった場合、後任者は直ちにその役職、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

（会長の専決処分）

第 4 条 防災会議の権限に属する事項でその議決により特に指定した事項は、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は、次の防災会議においてこれを報告しなければならない。

（専門委員）

第 5 条 専門委員は防災会議に出席して意見を述べることができる。

（幹事会）

第 6 条 幹事は、幹事会を構成する。

2 幹事会は、会長が招集する。

（会議録）

第 7 条 会長は、会議録を作成し、次の事項を記録しておかなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議に付した案件及び審議の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他の事項

（庶務）

第 8 条 防災会議の庶務は、防災危機管理課において処理する。

（平 15 規則 12・全改、平 18 規則 45・一部改正）

（その他）

第 9 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

(平 15 規則 12・全改)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 38 年 12 月 20 日から適用する。

附 則 (昭和 50 年規則第 15 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 15 年規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 18 年規則第 45 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年規則第 21 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

資料 3 飯能市災害対策本部条例

昭和 38 年 9 月 19 日

条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、飯能市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 33 号)抄**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

資料 4 飯能市災害対策本部条例施行規則

平成 14 年 3 月 29 日
規則第 33 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 災害対策本部(第 3 条—第 5 条)
- 第 3 章 部及び現地災害対策本部(第 6 条—第 8 条)
- 第 4 章 災害対策活動(第 9 条—第 12 条)
- 第 5 章 雑則(第 13 条・第 14 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、飯能市災害対策本部条例(昭和 38 年条例第 19 号)第 4 条の規定に基づき、飯能市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の責務)

第 2 条 すべての市職員は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本部の活動に協力しなければならない。

第 2 章 災害対策本部

(設置及び閉鎖)

第 3 条 本部は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定による飯能市地域防災計画の定めるところにより、その必要を認めたときに市長が設置するものとし、災害の拡大するおそれが消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めたときに閉鎖するものとする。

(本部長、副本部長、本部員及び本部付)

第 4 条 本部に、次の各号に掲げる職員を置き、当該各号に定める者をもって充てる。

- (1) 災害対策本部長(以下「本部長」という。) 市長
- (2) 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。) 副市長及び教育長
- (3) 災害対策本部員(以下「本部員」という。) 飯能市部室設置条例(平成 11 年条例第 21 号)に規定する部の長、教育部長、議会事務局長及び危機管理監並びに埼玉西部消防本組合飯能日高消防署長及び消防団長
- (4) 災害対策本部付(以下「本部付」という。) 防災危機管理室課長、財政課長、庶務課長及び職員課長

2 本部長の職務を代理する副本部長の順位については、次のとおりとする。

第 1 順位 副市長

第 2 順位 教育長

3 本部付は、本部長と各部との連絡並びに災害に関する情報及び応急対策の実施状況を本部長に報告する等の事務に従事する。

(平18規則70・平19規則29・平20規則38・平22規則18・平23規則10・平24規則16・平25規則17・平26規則20・平28規則9・平29規則10・一部改正)

(本部会議)

第5条 本部に、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定するため、本部会議を置く。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部付で構成する。
- 3 本部会議は、本部長が招集し、会議の議長となる。

第3章 部及び現地災害対策本部

(本部の部の組織、職制及び分担業務)

第6条 本部に別表左欄に掲げる部及び同表中欄に掲げる班を置き、その事務分掌は、同表右欄に掲げる所掌事務のとおりとする。

- 2 部に部長を、班に班長及び班員を置き、それぞれ別表の職にある者をもって充てる。
- 3 部長及び班長は、上司の命を受け所管職員を指揮監督する。
- 4 班員は、上司の命を受け分担事務に従事する。
- 5 部長若しくは班長に事故あるとき、又は部長若しくは班長が欠けたときは、本部長が指名する者がその職務を代理する。

(現地災害対策本部)

第7条 本部長は、災害が発生した場合において、災害応急対策の円滑な遂行を期するため必要と認めるときは、現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を設置する。

- 2 現地本部は、本部の任務のうち緊急を要する災害応急対策について、被災地域の住民の要請等に基づき適切な措置を講ずるものとする。

(平20規則38・一部改正)

(現地本部の組織及び分担業務)

第8条 現地本部に現地本部長、現地本部員及び現地本部職員を置く。

- 2 現地本部長は副本部長又は本部員のうちから、現地本部員は本部員又は所属職員のうちから、現地本部職員は所属職員から本部長が指名する。
- 3 現地本部長は、本部長の命を受け、現地本部の事務を総括し、現地本部員及び現地本部職員を指揮監督する。
- 4 現地本部員は、現地本部長の命を受け、現地本部職員を指揮監督する。
- 5 現地本部職員は、上司の命を受け、現地本部の事務に従事する。

第4章 災害対策活動

(災害対策活動の体制の種別)

第9条 災害対策活動に当たって取るべき体制の種別は、次のとおりとする。

- (1) 待機体制(風水害に対して、防災に関連する部署等の職員が主として情報収集を行い得る体制で、危機管理監が副市長の指示を受けて行う。)
- (2) 準備体制(主として全庁的に情報収集を行い得る体制で、危機管理監が副市長の指示を受けて行う。)
- (3) 警戒体制(必要に応じ警戒本部を設置し、警戒に当たる体制で、危機管理監が副市長の指示を受けて行う。)
- (4) 非常体制(本部を設置して災害対策活動を推進する体制)

(平 18 規則 70・平 19 規則 29・平 20 規則 38・平 26 規則 20・一部改正)

(動員計画)

第 10 条 職員の動員計画については、部長が前条の体制の種別と配備区分ごとにあらかじめ飯能市地域防災計画に基づき定めるものとする。

2 職員の動員計画は、勤務時間外に発生した災害についても職員が迅速に対応できるように、当該職員の居住地等を配慮して作成するものとする。

(職員動員の方法)

第 11 条 本部が設置された場合、職員班長はその旨を各部長に通知しなければならない。

2 部長は、前項の通知を受けたときは、直ちに必要な職員を動員して、配備体制を整えなければならない。

3 前項の規定により動員を受けた職員は、速やかに招集地に参着し、所属班長に参着した旨を届け出なければならない。ただし、自身が被災した場合、病気等のやむを得ない理由により動員に応じられないときは、便宜の方法をもって所属班長に届け出なければならない。

4 動員を完了した部長は、班別に人員及び氏名を職員班長に通報し、職員班長は、これを動員記録簿に記録しなければならない。

(応援の要請)

第 12 条 部長は、配備された職員をもっては十分に災害応急活動が実施できないと認めるときは、本部長に対して応援を求めるものとする。

第 5 章 雑則

(情報の収集及び報告)

第 13 条 部長は災害に関する情報を自ら、又は関係機関を通じて収集し、本部長が別に定めるところにより、これを本部長に遅滞なく報告するものとする。

2 被害状況の報告は、発生速報(様式第 1 号)により災害発生の速報を行い、調査の結果を経過速報(様式第 2 号)により報告するものとする。

(委任)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、災害対策活動の実施に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(飯能市災害対策本部条例施行規則の廃止)

2 飯能市災害対策本部条例施行規則(昭和 39 年規則第 18 号)は、廃止する。

附 則(平成 15 年規則第 9 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年規則第 20 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年規則第 84 号)

この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 11 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 55 号)

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年規則第 70 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 29 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年規則第 38 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年規則第 5 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年規則第 18 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規則第 17 号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第16号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第17号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第20号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第4号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第9号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第10号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第21号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第13条関係）

発生速報

日 時 分受信		発 信 者		受 信 者	
1 被害発生	自 月 日 時 分 至 月 日 時 分				
2 被害場所					
3 被害程度					
4 災害に対する措置					
5 その他必要事項					

様式第 2 号（第 13 条関係）

経 過 速 報

				発 信 者				受 信 者				
災 害 の 種 別							発 生 地 域					
被 害 報 告			月 日 時 分 現在									
報 告 区 分			発生 経過									
区 分			被 害			区 分			被 害			
人的被害	死 者		人				田畑被害	田	流出・埋没ha			
	行方不明者		人						冠 水ha			
	負傷者	重 症	人					畑	流出・埋没ha			
		軽 傷	人						冠 水ha			
住家被害	全 壊 (焼) (流出)		棟				道路被害	決 壊		箇所		
			世帯					冠 水		箇所		
			人									
	半 壊 (焼)		棟				その他の被害	文 教 施 設		箇所		
			世帯					病 院		箇所		
			人					橋 梁		箇所		
	一部破損		棟					河 川	箇所			
			世帯					砂 防	箇所			
			人					清 掃 施 設	箇所			
	床上浸水		棟					崖 く ず れ	箇所			
			世帯					鉄 道 不 通	箇所			
			人					被 害 船 舶 隻				
	床下浸水		棟					水 道 戸				
			世帯					電 話 回線				
			人					電 気 戸				
	非住家被害	公共建物	全壊(焼)					火災発生	ガ ス 戸			
半壊(焼)									ブロック塀等		箇所	
その他		全壊(焼)							り 災 世 帯 数		世帯	
		半壊(焼)							り 災 者 数		人	
									建 物	件		
									危 険 物	件		
災害に対してとられた措置												
(1) 災害対策本部の設置状況 日 時 分 設置												
(2) 市のとった主な応急措置の状況												
(3) 災害応援要請又は職員派遣の状況												
(4) 災害救助法適用の状況												
(5) 避難命令・勧告の状況												
市町村数 地区数・地区名												
人 員 人												
(6) 消防機関の活動状況												
ア 出動人員 消防職員 名												
消防団員 名												
計 名												
イ 主な活動内容（使用した機材を含む）												

資料 5 飯能市自主防災組織育成事業補助金交付要綱

平成 13 年 12 月 10 日

告示第 220 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、自主防災組織を育成し市民の防災意識の高揚と防災活動の技術向上を図るため、自主防災組織による防災訓練の実施及び自主防災組織の構成員による防災士の資格取得に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

- 2 前項の補助金の交付に関しては、飯能市補助金等の交付手続等に関する規則(平成18年規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(平 20 告示 199・平 31 告示 76・一部改正)

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 地域の防災活動を行うため自治会又は複数の自治会を単位として自主的に組織した団体で、自主防災組織設立届出書(様式第1号)により市長に届出があったものをいう。
- (2) 防災訓練 自主防災組織が災害の発生に備えて実施する訓練で、次に掲げる訓練種目のうち 3 以上(3 以上の個別訓練を計画し、雨天等のやむを得ない理由により、当該訓練のうち 2 以上の個別訓練を市長の承認を得て実施した場合を含む。)について実施するものをいう。

ア 情報収集・伝達訓練

イ 初期消火訓練

ウ 救出・救護訓練

エ 避難誘導訓練

オ 炊き出し訓練

カ 給水訓練

キ その他の訓練

- (3) 防災士 特定非営利活動法人日本防災士機構の認証登録を受けた者をいう。

(平 20 告示 199・平 21 告示 42・平 31 告示 76・一部改正)

(補助対象事業等)

第 3 条 補助対象となる事業は、自主防災組織が行う防災訓練の実施及び防災士の資格取得事業とする。

(補助金の額等)

第 4 条 補助金の額は、防災訓練の実施事業にあつては防災訓練の実施に要した費用の 2 分の 1 以内の額で、別表に掲げる額を限度とし、防災士の資格取得事業にあつては防災士の資格取得のための講座の受講料及び教本代、防災士資格取得試験受験料並びに防災士認証登録申請料とする。

- 2 補助金の交付は、1 つの自主防災組織に対し、1 つの自主防災組織による単独の防災訓練の実施及び複数の自主防災組織による合同の防災訓練の実施についてはそれぞれ毎年度 1 回、防災士の資格取得については毎年度 1 人分を限度とする。

(平 17 告示 104・平 20 告示 199・平 21 告示 42・平 23 告示 60・平 31 告示 76・一部改正)

(申請書の様式等)

第 5 条 規則第5条第1項の申請書の様式は、様式第2号又は様式第3号のとおりとする。

(平 20 告示 199・全改)

(交付決定通知書の様式)

第 6 条 規則第8条第1項の交付決定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(平 20 告示 199・全改)

(報告書の様式等)

第 7 条 規則第14条第1項の報告書の様式は、様式第5号又は様式第6号のとおりとする。

- 2 前項の報告書は、補助事業完了後 30 日以内又は補助金の交付を受けようとする会計年度の 3 月 20 日のいずれか早い日までに提出するものとする。

(平 20 告示 199・全改、平 31 告示 76・一部改正)

(確定通知書の様式)

第 8 条 規則第15条第1項の規定による通知は、様式第5号により行うものとする。

(平 20 告示 199・全改)

(書類の整備等)

第 9 条 自主防災組織は、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を整備し、及び保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保存期間は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して 5 年間とする。

(平 20 告示 199・全改)

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

(平 17 告示 104・旧第 11 条繰下、平 20 告示 199・旧第 12 条繰上・一部改正)

附 則

この告示は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年告示第 104 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年告示第 345 号)

この告示は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年告示第 199 号)

改正 平成 23 年 3 月 16 日告示第 60 号

(施行期日等)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の飯能市自主防災組織育成事業補助金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、防災訓練(1つの自主防災組織による単独の防災訓練に限る。)の実施事業に対する補助金の額に係る補助率は、次の表の左欄に掲げる自主防災組織の設立年月日の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる補助の特例期間は、同表の右欄に掲げる補

助率とする。

自主防災組織の設立年月日	補助の特例期間	補助率
平成 20 年 4 月 1 日以後	平成 24 年度まで	3 分の 2
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで	平成 23 年度まで	
平成 19 年 3 月 31 日以前	平成 22 年度まで	

(平 23 告示 60・一部改正)

附 則(平成 21 年告示第 42 号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年告示第 60 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の飯能市自主防災組織育成事業補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、防災資材・機材の購入事業に対する補助金の額に係る補助率は、次の表の左欄に掲げる自主防災組織の設立年月日の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる補助の特例期間は、同表の右欄掲げる補助率とする。

自主防災組織の設立年月日	補助の特例期間	補助率
平成 20 年 4 月 1 日以降	平成 24 年度まで	3 分の 2
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで	平成 23 年度まで	

附 則(平成 26 年告示第 75 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の飯能市自主防災組織育成事業補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、防災資材・機材の購入事業に対する補助金の額に係る補助率は、次の表の左欄に掲げる自主防災組織の設立年月日の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる補助の特例期間は、同表の右欄掲げる補助率とする。

自主防災組織の設立年月日	補助の特例期間	補助率
平成 20 年 4 月 1 日以降	平成 28 年度から平成 30 年度まで	4 分の 1
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	平成27年度から平成 29年度まで	
平成19年3月31日以前	平成26年度から平成 28年度まで	

附 則(平成 31 年告示第 76 号)

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第4条関係)

(平20告示199・全改、平21告示42・一部改正、平31告示76・旧別表第2・一部改正)

補助対象	補助限度額	
防災訓練の実施	訓練参加 人数	100人未満 40,000円
		100人以上 200人未満 $40,000円 + (参加者数 - 100人) \times 200円$
		200人以上 300人未満 $60,000円 + (参加者数 - 200人) \times 150円$
		300人以上 400人未満 $75,000円 + (参加者数 - 300人) \times 150円$
		400人以上 500人未満 $90,000円 + (参加者数 - 400人) \times 100円$
		500人以上 $100,000円 + (参加者数 - 500人) \times 50円$

※補助限度額は1,000円未満切捨て

様式 略

資料 6 飯能市被災建築物応急危険度判定要綱

平成 14 年 6 月 28 日

告示第 115 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災建築物応急危険度判定 地震により被災した建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度の判定、表示等を行うことをいう。
- (2) 応急危険度判定士 被災建築物応急危険度判定業務（以下「判定」という。）に従事する者として、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき知事の認定を受けた者又は埼玉県以外の都道府県の知事が定める者等をいう。
- (3) 応急危険度判定コーディネーター 判定の実施に当たり、判定実施本部、判定支援本部及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整に当たる市職員及び判定業務に精通した埼玉県内の建築関連団体等に属する者をいう。

(判定の実施)

第 3 条 市長は、地震により相当数の建築物が被災し、余震等により二次災害の発生のおそれがあると判断したときは、直ちに判定の実施を決定し、判定実施本部の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、地震災害に備え、判定実施本部の体制についてあらかじめ整備しておくものとする。

(判定計画)

第 4 条 市長は、判定の対象となる建築物の範囲、応急危険度判定士、応急危険度判定コーディネーター及びその他の判定業務従事者（以下「応急危険度判定士等」という。）の人員などを定めた計画を定めるものとする。

- 2 前項の計画には、あらかじめ地震の規模、被災建築物等を推定し、判定を行うべき施設、区域及び判定対象建築物の決定等の基準を整備しておくものとする。

(判定の実施に関する県との連絡調整等)

第 5 条 市長は、判定実施本部の設置を決定したときは、埼玉県知事に速やかに連絡するものとする。

- 2 市長は、判定実施の決定に伴い、被災建築物棟数及び応急危険度判定士等の動員計画から、短期に判定を終了することが困難と思われるときは、埼玉県知事に対して判定に関する支援を要請することができる。
- 3 判定実施本部の長は、埼玉県判定支援本部の長に対し現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議及び調整をするものとする。

(判定体制の周知)

第6条 市長は、判定体制の充実のため、埼玉県及び彩の国既存建築物地震対策協議会と協力して広報等を行い、判定活動の周知に努めるものとする。

(判定の実施体制)

第7条 市長は、応急危険度判定士等を招集するための連絡網を作成し、判定実施時における応急危険度判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

(応急危険度判定コーディネーターの任命)

第8条 市長は、実施本部と応急危険度判定士等との連絡調整及び応急危険度判定士等に対しガイダンス等を行うため、判定所管課職員及び応急危険度判定士のうちから必要な者を応急危険度判定コーディネーターに任命するものとする。

(判定の方法及び判定結果の表示)

第9条 判定は、全国被災建築物応急危険度判定協議会で定める判定調査票に基づき実施するものとする。

2 判定を行った被災建築物については、判定結果に基づき、当該建築物の見やすい場所に「危険」、「要注意」又は「調査済」のいずれかの表示を行うものとする。

(応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法及び宿泊場所の設定等)

第10条 市長は、応急危険度判定士等の判定区域までの移動について、判定の実施の決定後速やかに、被災状況等を検討し輸送方法を手配するものとする。

2 市長は、応急危険度判定士等の食料の準備及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

(判定用資機材の調達)

第11条 市長は、判定活動に必要な判定用資機材の調達及び備蓄を行うものとする。

(判定活動等における補償)

第12条 市長は、判定活動に民間の応急危険度判定士等を従事させる場合は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度を適用するものとする。

(その他)

第13条 市長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制上の措置その他所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

資料 7 飯能市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 10 月 3 日

条例第 33 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉の増進及び生活の安定に資することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 本市は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下第 5 条、第 6 条、第 9 条及び第 10 条において「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合又はその他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、前 2 項の規

定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条の規定により災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(災害弔慰金の支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

(災害弔慰金の支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、市長が定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 本市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(災害障害見舞金の支給の制限等)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 本市は、令第3条の規定する災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害

の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 箇月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 1,500,000 円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000 円

ウ 住居が半壊した場合 2,700,000 円

エ 住居が全壊した場合 3,500,000 円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1,500,000 円

イ 住居が半壊した場合 1,700,000 円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 2,500,000 円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 3,500,000 円

(3) 第 1 号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居の建て直しに際しその住居の残存部分を取り壊さなければならない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000 円」とあるのは「3,500,000 円」と、「1,700,000 円」とあるのは「2,500,000 円」と、「2,500,000 円」とあるのは「3,500,000 円」と読み替えるものとする。

(利率)

第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金の償還は、年賦償還とする。

2 償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年）とする。

3 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

4 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項及び令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 9 月 1 日から適用する。

(平 16 条例 53・旧附則・一部改正)

(名栗村の編入に伴う経過措置)

2 名栗村の編入の日（以下「編入日」という。）前に発生した災害で、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年名栗村条例第 20 号。以下「村条例」という。）の規定に該当するものについては、この条例の相当規定に該当する災害とみなす。

(平 16 条例 53・追加)

- 3 編入日前に、村条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平 16 条例 53・追加)

附 則 (昭和 50 年条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 6 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 52 年条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の飯能市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 5 条の規定は昭和 51 年 9 月 7 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第 10 条の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和 53 年条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の飯能市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 5 条の規定は昭和 53 年 1 月 14 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第 10 条の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和 56 年条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の飯能市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 5 条の規定は昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第 10 条の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和 57 年条例第 40 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条から第 11 条までの規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (昭和 62 年条例第 9 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 13 条の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成 3 年条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は、平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は、当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条の規定は、同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成 16 年条例第 53 号)

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成23年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(令和元年条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の飯能市災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条並びに第 15 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(令和元年条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 8 飯能市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 57 年 12 月 25 日

規則第 35 号

飯能市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則（昭和 49 年規則第 29 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、飯能市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 33 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害弔慰金の支給の手続）

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次の各号に掲げる事項の調査を行うものとする。

- （1）死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- （2）死亡（行方不明を含む。以下同じ。）の年月日及び死亡の状況
- （3）死亡者の遺族に関する事項
- （4）支給の制限に関する事項
- （5）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

3 市長は、市民でない遺族に対し、遺族であることを証する書類を提出させるものとする。

（災害障害見舞金の支給の手続）

第 3 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次の各号に掲げる事項の調査を行うものとする。

- （1）障害者の氏名、性別及び生年月日
- （2）障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- （3）障害の種類及び程度に関する事項
- （4）支給の制限に関する事項
- （5）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

3 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第 1 号）を提出させるものとする。

（災害援護資金の借入れの申込み）

第 4 条 条例第 12 条の規定により災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、災害援護資金借入申込書（様式第 2 号。以下「借入申込書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第5条 市長は、前条の規定により借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討し、当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第6条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号）により、当該借入申込者に通知するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認通知書（様式第4号）により、当該借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第7条 前条第1項の規定により資金の貸付けの決定を受けた借入申込者は、速やかに保証人の連署した災害援護資金借用書（様式第5号。以下「借用書」という。）に当該借入申込者及び保証人の印鑑証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第8条 市長は、前条の借用書の提出があつたときは、貸付金を交付するものとする。

（借用書等の返還）

第9条 市長は、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第10条 条例第15条第3項ただし書の規定により繰上償還をしようとする借受人は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（償還金の支払猶予）

第11条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、償還金の支払猶予を認める旨を決定したときは、支払猶予承認書（様式第8号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、償還金の支払猶予を認めない旨を決定したときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）により当該借受人に通知するものとする。

（違約金の支払免除）

第12条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、違約金支払免除申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金支払免除承認書（様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、違約金の支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式

第 12 号) により当該借受人に通知するものとする。

(償還の免除)

第 13 条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、災害援護資金償還免除申請書（様式第 13 号）に次の各号に掲げるいずれかの書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

2 市長は、貸付金の償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認書（様式第 14 号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

3 市長は、貸付金の償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第 15 号）により当該償還免除申請者に通知するものとする。

(督促)

第 14 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない借受人があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届)

第 15 条 借受人又は保証人の氏名又は住所の変更等により借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに氏名等変更届（様式第 16 号）を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出なければならない。

(その他)

第 16 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 3 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（平成 17 年規則第 121 号）

この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の飯能市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年規則第 12 号）

この規則は、公布の日から施行する。

資料 9 飯能市災害見舞金等支給要綱

令和 2 年 8 月 26 日

告示第 251 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、災害により被害を受けた市民又はその遺族に対し、災害見舞金又は災害弔慰金(以下「災害見舞金等」という。)を支給することにより災害を受けた者の保護と福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 市内に発生した火災、爆発、風水害その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市に住所を有した者をいう。

(災害見舞金の支給)

第 3 条 本市は、災害により次の各号に掲げる被害を受けた世帯の世帯主に対し、当該各号に掲げる額の災害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である負傷 当該負傷を受けた者 1 人につき 3 万円
- (2) 住居の全焼、全壊又は流失 10 万円
- (3) 住居の半焼又は半壊 5 万円
- (4) 住居の一部損壊、部分焼若しくは床上浸水又は住居への土砂の流入 2 万円
- (5) 消火活動による住居の被害若しくは床下浸水又は住居敷地への土砂の流入 1 万円

(災害弔慰金の支給)

第 4 条 本市は、市民が災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- 2 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、10 万円とする。
- 3 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、災害により死亡した者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。
- 4 災害弔慰金を支給する遺族の順序は、災害により死亡した者の死亡当時において、当該死亡した者と生計を同じくしていた遺族を先にし、その他の遺族を後にし、同順位の遺族については前項に掲げる順序とする。

(支給の申請)

第 5 条 災害見舞金等の支給を受けようとする者は、災害により被害を受けた日から 30 日以内に、飯能市災害見舞金等支給申請書(様式第 1 号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、特別の理由があると認められるときは、市長は、この期限を延長することができる。

(支給の決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、支給又は不支給の決定をしたときは、当該申請をした者に災害見舞金等支給決定(却下)通知書(様式第 2 号)により通知するものとする。

(支給の制限)

第7条 災害見舞金等は、当該災害が災害見舞金等を受けるべき者の故意又は重大な過失により発生したときは、これを支給しない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附則

この告示は、令和2年9月1日から施行する。

様式 略

第2章 防災組織・協力機関

資料1 防災関係機関連絡先一覧

●第1 飯能市

飯能市役所	飯能市大字双柳 1-1	042-973-2111
飯能市東吾野医療介護センター	飯能市大字虎秀 25-1	042-978-2000
南高麗診療所	飯能市大字下直竹 1091-1	042-972-3807
名栗診療所	飯能市大字上名栗 208-6	042-979-1125

●第2 埼玉県

危機管理防災部消防課	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-8150
危機管理防災部危機管理課	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-8131
危機管理防災部災害対策課	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-8181
埼玉県西部地域振興センター	所沢市並木 1-8-1	04-2993-1110
飯能県税事務所	飯能市大字双柳 353	042-973-5612
狭山保健所	狭山市稲荷山 2-16-1	04-2954-6212
川越農林振興センター林業部	飯能市大字双柳 353	042-973-5620
飯能県土整備事務所	飯能市大字双柳 75	042-973-2281
埼玉県防災航空センター	川島町大字出丸下郷 53-1	049-297-7810

●第3 警察

飯能警察署	飯能市大字双柳 531	042-972-0110
飯能駅前交番	飯能市仲町 11-25	042-972-6350
山手町交番	飯能市山手町 12-17	042-973-4185
飯能東交番	飯能市大字双柳 694-4	042-973-8110
原市場駐在所	飯能市大字原市場 625-5	042-977-1235
東吾野駐在所	飯能市大字虎秀 18-5	042-978-1228
吾野駐在所	飯能市大字吾野 188-2	042-978-0110
名栗駐在所	飯能市大字上名栗 134-3	042-979-1130

●第4 消防

埼玉西部消防局	所沢市けやき台 1-13-11	04-2924-0119
飯能日高消防署	飯能市大字小久保 291	042-973-9119
飯能日高消防署稲荷分署	飯能市稲荷町 1-1	042-973-5155
飯能日高消防署名栗分署	飯能市大字下名栗 846-2	042-987-1119

飯能日高消防署吾野分署	飯能市大字坂石 283-1	042-970-2220
飯能消防団	飯能市大字双柳 1-1	042-973-2111

●第5 指定行政機関・指定地方行政機関

消防庁応急対策室	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-7527
関東財務局さいたま財務事務所	さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-1078
関東農政局坂戸統計・情報センター	坂戸市関間 4-7-9	049-284-5551
熊谷地方気象台	熊谷市桜町 1-6-10	048-521-0058
所沢労働基準監督署	所沢市並木 6-1-3	04-2995-2555
関東地方整備局荒川上流河川事務所	川越市新宿町 3-12	049-246-6371

●第6 自衛隊

陸上自衛隊第32普通科連隊	さいたま市北区日進町 1-40-7	048-663-4241
航空自衛隊中部航空方面隊	狭山市稲荷山 2-3	04-2953-6131

●第7 指定公共機関

東日本旅客鉄道(株)東飯能駅	飯能市東町 1-5	042-989-2343 (高麗川駅)
東日本電信電話(株)埼玉事業部	さいたま市浦和区常盤5-8-17	048-626-5431
日本郵便株式会社飯能郵便局	飯能市柳町 16-23	042-972-3400
日本赤十字社埼玉県支部	さいたま市浦和区岸町 3-17-1	048-789-7109
東京電力パワーグリッド(株)川越支社	川越市三久保町 17-4	0120-995-007
NHKさいたま放送局	さいたま市浦和区常盤 6-1-21	048-833-2041
東日本高速道路(株)所沢管理事務所	所沢市大字坂之下 761-1	04-2944-4111
日本通運(株)埼玉支店	さいたま市中央区下落合 1079-1	0120-154-022

●第8 指定地方公共機関

西武鉄道(株)飯能駅	飯能市仲町 11-21	042-972-2056
(株)テレビ埼玉	さいたま市浦和区常盤 6-36-4	048-824-3131
(株)エフエムナックファイブ	さいたま市大宮区錦町 682-2 JACK大宮 11F	048-650-0795
(社)埼玉県トラック協会 いるまの支部	飯能市大字双柳 776-2	042-972-5141
(一社)飯能地区医師会	飯能市大字下加治 359	042-974-1735
西武ガス(株)	飯能市大字双柳 373-15	042-973-2768
(一社)埼玉県バス協会	さいたま市浦和区高砂 2-2-15	048-824-5539
(一社)埼玉県LPガス西武支部	飯能市双柳 591	042-972-3527

●第9 協定締結市・機関

所沢市	所沢市並木 1-1-1	04-2998-1111
狭山市	狭山市入間川 1-23-5	04-2953-1111
入間市	入間市豊岡 1-16-1	04-2964-1111
日高市	日高市大字南平沢 1020	042-989-2111
横瀬町	秩父郡横瀬町大字横瀬 4545-1	0494-25-0111
青梅市	青梅市東青梅 1-11-1	0428-22-1111
高萩市	茨城県高萩市本町 1-100-1	0293-23-2111
墨田区	東京都墨田区吾妻橋 1-23-20	03-5680-1111
いるま野農業協同組合	川越市今成 2-29-4	049-224-1607
飯能市土木災害協力会	飯能市大字飯能 399-1	042-974-1700
学校法人大川学園	飯能市大字下加治 345	042-974-8880
(一社)全国霊柩自動車協会会員	飯能市八幡町 4-12	042-974-2304
埼玉県霊柩自動車協会		
埼玉葬祭業協同組合	比企郡小川町増尾 532-1	0493-72-5717
東京電力パワーグリッド(株)川越支社	川越市三久保町 17-4	049-215-3017
飯能市水道事業協同組合	飯能市大字双柳 531-5	042-974-3678
サントリーフーズ(株)埼玉支店	さいたま市大宮区桜木町 1-11-9	048-649-4800
毎日新聞飯能専売所	飯能市八幡町 4-4	042-972-2514
毎日新聞飯能東	飯能市緑町 17	042-985-3508
Y C 飯能中央	飯能市仲町 5-8	042-972-2007
Y C 東飯能	飯能市栄町 17-19	042-971-3337
Y C 西飯能	飯能市飯能 536	042-974-8708
A S A 飯能中央	飯能市新町 25-5	042-972-4701
A S A 飯能東部	入間市新光 527-9	04-2932-3698
東京新聞飯能専売所	飯能市双柳 486-1	042-974-4192
Y C 日高	日高市原宿 154-8	042-982-0333
埼玉県電気工事工業組合	さいたま市北区植竹町 1-820-6	048-663-0242
(一社)埼玉県バス協会西部地区部会	坂戸市大字小沼 292-1	049-284-3495
飯能商工会議所建設業部会	飯能市本町 1-7	042-974-3111
(株)マミーマート	さいたま市北区宮原町 2-44-1	048-654-2516
学校法人自由の森学園	飯能市大字小岩井 613	042-972-3131
(株)カインズ	群馬県高崎市高関町 380	027-320-1100
生活協同組合さいたまコープ	さいたま市南区根岸 1-5-5	048-667-4121
比企広域市町村圏組合	東松山市松葉町 1-2-3	0493-23-9331
(有)木澤屋	飯能市柳町 15-12	042-972-2401
(株)伊藤園	東京都渋谷区本町 3-47-0	03-5371-7111
三国コカ・コーラボトリング(株)	桶川市加納 180	048-774-1845
飯能旅館組合	飯能市大字下名栗 917	042-979-0505

埼玉県立狭山特別支援学校	狭山市大字笹井 2958	04-2953-1612
西武ガス(株)	飯能市大字双柳 373-15	042-973-2768
第一環境(株)	東京都港区赤坂 2-2-120	03-6277-7920
(株)クラウン・パッケージ	愛知県小牧市小針 3-67	042-973-5111
(株)LIXILビバ	さいたま市浦和区上木崎 1-13-1	
(株)エコス	東京都昭島市中神町 1160-1	042-546-3711
飯能市緑友会	埼玉県飯能市	
ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1-3	03-6898-7120
株式会社ゼンリン	さいたま市大宮区土手町 1-2	048-642-4946
(一社)埼玉県LPガス協会西武支部	日高市栗坪 5-9	
埼玉県行政書士会	さいたま市浦和区仲町 3-11-11	048-833-0900
埼玉県土地家屋調査士会	さいたま市浦和区高砂 4-14-1	048-862-3173
埼玉県石油商業組合飯能支部	埼玉県飯能市	
株式会社チーム関東	飯能市大字川寺 568-7	042-973-3611
ムサシ王子コンテナー株式会社	入間市狭山ヶ原 11-7	04-2934-1161
大鵬薬品工業株式会社	東京都千代田区神田錦町 1-27	042-972-8900
株式会社椿本チエイン	大阪府大阪市北区中之島 3-3-3	042-973-1135
春田産業(株)	飯能市山手町 1-2	042-974-1070
学校法人早稲田学園	東京都新宿区高田馬場四丁目 9-9	03-3369-5938
株式会社 HESTA大倉	東京都千代田区霞が関三丁目 2-5	03-6261-4960
埼玉土建一般労働組合飯能日高支部	飯能市大字原町 142-5	042-974-0330
Camping with Soul Japan(株)	飯能市八幡町 8-24	
飯能ライオンズクラブ	飯能市本町 1-7	042-974-3111
三井住友海上火災保険(株)埼玉支店	さいたま市大宮区東町 2-20-4F	
NPO法人コメリ災害対策センター	新潟市南区清水 4501-1	025-371-4185
株式会社アクティオ	東京都中央区日本橋 3-12-2	03-6854-1411
学校法人さゆり学園	飯能市緑町 2-5	042-973-3456
株式会社 富士薬品	さいたま市大宮区桜木町 4-383	048-644-3240

●第10 公共的団体

西川広域森林組合	飯能市大字阿須 343	042-972-7163
飯能市社会福祉協議会	飯能市大字双柳 371-13	042-973-0022
飯能商工会議所	飯能市本町 1-7	042-974-3111
(株)飯能ケーブルテレビ	飯能市大字小久保 19-1	042-974-3611

資料 2 飯能市防災会議名簿

区 分	機 関 名	役 職 名
会長	飯能市	市長
1号委員	所沢労働基準監督署	署長
2号委員	埼玉県西部地域振興センター	所長
2号委員	埼玉県飯能県土整備事務所	所長
2号委員	埼玉県狭山保健所	所長
2号委員	埼玉県川越農林振興センター林業部	副所長兼林業部長
3号委員	埼玉県飯能警察署	署長
4号委員	飯能市	副市長
4号委員	飯能市	総合政策部長
4号委員	飯能市	総務部長
4号委員	飯能市	市民生活部長
4号委員	飯能市	環境経済部長
4号委員	飯能市	健康福祉部長
4号委員	飯能市	こども支援部長
4号委員	飯能市	都市建設部長
4号委員	飯能市	上下水道部長
4号委員	飯能市	議会事務局長
4号委員	飯能市教育委員会	教育部長
5号委員	飯能市教育委員会	教育長
6号委員	埼玉西部消防局	飯能日高消防署長
6号委員	飯能消防団	消防団長
7号委員	日本郵便株式会社飯能郵便局	局長
7号委員	東日本旅客鉄道(株)東飯能駅	高麗川駅長
7号委員	東日本電信電話(株) 埼玉事業所 埼玉西支店	支店長
7号委員	東京電力パワーグリッド(株)川越支社	支社長
7号委員	西武鉄道(株)飯能駅	飯能駅管区長
7号委員	(社)埼玉県トラック協会いるまの支部	理事
7号委員	西武ガス(株)	代表取締役社長
7号委員	飯能市赤十字奉仕団	委員長
7号委員	(一社)飯能地区医師会	会長
7号委員	(一社)飯能地区歯科医師会	会長
7号委員	(一社)埼玉県LPガス協会 飯能支部	地区長
7号委員	いるま野農業協同組合	西部地域担当部長
8号委員	飯能地区薬剤師会	会長
8号委員	飯能市柔道整復師会	会長
8号委員	飯能市自治会連合会	会長
8号委員	飯能市民生委員児童委員協議会	会長

資料3 職員の動員計画

1 風水害対応

部	班	担 当 課	職員体制				
			待機	準備	警戒	非常 (第一)	非常 (第二)
総括対策部	本部対策班	防災危機管理課、行政センター管理課、人権くらし安全課	人	人	人	人	全員
	秘書広報班	秘書広報課、情報システム課	9	11	19	24	
総合政策対策部	輸送班	企画課	0	0	6	11	全員
	財務班	財政課					
	資産経営班	資産経営課					
	救援対応班	会計課、監査委員事務局					
総務対策部	庶務班	庶務課(選挙管理委員会含む)	2	2	10	23	全員
	職員班	職員課					
	契約班	契約検査課					
	被害調査班	市民税課、資産税課 収税課					
市民生活対策部	市民・避難班	自治振興課、市民課	0	0	3	12	全員
環境経済対策部	商工班	産業振興課	1	5	12	23	全員
	環境衛生班	環境緑水課、観光課					
	清掃班	クリーンセンター					
	農林班	農業振興課(農業委員会を含む)、森林づくり課					
	搜索・収容班						
健康福祉対策部	救護総務班	地域福祉課、生活福祉課、 障害福祉課、介護福祉課	0	0	13	36	全員
	医療総務班	保険年金課					
	医療班	医療管理課、保健センター					
こども支援対策部	救護班	こども政策課、こども支援課、 保育課、	0	0	5	10	全員
都市建設対策部	都市建設総務班	都市整備課	8	27	45	52	全員
	巡視工作第1班	都市整備課、維持管理課					
	巡視工作第2班	都市計画課					
	巡視工作第3班	建築課					
	巡視工作第4班	区画整理課					

教育対策部	教育班	教育政策課、学校教育課、 学校総務課	2	2	8	24	全員
	施設班	生涯学習スポーツ課、図書 館、博物館					
上下水道対策部	水道総務班	水道業務課	1	8	30	30	全員
	給水班	水道工務課					
	下水道班	下水道課					
議会対策部	議会班	議会総務課	1	1	5	5	全員
現地対策本部	情報収集連絡班	地区行政センター	0	12	12	26	全員
	地域調整班						

2 震災対応

部	班	担 当 課	職員体制		
			準備	警戒	非常
総括対策部	本部対策班	防災危機管理課、行政センター管理課、人権くらし安全課	13人	19人	全員
	秘書広報班	秘書広報課、 報 情報システム課			
総合政策対策部	輸送班	企画課	6	11	全員
	財務班	財政課			
	資産経営班	資産経営課			
	救援対応班	会計課、監査委員事務局			
総務対策部	庶務班	庶務課（選挙管理委員会含む）	9	23	全員
	職員班	職員課			
	契約班	契約検査課			
	被害調査班	市民税課、資産税課 収税課			
市民生活対策部	市民・避難班	自治振興課、市民課	3	8	全員
環境経済対策部	商工班	産業振興課	10	25	全員
	環境衛生班	環境緑水課、観光課			
	清掃班	クリーンセンター			
	農林班	農業振興課（農業委員会を含む）、森林づくり課			
	搜索・収容班				
健康福祉対策部	救護総務班	地域福祉課、生活福祉課 障害福祉課、介護福祉課	13	46	全員
	医療総務班	保険年金課			
	医療班	医療管理課、保健センター			
こども支援対策部	救護班	こども政策課、こども支援課、保育課	5	11	全員
都市建設対策部	都市建設総務班	都市整備課	27	45	全員
	巡視工作第1班	都市整備課、維持管理課			
	巡視工作第2班	都市計画課			
	巡視工作第3班	建築課			
	巡視工作第4班	区画整理課			
教育対策部	教育班	教育政策課、学校教育課、学校総務課	8	24	全員
	施設班	生涯学習スポーツ課、図書館、博物館			
上下水道対策部	水道総務班	水道業務課	8	30	全員
	給水班	水道工務課			
	下水道班	下水道課			
議会对策部	議会班	議会総務課	1	5	全員
現地対策本部	情報収集連絡班	地区行政センター	12	26	全員
	地域調整班				

第3章 救 援 施 設

資料 1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

番号	名 称	所 在 地	電話番号	指定緊急避難場所		指定避難所	地区名
				地震	土砂災害		
1	飯能第一小学校	山手町 13—8	972—4147	○	○	○	飯能
2	飯能第二小学校	小瀬戸 548—1	972—4026	○	×	○	
3	飯能西中学校	飯能 287	973—3148	○	○	○	
4	県立飯能高等学校	本町 17—13	973—4191	○	○	○	
5	飯能中央地区行政センター	飯能 60—1	972—3678	×	○	○	
6	第二区地区行政センター	小瀬戸 19—1	972—6784	○	○	○	
7	山手保育所	山手町 19—4	978—8216	○	○	○	
8	第二区保育所	小瀬戸 19—1	972—3676	○	○	○	
9	市民会館	飯能 226—2	972—3000	○	○	○	
10	中央公園	山手町及び飯能地内		○	○	—	
11	(学)自由の森学園	小岩井 613	972—3131	○	○	○	
12	精明小学校	小久保 54—2	972—2651	○	○	○	精明
13	富士見小学校	双柳 1—1	973—5741	○	○	○	
14	双柳小学校	双柳 1194	973—6522	○	○	○	
15	飯能第一中学校	双柳 1—1	972—4157	○	○	○	
16	精明地区行政センター	小久保 55—1	972—2314	○	○	○	
17	双柳地区行政センター	双柳 970-2	972—9900	○	○	○	
18	富士見地区行政センター	双柳 1—16	972—3314	○	○	○	
19	富士見保育所	双柳 429—1	972—2112	○	○	○	
20	浅間保育所	双柳 1185—3	973—5101	×	○	○	
21	総合福祉センター	双柳 371—13	973—0022	○	○	○	
22	(学)大川学園医療福祉専門学校	下加治 345	973—2723	○	○	○	加治
23	加治小学校	川寺 500	972—2319	○	○	○	
24	加治東小学校	岩沢 1243	973—5141	○	○	○	
25	加治中学校	阿須 164—1	973—2222	○	○	○	
26	県立飯能高等学校南校舎	阿須 298—2	974—1001	○	○	○	
27	加治地区行政センター	笠縫 59—1	972—2313	×	○	○	
28	加治東地区行政センター	岩沢 1283—1	974—4546	○	○	○	
29	加治保育所	川寺 531—4	972—2235	○	○	○	
30	加治東保育所	岩沢 1283—1	974—4547	○	○	○	
31	市民体育館	阿須 812—3	972—6506	○	○	○	
32	美杉台小学校	美杉台 1—29	972—0681	○	○	○	美杉台
33	美杉台中学校	美杉台 5—3	983—0121	○	○	○	
34	美杉台地区行政センター	美杉台 1—2—1	971—5151	○	○	○	

35	美杉台保育所	美杉台 1—2—1	972—5851	○	○	○	
36	南高麗小学校	下直竹 38	972—2806	○	○	○	南高麗
37	南高麗中学校	下直竹 1061	972—3808	○	×	○	
38	南高麗地区行政センター	下直竹 1122—2	972—2805	○	○	○	
39	南高麗福祉センター	上畑 202	983—4380	○	○	○	
40	旧吾野小学校	吾野 240—2		○	○	○	吾野
41	吾野地区行政センター	吾野 186—1	978—1211	○	○	○	
42	吾野保育所	長沢 78—1	978—0004	×	○	○	
43	旧東吾野小学校	平戸 130—2		○	○	○	東吾野
44	奥武蔵小学校	長沢 26—2	978—1214	○	○	○	
45	奥武蔵中学校	長沢 73—1	978—1215	○	●	○	
46	東吾野地区行政センター	虎秀 14—5	978—1212	○	×	○	
47	原市場小学校	下赤工 442—2	977—1236	○	○	○	原市場
48	原市場中学校	原市場 646	977—1233	○	×	○	
49	原市場地区行政センター	原市場 1048—1	977—1232	○	○	○	
50	原市場保育所	原市場 1048—1	977—0052	○	○	○	
51	原市場福祉センター	原市場 599	970—1122	○	○	○	
52	名栗小学校	上名栗 2944	979—1128	○	○	○	名栗
53	名栗地区行政センター	上名栗 3125-1	979—1121	×	○	○	
54	名栗地区行政センター分館 ふるさと会館	上名栗 1736	979—0404	○	○	○	
55	名栗地区行政センター分館 あすなろ会館	下名栗 846—1	979—0623	○	○	○	
56	名栗幼稚園	上名栗 2951	979—0257	○	○	○	
57	さわらびの湯	下名栗 685	979—1212	○	×	○	
58	名栗スポーツ広場	上名栗 3086		○	×	—	

○ …… 使用可能

● …… 体育館のみ使用可能

× …… 使用不可

— …… 指定緊急避難場所としてのみ指定

資料 2 福祉避難所一覧

No.	地区	施 設 名	所 在 地	連絡先	施設	法人名
1	飯能	デイサービスセンターあいこう	新町 21-7	974-5475	通所介護	(医) 友康会
2		特別養護老人ホーム敦徳園	永田 527-2	975-1552	介護老人福祉施設	(福) 埼玉現成会
3		ショートステイ敦徳園	永田 527-2	975-1552	短期入所生活介護	(福) 埼玉現成会
4		デイサービスセンター蘭風園	永田 527-2	975-1551	通所介護	(福) 埼玉現成会
5		デイサービスセンターサンタの森	飯能 398-1	971-2466	通所介護	(有) TKY・クリエイティブ・サービス
6		元気アップ倶楽部飯能	飯能 489-2	983-0001	短期入所生活介護	山手介護㈱
7		ベテラン館ましば	緑町 8-3	983-0015	通所介護	(有) 間柴メディカルサービス
8		認定こども園さゆり幼稚園	緑町2-5	973-3456	児童福祉施設	(学) さゆり学園
9		デイサービスセンター山手なの花館	山手町 23-8	973-0303	通所介護	山手介護㈱
10	精明	敬愛園	芦荻場 698-3	972-2110	通所介護	(福) 名栗園
11		無門関	芦荻場 781	973-6002	通所介護	(福) 名栗園
12		あしかり園	芦荻場 806-1	972-7777	介護老人福祉施設	(福) 名栗園
13		あったかホーム飯能	双柳 547-2	971-5531	認知症対応型共同生活介護	㈱稲穂の道
14		シルバーハウス希望の園	芦荻場 781	974-1725	軽費老人ホーム	(福) 名栗園
15	加治	グループホームこもれびたんぼぼ	落合 291-1	972-8985	認知症対応型共同生活介護	特定非営利活動法人ぬくもり福祉会たんぼぼ
16		飯能ケアセンター楠苑	落合 458-1	975-1601	介護老人保健施設	(医) くすのき会
17		飯能ケアセンターそよ風	笠縫 358	972-8710	短期入所生活介護	㈱メデカジャパン
18	南高麗	老人保健施設リハビリ館	下畑 296	974-6000	介護老人保健施設	(医) 徳明会
19	吾野	吾野園	南川 2091	978-2610	短期入所生活介護	(福) 武州清寿会
20		特別養護老人ホーム吾野園	南川 2091	978-2610	通所介護	(福) 武州清寿会
21	名栗	太行路	下名栗 460	979-0011	介護老人福祉施設	(福) 名栗園

資料 3 医療機関一覧

1 救急指定医療機関

平成 29 年 4 月 1 日現在

医 療 機 関 名	所 在 地	電 話	診 療 科 目
飯能中央病院	飯能市稲荷町 12-7	042-972-6161	内・小・外・整・耳・泌・ 皮・神内・消内・消外・循 内・放・リハ・婦・リウ・ 脳・形・歯・歯外
飯能整形外科病院	飯能市東町 12-2	042-975-7575	整・内・皮・形・血外・消 外・神内・放・リウ・ア レ・リハ・麻・婦
坂戸・飯能地区小児救急医療拠点病院			
埼玉医科大学病院	毛呂山町大字毛呂本郷 38	049-276-1465	
小児救命救急センター			
埼玉医科大学総合医療セン ター小児救命救急センター	川越市鴨田 1981	042-228-3595	

内…内科、小…小児科、歯…歯科、口…口腔外科、外…外科、整…整形外科、産婦…産婦人科、婦…婦人科、耳…耳鼻科、皮…皮膚科、神内…神経内科、放…放射線科、リハ…リハビリテーション科、泌…泌尿器科、消内…消化器内科、消外…消化器外科、循内…循環器内科、脳外…脳神経外科、リウ…リウマチ科、形成…形成外科、血外…血管外科、アレ…アレルギー科

2 市内医療機関

病院名	所 在 地	電 話	診療科目
飯能中央病院	稲荷町12-7	042-972-6161	内・小・外・整・耳・泌・ 皮・神内・消内・消外・循 内・放・リハ・婦・リウ・ 脳・形
南飯能病院	矢嵐415	042-972-7111	内・精・神
佐瀬病院	栄町11-2	042-973-9191	整・内・循内・神内
医療法人友康会 埼玉はんのうクリニック	飯能1185	042-973-3311	内・皮
飯能老年病センター	下加治147-1	042-974-2500	精・内・リハ・放・皮・老年 内科
医療法人靖和会 飯能靖和病院	下加治137-2	042-974-2311	内・リハ・放・精・脳内・ 皮・循内・呼
医療法人泰一会 飯能整形外科病院	東町12-2	042-975-7575	整・内・皮・形・血外・神 内・放・リウ・アレ・リ ハ・麻・婦
武蔵の森病院	飯能949-15	042-983-1221	心療・神・精・内
あいクリニック	東町6-4 和田ビル 2階	042-983-1355	心療・神・精
藍原眼科医院	八幡町1-12	042-972-2346	眼
石井外科胃腸科医院	本町4-17	042-972-3867	内・小・消・肝外・肝内・ 内視内・内視外
大木眼科医院	柳町8-6栄屋ビル2F	042-972-2200	眼
医療法人社団大山会 大山クリニック	川寺488-1	042-971-5300	内・脳・麻・循内

小川医院	双柳689-1	042-972-0600	内・胃・外・肛
河田小児科内科医院	美杉台5-1-3	042-975-3737	小・内・皮・アレ
医療法人徳明会	八幡町2-3	042-972-3061	内・消・肝内・循・アレ
小室クリニック			
佐瀬病院附属	栄町10-2	042-972-0022	整・内・糖・泌
栄町クリニック			
内科・胃腸科	八幡町6-1	042-971-1811	内・胃・小・リハ・放
佐野医院			
土屋医院	原市場566	042-977-0008	内・小・リハ
長嶋医院	坂石町分237-2	042-978-1234	内
飯能市国民健康保険	上名栗208-6	042-979-1125	内
名栗診療所	下名栗465-1	042-979-0156	内・外・神内・精・胃
名栗園診療所	南町9-10	042-975-5150	皮
野田皮フ科クリニック	柳町20-9	042-972-4029	内・小・皮
飯能医院	東町12-9	042-974-4171	内・外
飯能クリニック	双柳1322-1	042-974-9200	産婦
飯能産婦人科医院	双柳1227-1	042-973-7007	内・腎内・人透
はんのう内科・腎クリニック			内・消内・
飯能市東吾野医療	虎秀25-1	042-978-2000	リハ・肛・アレ・皮
介護センター診療所			
医療法人社団仁友会	柳町3-5	042-974-6633	内・循
東飯能駅前クリニック			
東飯能眼科	岩沢283-5	042-975-2525	眼
古川医院	南町9-10	042-983-0182	内・胃内・肛外・外
ふるや医院	柳町4-13	042-975-6600	内・脳内
細田耳鼻咽喉科医院	緑町18-12	042-972-1441	耳
本町診療所	本町16-9	042-972-2440	皮・小・アレ
医療法人新正会	緑町3-4	042-983-1660	内・小・婦・消内・循内・
間柴医院			皮・糖・整・脳・乳外・泌
医療法人社団洋伸会	美杉台2-18-14	042-974-5122	内・循・小・皮
美杉台クリニック			
医療法人社団	笠縫70-4	042-972-7137	内・放
水野クリニック			
飯能市国民健康保険	下直竹1091-1	042-972-3807	内
南高麗診療所			
医療法人社団康佑会	岩沢271-1	042-974-5255	内・整・皮・泌・リハ
元かじ整形外科内科	仲町12-10	042-974-8007	眼
よこたに眼科	美杉台3-25-1	042-972-8350	内・胃・小
吉田内科胃腸科医院	中山341-1	042-975-5577	内・循内
杉ハートクリニック	仲町12-10飯能サ	042-978-9781	耳・アレ・小
医療法人社団仁桜会	ンプラザ1F		
飯能駅前耳鼻咽喉科	大河原934-2	042-980-5372	小
こどものクリニックつむぎ			

内：内科、小：小児科、外：外科、整：整形外科、耳：耳鼻咽喉科、泌：泌尿器科、皮：皮膚科、神内：神経内科、消内：消化器内科、消外：消化器外科、循内：循環器内科、放：放射線科、

リハ：リハビリテーション科、婦：婦人科、リウ：リウマチ科、脳：脳神経外科、形：形成外科、歯：歯科、歯外：歯科口腔外科、糖：糖尿病内科、血外：血管外科、アレ：アレルギー科、麻：麻酔科、

精：精神科、神：神経科、脳内：脳神経内科、心療：心療内科、眼：眼科、胃：胃腸科、消：消化器科、

肛：肛門科、小外：小児外科、循：循環器科、肝内：肝臓内科、産婦：産婦人科、胃内：胃腸内科、

肛外：肛門外科、乳外：乳腺外科、呼：呼吸器科、腎内：腎臓内科、人透：人工透析内科、内視内：内視鏡内科、内視外：内視鏡外科

3 市内歯科医療機関

医療機関名	所在地	電話	診療科目
アオシカ歯科矯正 医療法人真優会	柳町1-9	042-974-3747	歯
荒井歯科医院	仲町6-15	042-973-7611	歯・矯正・小歯・歯外
医療法人社団伊澤会 伊澤歯科医院	岩沢802-1	042-972-5550	歯・矯正・小歯・歯外
むつみ歯科医院	柳町8-12	042-973-8815	歯
医療法人社団山吹会 井上歯科クリニック	栄町20-1-102	042-971-6480	歯・小歯・矯正・歯外
岩本歯科医院	本町16-3	042-972-2780	歯・小歯・歯外
医療法人社団柏楓会 大野デンタルクリニック	原市場593	042-977-0742	歯・小歯
加藤歯科医院	双柳573-3	042-974-2430	歯
吉良歯科診療所	東町14-6	042-972-3427	歯
医療法人社団ひだまり会 サニーデンタルクリニック	緑町11-23	042-972-3218	歯・小歯・歯外・矯正
清水歯科医院	仲町8-7	042-972-2527	歯・小歯
関口歯科医院	新町33-8	042-974-3911	歯
関谷歯科医院	八幡町19-5	042-972-2648	歯・小歯・矯正
土肥歯科医院	仲町6-21	042-972-4045	歯
永井歯科	八幡町26-5	042-974-2215	歯・矯正・小歯
医療法人信明会 中田歯科・矯正歯科クリニック	南町2-53	042-974-4088	歯・矯正
医療法人社団仁岳会 西東京歯科医院飯能分院	仲町2-2	042-974-1033	歯・矯正・小歯・歯外
花みずき歯科医院	川寺545-6	042-974-5290	歯・小歯・歯外
ハローデンタルクリニック	岩沢266-2	042-971-8686	歯・小歯・歯外・矯正
飯能矯正歯科クリニック	双柳1248	042-974-5939	歯・小歯・矯正
飯能歯科	仲町10-3	042-972-9781	歯・矯正・小歯
ひまわり歯科	下赤工505-6	042-977-3433	歯・小歯
ヒロデンタルクリニック	仲町11-21	042-971-4618	歯・小歯・矯正・歯外
福田歯科医院	八幡町13-21	042-972-2436	歯・小歯
町田歯科	双柳587	042-974-1818	歯・小歯・矯正
医療法人社団健聖会 美杉台くりはし歯科	美杉台2-6-5	042-974-8148	歯・矯正・小歯・歯外
みどり歯科クリニック	緑町5-17	042-974-2110	歯・小歯・歯外
むさしの歯科クリニック	川寺32	042-974-4988	歯・矯正・小歯・歯外
やまて歯科医院	飯能1337-3	042-972-2767	歯・小歯・歯外
山の歯医者さん	上名栗2872-1	042-979-0448	歯
横田歯科医院	柳町18-7	042-974-6611	歯・小歯
飯能地区歯科医師会立 休祝日緊急歯科診療所	小久保291	042-973-4114	歯
東飯能デンタルクリニック	新光1-5フーコット 飯能店内	042-980-7620	歯・矯正・小歯・歯外
安井歯科医院	栄町3-8	042-911-9755	歯・矯正・小歯・歯外
SNOW DENTAL CLINILC	柳町22-16	042-978-5221	歯・矯正・小歯・歯外
飯能南口歯科	南町9-10マイム第 3ビル3F	042-972-8220	歯・矯正・小歯・歯外

4 県内の災害拠点病院一覧

NO.	医 療 機 関 名	所 在 地	電話番号	病床数
1	川口市立医療センター	川口市西新井宿180	048-287-2525	539
2	自治医科大学付属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町1-847	048-647-2111	608
3	埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田1981	049-228-3400	1,053
4	北里大学メディカルセンター	北本市荒井6-100	048-593-1212	372
5	埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門714-6	0480-52-3611	329
6	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西5-8-1	048-571-1511	506
7	さいたま赤十字病院	さいたま市中央区新都心1-5	048-852-1111	632
8	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷2-1-50	048-965-1111	723
9	さいたま市立病院	さいたま市緑区三室2460	048-873-4111	567
10	防衛医科大学学校病院	所沢市並木3-2	04-2995-1511	800
11	埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口5-11-5	048-253-1551	424
12	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根1397-1	042-984-4111	700
13	行田総合病院	行田市持田376	048-552-1111	504
14	新久喜総合病院	久喜市上早見418-1	0480-26-0033	300
15	国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪2-1	048-462-1101	350
16	草加市立病院	草加市草加2-21-1	048-946-2200	380
17	埼玉医科大学病院	毛呂山町毛呂本郷38	049-276-2107	972
18	さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根299-1	048-626-0011	340

5 県内に所在する血液センター一覧

NO.	血液センター	所 在 地	電 話
1	埼玉県赤十字血液センター	埼玉県さいたま市見沼区深作 955—1	048—684—1511
2	日高事業所	埼玉県日高市高萩 1370—12	042—985—6111
3	熊谷出張所	埼玉県熊谷市奈良新田 398—1	048—525—1330

6 地域災害時救護マネージメントセンター設置場所

マネージメントセンター 市庁舎別館相談室	電 話	F A X
	973-2111	974-6737

7 救護所

医療救護所一覧表

飯能第一小学校救護所	972-4147	飯能市山手町 1 3-8
富士見小学校救護所	973-5741	飯能市双柳 1 - 1
双柳小学校救護所	973-6522	飯能市双柳 1 1 9 4
加治小学校救護所	972-2319	飯能市川寺 5 0 0
加治東小学校救護所	973-5141	飯能市岩沢 1 2 4 3
原市場小学校救護所	977-1236	飯能市下赤工 4 4 2 - 2
奥武蔵小学校救護所	978-1214	飯能市長沢 2 6 - 2

簡易救護所一覧表

飯能第二小学校救護所	972-4026	飯能市小瀬戸 5 4 8 - 1
南高麗小学校救護所	972-2806	飯能市下直竹 3 8
精明小学校救護所	972-2651	飯能市小久保 5 4 - 2
美杉台小学校救護所	972-0681	飯能市美杉台 1 - 2 9
旧吾野小学校救護所		飯能市吾野 2 4 0 - 2
旧東吾野小学校救護所		飯能市平戸 1 3 0 - 2
名栗小学校救護所	979-1128	飯能市上名栗 2 9 4 4

資料 4 飛行場外離着陸場一覧

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

場 外 名 称	地 名 番 地	座 標 ・ 北 緯			座 標 ・ 東 経			管 理 者
		°	'	〃	°	'	〃	
飯能日高消防署	飯能市大字小久保 291	35	51	56	139	20	12	埼玉西部消防組合
飯能市阿須運動公園 (野球場横)	飯能市大字阿須地内 入間川右岸側河川敷	35	49	58	139	20	20	建設部維持公園課
飯能市立飯能西中学校	飯能市大字飯能 287	35	51	16	139	18	36	飯能市教育委員会
名栗スポーツ広場	飯能市大字上名栗 3086	35	52	46	139	11	6	飯能市教育委員会
飯能市立奥武蔵小学校	飯能市大字長沢 26-2	35	54	43	139	13	51	飯能市教育委員会

資料 5 応急給水用機材保有状況

(令和 3 年 8 月 1 日現在)

給水車	17000	1 台
給水タンク	10000	4 基
応急給水栓	4 口	11 基
ポリ容器	200	128 個
ポリ袋 (背負い式)	60	5,380 枚

資料6 応急給水装置保管場所

応急給水装置 1 式	応急給水栓1個、給水ホース5×20m、 空気弁用玉押器1個、玉押器用開栓器1 個、鉄蓋開閉用バール1本
------------	---

管理 番号	保 管 場 所	使用想定避難所	対 象 空気弁
飯1	精明地区行政センター 飯能市大字小久保 5 5 番地 1	同 左	飯能支線 A9
飯2	精明地区行政センター 飯能市大字小久保 5 5 番地 1	精明小学校	飯能支線 A10
飯3	飯能・日高消防署 飯能市大字小久保 2 9 1 番地	同 左	飯能支線 A12
飯4	富士見地区行政センター 飯能市大字双柳 1 番地 1 6	飯能第一中学校 富士見小学校 富士見地区行政センター	飯能支線 A15
飯5	富士見地区行政センター 飯能市大字双柳 1 番地 1 6	総合福祉センター	飯能支線 A14
飯6	飯能市立図書館 飯能市山手町 1 9 番 5 号	埼玉県立飯能高校	飯能支線 A20
飯7	飯能市立図書館 飯能市山手町 1 9 番 5 号	飯能第一小学校 飯能市山手保育所	飯能支線 A21
飯8	市民会館 飯能市大字飯能 2 2 6 番地 2	市民会館 飯能西中学校	飯能支線 A22
飯9	飯能中央地区行政センター 飯能市大字飯能 6 0 番地 1	同 左	飯能支線 A23

資料 7 物資の備蓄状況

(令和 7 年 2 月 1 日現在)

1 食糧

米・アルファ米 食	レトルト 食	保 存 水 リットル	ドライミルク 食
29,350	1,000	7,824	1,000

2 生活必需品等

毛 布 枚	寝 袋 枚	ハ ー テ ー シ ョ ン 張	ローラマット 枚	子ども用おむつ 枚	大人用おむつ 枚	生 理 用 品 枚
3,511	563	498	1,385	7,800	1,050	10,080

トイレット ペーパー ロール	簡易トイレ 個	ローソク 本	ラップ式 トイレ 台
3,600	961	240	10

3 防災用資機材

発動発電機 台	投 光 器 式	移動式炊飯器 台	ワンタッチテント 張	ブルーシート 枚	担 架 台	車 椅 子 台	ス コ ッ プ 丁
17	7	8	122	910	48	2	95

資料 8 災害応急対策活動拠点一覧

名 称	所 在 地	面 積	平常時の土地 利用	管理者
阿須運動公園	飯能市大字阿須 812-3 他	186,217m ²	公園	飯能市
岩沢運動公園	飯能市大字岩沢 (入間川左岸河川敷)	37,000m ²	公園	飯能市
飯能日高消防署	飯能市大字小久保 291	24,287m ²	消防用地	埼玉西部消防組合
名栗げんきプラザ	飯能市上名栗 1289-2	80,672m ²	学習施設	埼玉県
名栗スポーツ広場	飯能市上名栗 3086	11,346m ²	運動場	飯能市

資料 9 緊急輸送道路

番号	路線名	起点	終点	認定幅員 (小)	認定幅員(大)	延長m (総延長)	橋り よう 数
1	1-1-1	川寺字一本杉	川寺字熊坂	5.00	87.04	1,008.5(1,764.2)	0
2	1-2-1	矢風字堰元	大河原字森下	6.00	33.90	1,296.4	0
3	1-3	大河原字別所平	小瀬戸字小瀬戸	4.40	31.92	3,682.0	5
4	1-4	山手町	飯能字吉野入	5.11	18.82	1,488.3	0
5	1-5	中山字上鍬	下川崎字東原	5.90	16.28	4,407.4	1
6	1-6	双柳字六道	中居字柳沢	6.00	14.61	2,059.9	0
7	1-7	笠縫字後際	岩沢字飛矢首	3.82	17.04	1,803.4(2,312.9)	1
8	1-8	南町	岩渕字長五竹	4.50	19.31	1,663.2	2
9	1-9-1	小岩井字阪上	小岩井字島ノ入	※1.82	16.14	910.5(1,163.2)	1
10	1-12	平松字糝ヶ谷戸	下川崎字西原	5.90	27.08	1,110.0	1
11	1-13	平松字大道	芦荻場字坂下	6.00	11.90	1,254.2	0
12	1-14	芦荻場字向原	芦荻場字坂下	6.70	11.00	394.6	0
13	1-18	岩沢字中内手	阿須字菅沢	3.50	12.03	521.6(1,638.5)	1
14	1-20	矢風字秋津	矢風字奥平	6.30	16.13	720.3	0
15	1-22-1	新町	中居字神鍬	11.00	24.50	986.2	0
16	1-1680-1	緑町	青木字大南西	11.00	23.00	1,109.9	0
17	1-1797-2	岩沢字滝ノ上	双柳字浅間	6.00	15.00	1,374.0	0
18	1-2149	川寺字矢ノ目	川寺字一本杉	5.96	9.15	365.3	0
19	1-2190	川寺字芝際	川寺字桐ヶ窪	12.07	28.31	406.9	0
20	1-2235	阿須字要害沢	阿須字黒金沢	8.60	12.60	757.1	0
21	1-2602	小岩井字渡場	下赤工落合	2.73	20.04	1,422.6	0
22	1-2668-2	栄町	双柳字下宿	17.96	98.49	969.56	0
23	1-2685	永田字西ヶ谷戸	小岩井字下火下	12.00	19.92	181.7	1
24	1-2687	永田字西ヶ谷戸	永田台2丁目	13.00	18.02	766.5	0
25	1-2712	南町	岩渕字前ヶ貫	12.80	97.50	1,862.7	3
26	1-2713-1	美杉台3丁目	美杉台6丁目	16.00	31.54	1,932.3	0
27	1-2717	美杉台1丁目	美杉台1丁目	9.00	13.30	472.2	0
28	1-2801	双柳字上宿	双柳字上宿	18.10	27.55	232.7	0
29	1-2870-1	山手町	中山字鶴舞	16.00	58.62	1,052.5	0
30	1-2894	稲荷町	仲町	10.97	17.29	640.3	0
31	1-2963	中山字上廻台	小久保字八幡沢	8.40	23.57	1,501.1	0
32	1-2971	芦荻場字坂下	芦荻場字坂下	4.00	15.83	72.0(712.0)	1
33	1-3041	双柳字上宿	双柳字中宿	18.09	30.51	443.34	0
34	1-3059	双柳字下宿	双柳字六道	18.00	19.65	276.1	0
35	1-3060	双柳字東原	双柳字巽原	12.00	29.64	568.5	0
36	農道双柳線	双柳字上ノ台	平松字西原	6.00	8.00	1,220.0	1
小計						40,933.8	18
37	4-2	上畑字岩脇	下直竹字西橋場	8.20	50.73	1,159.3	1
38	4-3-3	下直竹字東橋場	荻生字門谷津	3.64	41.56	2,057.1(3,928.97)	0
39	4-4	上直竹下分字郷戸	上直竹上分字東細田	※1.21	26.00	3,715.7(4,088.6)	5
40	旧榎坂林道	小岩井字芳沢	荻生字四方田	4.00	—	1,080.0	0
41	林道細田線	上直竹上分字東細田	上直竹上分字西細田	3.60	—	1,505.0	1
小計						9,517.1	7
42	5-2	下赤工落合	下赤工字笹畑	2.73	12.00	1,203.0(1357.4)	1
43	5-4	原市場字宮ノ脇	中藤上郷字旭谷戸	5.00	27.20	1,501.6	1
44	5-5	原市場字宮ノ脇	原市場字高谷	※1.82	7.50	2,123.9(2,743.9)	7
小計						4,828.5	9
45	6-2	平戸字夏地	平戸字夏地	4.00	11.00	188.6	0

46	6-4	虎秀字市場	虎秀字間野	4.00	20.00	2,504.1	3
47	6-6	長沢字田中	長沢字八徳	3.60	12.00	3,120.1	8
48	6-7	長沢字腰巻	長沢字腰巻	3.64	23.80	753.0	0
49	6-17	長沢字湯久保	長沢字八木沢	4.00	7.80	352.0	1
50	林道長尾坂野口入線	小瀬戸字野口	平戸字田島	4.00	—	4,017.0	2
51	林道八徳入線	長沢字八徳	長沢字大峰	3.50	4.00	2,163.0	0
52	林道八徳線	長沢字八徳	長沢字八徳	3.60	—	537.6(1130.0)	4
小計						13,635.4	18
53	7-2	上長沢字大窪	高山字東下	※1.52	15.20	3,456.4	3
54	7-3	吾野字天神平	北川字石風呂	3.90	19.15	4,561.7	7
55	8-3	下名栗字新シ	下名栗字川又	5.40	—	2,984.9	5
56	8-5	上名栗字平	上名栗字小出	3.60	—	2,303.2	4
小計						13,306.2	19
合 計						82,221.0	71

※現況の幅員は、2.5m以上

資料 10 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

路線名	担当事務所名	規 制 区 間		交通量 台/日	規 制 条 件 (通 行 止)	危険内容	迂 回 路	指定 年度
		自 郡市 町村字 至 郡市 町村字	延長 (km)					
(1) 道路種別 一般国道 299 号	飯能 秩父	横瀬町横瀬 飯能市坂石	17.9	11,925	パトロール等により危険 が予想される時	落 石 土 砂 崩 落	(一) 南川上名栗線 (主) 青梅秩父線	S. 60
(2) 道路種別 主要地方道 青梅秩父線	飯能 秩父	飯能市上名栗 横瀬町芦ヶ久保	6.5	2,740	パトロール等により危険 が予想される時	落 石 土 砂 崩 落	(国) 299 号 (一) 南川上名栗線	H. 4
(3) 道路種別 一般県道 原市場下成木線	飯能	飯能市原市場 飯能市上直竹下分	2.8	3,813	パトロール等により危険 が予想される時	路 面 凍 結	なし	H. 14
南飯能線	飯能	飯能市南 飯能市中藤上郷	2.0	2,657	パトロール等により危険 が予想される時	落 石 土 砂 崩 落	なし	H. 4
南川上名栗線	飯能	飯能市南川 飯能市上名栗	7.1	285	パトロール等により危険 が予想される時	落 石 土 砂 崩 落	なし	H. 4

第 4 章 消防・水防施設

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

資料 1 消防水利の状況

種別 市別	防 火 水 槽		消 火 栓		プール 沼、池	河 川	その他	計
	20m ³ 以上 40m ³ 未満	40m ³ 以上	口 径 150mm未 満	口 径 150mm以 上				
飯 能 市	256	538	1,355	954	4	28	6	3,151

資料 2 電気・ガス施設、危険物取扱施設等の状況

1 電気・ガス施設数（危険物質等取扱施設を除く）

平成 17 年 9 月 13 日現在

市町村	変電所	ガ ス 施 設	
		ガス発生・精製設備	ガスホルダー
飯 能 市	2	6	

2 危険物の取扱施設数

令和 6 年 3 月 31 日現在

製造所等 の別	合計	製造所	貯 蔵 所									取 扱 所						事業 所
			小 計	屋 内 貯蔵所	屋外タ ンク貯 蔵 所	屋内タ ンク貯 蔵 所	地下タ ンク貯 蔵 所	簡易タ ンク貯 蔵 所	移動タ ンク貯 蔵 所	屋 外 貯蔵所	小 計	給 油 取扱所	第一種 販売取 扱 所	第二種 販売取 扱 所	移 送 取扱所	一 般 扱	取 扱 所	
飯 能 市	167	0	106	35	11	3	50	0	6	1	61	32	0	0	0	29		99

3 毒物・劇物の取扱施設数

令和 7 年 3 月 31 日現在

業種	毒物・劇場製造業・ 輸入業	販売業			研究者	業務上取扱者
		一般販売業	農薬用品目販売業	特定品目販売業		
施設数	0	13	1	1	1	1

4 医薬品販売業

令和 7 年 3 月 31 日現在

業種	薬局	薬局製剤製造業 ・製造販売業	一般販売業（小売）	卸売一般販売業
施設数	27	8	24	3

5 その他令 28 条に規定するその他危険物質の取扱施設数

平成 27 年 3 月 31 日現在

施設所在地 (市町村)	核燃料物質 使用施設	核燃料 物質使用施設	放射性 同位素 取扱者	生物剤 取扱所
飯能市			3	

資料 3 地域気象観測所

地 点 名	所 在 地	観 測 種 目
飯能	飯能市征矢町	降水量

第5章 危険箇所

資料1 山地災害危険地区

1 山腹崩壊危険地区一覧

整理 番号	箇 所 名	位 置			面積 (ha)	整理 番号	箇 所 名	位 置			面積 (ha)
		都 市	大 字	小 字				都 市	大 字	小 字	
1	茹 場 坂	飯 能 市	北 川	茹 場 坂	2	49	高 畑	飯 能 市	坂 石 町 分	高 畑 、 外 1	2
2	岩 茸 石	"	"	岩 茸 石	6	50	権 ノ 上	"	坂 石 町 分	権 ノ 上 、 外 2	1
3	岩 茸 石	"	"	"	3	51	栃 野	"	南	栃 野 、 外 1	4
4	小 柏 木	"	"	小 柏 木	2	52	大 西	"	井 上	大 西	3
5	鳥 久 保	"	"	鳥 久 保	6	53	竹 ノ 久 保	"	"	竹 ノ 久 保	8
6	河 原	"	坂 元	河 原	6	54	椽 久 保	"	"	椽 久 保 、 外 1	5
7	水 久 保	"	"	水 久 保	3	55	細 久 保	"	"	細 久 保	4
8	長 比 良	"	"	長 比 良	6	56	小 田 谷 作	"	"	小 田 谷 作 、 外 1	3
9	笹 ケ 谷	"	"	笹 ケ 谷	4	57	中 嶽	"	"	中 嶽 、 外 1	2
10	神 平	"	"	神 平	7	58	番 子	"	"	番 子 、 外 2	4
11	大 蔵 山	"	南 川	大 蔵 山	5	59	西 阿 寺	"	長 沢	西 阿 寺	3
12	大 蔵 山	"	"	大 蔵 山	4	60	西	"	"	西	2
13	前 沢	"	"	前 沢 、 柵 木	10	61	タ ガ チ	"	虎 秀	タ ガ チ 、 外 1	5
14	杉 の 平	"	"	杉 の 平	5	62	夕 市 場	"	"	夕 市 場	2
15	畑 井	"	"	畑 井	4	63	橋 本	"	"	橋 本 、 外 1	6
16	壁 谷 戸 向	"	"	壁 谷 戸 向	1	64	沢 口	"	"	沢 口 、 外 1	4
17	花 桐	"	"	花 桐	3	65	深 沢	"	平 戸	深 沢	4
18	花 桐	"	"	大多比良、花桐	2	66	智 房	"	"	智 房	2
19	西 の 平	"	"	西 の 平	3	67	西 久 保	"	"	西 久 保	1
20	藤 の 入	"	"	藤 の 入	4	68	前 山	"	"	前 山 、 外 1	1
21	山 神 戸	"	"	山 神 戸	8	69	子 の 山	"	南	子 の 山	2
22	大 比 良	"	"	大比良、外1	12	70	大 豆 口	"	"	大 豆 口	1
23	薪	"	"	薪	4	71	子 の 山	"	"	子 の 山	3
24	薪	"	"	薪	2	72	並 沢	"	"	並 沢	4
25	柳 の 久 保	"	高 山	柳 の 久 保	4	73	鏡 岩	"	"	鏡 岩	3
26	峯	"	北 川	峯	1	74	上 中 沢	"	"	上 中 沢	5
27	谷 入	"	"	谷 入	7	75	加 屋 須	"	"	加 屋 須 、 外 1	2
28	落 合	"	"	落 合	1	76	上 中 沢	"	"	上 中 沢	3
29	大 林	"	"	大 林	2	77	桜 久 保	"	"	桜 久 保	2
30	八 木 平	"	"	八 木 平	1	78	桃 の 木	"	"	桃 の 木	2
31	八 木 平	"	"	八 木 平	1	79	山 中	"	"	山 中	2
32	山 下	"	"	山 下 、 外 1	5	80	下 中 沢	"	"	下 中 沢 、 外 1	2
33	車	"	"	車	6	81	関 ノ 入	"	"	関 ノ 入 、 外 1	3
34	中 畑	"	南 川	中 畑	8	82	杉 本	"	"	杉 本 、 外 1	2
35	桜 山	"	坂 石	桜 山	10	83	赤 倉	"	"	赤 倉	2
36	吉 田	"	"	吉 田	4	84	戸 丸	"	"	戸 丸	2
37	腰 巻	"	"	腰 巻 、 外 3	3	85	高 岸	"	"	高 岸	3
38	岩 下	"	"	岩 下 、 外 1	3	86	竹 久 保	"	中 藤 上 郷	竹 久 保	1
39	芳 延	"	"	庄 の 沢 、 外	7	87	ハ ツ カ ブ	"	"	ハ ツ カ ブ 、 外 1	2
40	双 木	"	坂 元	双 木	2	88	山 神 戸	"	"	山 神 戸 、 外 1	2
41	三 竹 越	"	"	三 竹 越	3	89	西 名	"	"	西 名 、 外 1	1
42	坂 石 町 分	"	坂 石 町 分	坂 元	4	90	田 向	"	"	田 向 、 外 1	1
43	八 徳	"	長 沢	八 徳	6	91	旭 谷 戸	"	"	高 指	1
44	八 ツ 口	"	坂 元	八 ツ 口	3	92	端 鹿 野	"	中 藤 中 郷	端 鹿 野	1
45	大 平	"	長 沢	大 平 、 外 1	1	93	四 郎 寺	"	"	四 郎 寺 、 外 1	1
46	加 通	"	"	加 通 、 外 1	6	94	小 指	"	"	小 指 、 外 1	1
47	湯 久 保	"	"	湯 久 保	2	95	大 両 寺	"	中 藤 上 郷	大 両 寺 、 外 1	1
48	梅 の 沢	"	"	梅 の 沢	2	96	笹 能	"	南	笹 能 、 外 1	1

資 料 編

整理 番号	箇 所 名	位 置			面積 (ha)	整理 番号	箇 所 名	位 置			面積 (ha)
		都 市	大 字	小 字				都 市	大 字	小 字	
97	小 瀬 戸	飯 能 市	小 瀬 戸	日 向	2	154	三 田 久 保	飯 能 市	北 川	岩 井 沢、外 1	10
98	久 口 戸	"	"	久 口 戸	1	155	小 床	"	坂 元	上 小 床、外 1	3
99	渡 場	"	小 岩 井	渡 場、外 1	3	156	戸 丸	"	中 藤 中 郷	戸 丸	4
100	横 吹	"	"	横 吹	4	157	田 通	"	北 川	田 通	2
101	横 吹	"	"	横 吹	3	158	久 根 花	"	中 藤 中 郷	久 根 花	3
102	山 崎	"	原 市 場	山 崎、外 3	1	159	強 清 水	"	南 川	強 清 水	1
103	柳 瀬	"	"	柳 瀬	2	160	野 本 平	"	坂 元	野 本 平	2
104	山 下	"	"	山 下、外 1	1	161	正 丸 峠	"	南 川	芦 沢	5
105	井 戸 入	"	下 赤 工	井 戸 入	1	162	殿 林	"	長 沢	殿 林	3
106	房ヶ谷戸	"	原 市 場	房ヶ谷戸、外 1	2	163	畑 井	"	南 川	畑 井	1
107	笹 山	"	"	笹 山	1	164	井 戸 入	"	下 名 栗	井 戸 入、外 1	2
108	松 西	"	上 赤 工	松 西、外 1	2	165	中 西	"	"	石 神 入	1
109	反 境	"	原 市 場	反境坂下、外 1	2	166	芋 浦 美	"	"	倉 久 保 入	5
110	峯	"	"	峯	1	167	市 場	"	"	丹 木 沢	4
111	洲 の 上	"	"	洲 の 上	2	168	常 林	"	"	常 林	6
112	臼 井	"	原 市 場	臼 井、外 1	2	169	浅 海 道	"	上 名 栗	尾 須 沢	2
113	西 中	"	赤 沢	西中屋敷、外 1	1	170	鍛 冶 屋 入	"	"	栃 屋 谷	4
114	大 山	"	唐 竹	大 山、外 1	3	171	堂 の 入	"	"	堂 の 入	9
115	日 影 西	"	赤 沢	日 影 西	1	172	鳥 居	"	"	中 指 道 上	4
116	臼 井	"	赤 沢	臼 井、外 1	4	173	小 殿	"	"	寺 の 入	6
117	東 大 房	"	"	東大房、外 1	1	174	稲 村	"	"	稲 村	5
118	峰 山	"	"	峰 山、外 1	5	175	森 河 原	"	"	洲 ノ 上	5
119	茗 荷 窪	"	原 市 場	茗荷窪、外 1	6	176	新 館 入	"	"	新 館 入	6
120	黒 指 西	"	赤 沢	黒指西、外 1	3	177	豆 口 入	"	"	豆 口 入	3
121	上 ノ 台	"	"	上ノ台、外 1	2	178	小 出 橋	"	"	小 岩	4
122	東 細 田	"	上 直 竹 上 分	堂 平、外 1	4	179	野 穴 沢	"	"	野 穴 沢	4
123	鎌 平	"	"	鎌 平	1	180	人 見	"	"	伊 倉 入	9
124	森 向	"	"	森 向	2	181	中 海 戸	"	"	中 海 戸	3
125	黒 指	"	"	黒 指、外 2	4	182	向 河 原	"	"	向 河 原	2
126	竹 の 平	"	"	竹 の 平、外 1	1	183	白 岩 日 影	"	"	白 岩 日 影	4
127	上 間 野	"	"	上間野、外 1	3	184	白 岩 日 影	"	"	"	7
128	正 木	"	"	正 木、外 1	5	185	白 岩	"	"	下 白 岩	5
129	中 間 野	"	"	上間野、外 1	1	186	山 中	"	"	西 山 中	4
130	日向ヶ谷	"	"	日 向 ヶ 谷 戸	1	187	蟬 指	"	"	蟬 指	1
131	森 久 保	"	下 直 竹	森久保、外 1	1	188	細 ヶ 谷 戸	"	"	細 ヶ 谷	3
132	三 ツ 張	"	"	三ツ張、外 1	1	189	石 神 向	"	"	石 神 向	2
133	四 方 田	"	荻 生	四 方 田	3	190	入 沢	"	"	入 沢	7
134	榎 坂	"	"	榎 坂	1	191	鬼 丸	"	"	上 の 平	1
135	檜 平	"	久 須 美	檜 平、外 1	3	192	浜 井 場	"	"	浜 井 場、外 1	3
136	平 山	"	永 田	平 山	6	193	日 影 谷	"	"	篠 沢、外 1	2
137	東 峯	"	"	東 峯、外 2	2	194	八 ヶ 原	"	"	八ヶ原入、外 1	6
138	唐 竹	"	唐 竹	横道上、外 2	1	195	机 入	"	"	机、加 倉 入	5
139	野 口 向	"	中 藤 下 郷	野口向、外 1	2	196	相 生	"	下 名 栗	棚 橋、外 1	1
140	野 口 入	"	"	笹 子、外 1	1	197	有 馬	"	上名栗 下名栗	桑 原 入、外 1	1
141	郷 戸	"	上 直 竹 下 分	郷 土	3	198	名 郷	"	上 名 栗	山下向、外 2	4
142	横 吹	"	小 岩 井	横 吹、外 1	4	199	神 出	"	"	神 出	3
143	上 川 崎	"	上 直 竹 下 分	上川崎、外 1	4	200	笹の谷逆川	"	下 名 栗	笹 の 谷	8
144	下 火	"	小 岩 井	下火中、外 1	2	201	笹の谷榎木	"	"	笹 の 谷	7
145	戸 谷 入	"	下 赤 工	戸 谷 入	2	202	笹の谷有馬	"	"	笹 の 谷	8
146	平 戸	"	平 戸	西 ノ 久 保	1	203	栃 の 木 入	"	"	栃 の 木 入	4
147	間 野	"	虎 秀	間 野	1	204	下 白 岩	"	上 名 栗	下 白 岩	3
148	市 場 入	"	"	市 場	1	205	根 子 坂	"	"	根 子 坂	6
149	赤 沢	"	赤 沢	井 戸 入、外 1	3	206	下 白 岩 水 無	"	"	下 白 岩、外 2	5
150	谷 頭	"	中 藤 上 郷	中 内、外 1	2	207	湯 の 沢	"	"	湯 の 沢 向	1
151	岩 下	"	長 沢	岩 下 内 手	2	208	西 山 中	"	"	西 山 中	3
152	西 風 影	"	"	西 風 影	1	209	前 の 谷	"	下 名 栗	前 の 谷	2
153	東 長 沢	"	"	東	3						

2 崩壊土砂流出危険地区一覧

整理 番号	箇 所 名	位 置			面積 (ha)	整理 番号	箇 所 名	位 置			面積 (ha)
		都 市	大 字	小 字				都 市	大 字	小 字	
1	苧 場 坂	飯 能 市	北 川	苧 場 坂	2.3	53	日 用 入	飯 能 市	南 川	日 用 入	0.9
2	空 龍	"	"	空 龍	2.9	54	関 山	"	井 上	関 山	0.6
3	北 川	"	"	馬 放	3.2	55	池 の 入	"	虎 秀	池 の 入	1.1
4	高 畑	"	高 山	滝	0.6	56	中 沢	"	"	中 沢	0.9
5	花 桐	"	南 川	滝 の 入	0.2	57	荒 田 入	"	中 藤 中 郷	子 指	0.5
6	久 通 A	"	"	所 畑	0.4	58	大 平	"	長 沢	大 平	0.6
7	久 通 B	"	"	"	0.2	59	前 見 沢	"	赤 沢	檀 沢	1.4
8	久 通 C	"	"	堺 久 保	0.2	60	間 野 C	"	虎 秀	間 野	0.3
9	天 目 指	"	"	天 目 指	0.9	61	ワ ニ ゴ	"	坂 石 町 分	石 原	0.8
10	八 徳	"	長 沢	大 比 羅 山	1.8	62	梅 沢	"	長 沢	滝 ノ 上	0.7
11	阿 寺	"	"	西	1.1	63	マ ミ 穴	"	井 上	マ ミ 穴	1
12	子 の 山	"	南	子 の 山	0.7	64	芳 延	"	坂 石	向 平	0.1
13	並 沢	"	"	並 沢	0.4	65	大 豆 口	"	南	笹 能	0.1
14	上 中 沢	"	"	中 島	0.6	66	岩 井 沢	"	北 川	岩 井 沢 外	2
15	坂 石	"	坂 石	腰 巻	0.6	67	鍋 格 子	"	上 名 栗	新 田	1.2
16	久 の 木	"	長 沢	阿 寺 峰 沢	2.1	68	永 井 谷	"	"	"	2.5
17	久 の 木	"	井 上	竹 の 窪	0.8	69	山 下	"	"	外 ウ	0.8
18	芳 延 A	"	坂 元	コ モ ノ 久 保	0.5	70	柏 木	"	"	鬼 丸	0.4
19	芳 延 B	"	坂 石	大 沢 入	0.5	71	穴 沢	"	"	野 穴 沢	1.9
20	鎌 倉 橋	"	井 上	天 狗 獄	0.8	72	森 河 原	"	"	森 の 入	0.2
21	興 徳 寺	"	"	山 瀬 ケ 沢	0.4	73	新 館 A	"	"	豆 口	0.9
22	飛 村	"	南	高 岸	0.5	74	新 館 B	"	"	新 館 入	0.5
23	枳 屋 谷	"	"	長 久 保	0.5	75	神 出 入	"	"	八 幡 入	0.5
24	山 中	"	"	山 中	0.3	76	焼 岩 入	"	"	東 沢	1.7
25	関 根 入	"	"	田 中	0.7	77	鍛 冶 屋 橋	"	"	鍛 冶 屋	1.5
26	妻 沢 A	"	原 市 場	奥 の 窪	0.5	78	稲 村 A	"	"	淵 の 上	0.3
27	妻 沢 C	"	"	東 宝 窪	0.2	79	稲 村 B	"	"	稲 村	0.4
28	妻 沢 D	"	"	登 戸	0.6	80	鳥 居 A	"	"	横 ノ 下 入	0.4
29	妻 沢 E	"	"	漆 ケ 谷	0.4	81	鳥 居 B	"	"	諏 訪 ノ 入	0.7
30	妻 沢 F	"	"	下 ノ 沢	0.5	82	常 林 入	"	下 名 栗	常 林	1.2
31	妻 沢 B	"	"	大 窪	0.2	83	常 林	"	"	小 窪	0.5
32	種 木 A	"	中 藤 下 郷	入	0.7	84	市 場 入	"	"	知 加 字	1.5
33	種 木 B	"	"	入	0.2	85	皿 方	"	"	深 窪	0.9
34	種 木 C	"	"	笹 子 入	0.9	86	芋 浦 美	"	"	倉 久 保 入	0.6
35	金 山	"	原 市 場	日 野 沢	0.5	87	加 倉 入	"	上 名 栗	加 倉 入	0.6
36	曲 竹	"	"	平 久 保	0.4	88	炭 谷 入	"	"	炭 谷 入	5
37	四 十 八 曲	"	唐 竹	宮 前	0.6	89	枳 の 木 入	"	下 名 栗	枳 の 木 入	4.2
38	唐 竹	"	原 市 場	赤 沢	0.6	90	逆 川	"	"	逆 川	1.7
39	日 向	"	上 直 竹 下 分	芹 の 入	0.5	91	白 岩 沢	"	"	白 岩 沢	5.7
40	間 野 A	"	"	寺 の 入	0.4	92	立 間 沢	"	"	立 間 沢	1.8
41	間 野 B	"	"	寺 の 入	0.5	93	水 洗 戸	"	"	水 洗 戸	2.6
42	花 桐	"	南 川	花 桐	0.8	94	八 ケ 原 入	"	上 名 栗	八 ケ 原 入	1.9
43	八 徳 入	"	長 沢	八 徳 入	1.2	95	人 見 入	"	"	人 見 入	2.1
44	湯 ノ 花	"	中 藤 上 郷	湯 ノ 花	0.5	96	尾 須 沢	"	下 名 栗	尾 須 沢	0.1
45	枳 尾 谷	"	南	加 屋 ス	1	97	堂 ノ 入	"	上 名 栗	堂 ノ 入	0.3
46	桜 久 保	"	"	桜 久 保	0.7	98	穴 ノ 尾	"	"	穴 ノ 尾	0.2
47	蔵 入	"	原 市 場	穴 ノ 尾	1.4	99	吉 野	"	下 名 栗	吉 野	0.1
48	倉 掛	"	"	中 橋	0.6	100	鍋 格 子	"	上 名 栗	新 田	1.7
49	間 野 入	"	上 直 竹 下 分	間 野 入	0.6	101	有 間	"	下 名 栗	日 陰 大 淵	1.5
50	久 々 戸	"	南	久 々 戸	0.5	102	宮 の 入	"	"	柏 窪 外	1.5
51	種 ノ 木 入	"	中 藤 下 郷	種 ノ 木 入	0.7	103	丹 木 林	"	"	丹 木 林	1.7
52	長 尾 坂	"	平 戸	長 尾 坂	0.9						

3 地すべり危険地区一覧

整理 番号	箇 所 名	位 置			面積 (ha)	整理 番号	箇 所 名	位 置			面積 (ha)
		都	市	大 字				都	市	大 字	
1	藤 原 飯 能 市			北 川	8	4	松 木	飯 能 市		松 木	5
2	石 倉			赤 沢	11	5	小 沢		下 名 栗	小 沢	13
3	白 岩 白 影			上 名 栗	14						

資料 2 河川指定区間一覧

荒川水系

河川名	区 間		河川延長(m)		
	上 流 端	下流端	左岸	右岸	合計
入 間 川	左岸 飯能市大字上名栗字東山中 1,981 番地先	直轄区間 起 点	51,273	51,273	102,546
	右岸 同市同大字字西山中 2,046 番のイ地先				
高 麗 川	左岸 飯能市大字坂元字小ノ神戸 1,345 番の 1 地先	直轄区間 起 点	32,425	32,425	64,850
	右岸 同市同大字字長比良 1,431 番の 4 地先				
長 沢 川	左岸 飯能市大字高山字日影 121 番の 3 地先	高麗川へ の合流点	4,300	4,300	8,600
	右岸 同市同大字字井尻 106 番のイ地先				
北 川	左岸 飯能市大字北川字石風呂 1,183 番の 1 地先	〃	4,700	4,700	9,400
	右岸 同市同大字字岩井沢 1,150 番の 7 地先				
成 木 川	左岸 青梅市成木 7 丁目 1, 304 番地先	入間川へ の合流点	4,600	3,250	7,850
	右岸 同市成木 7 丁目 1, 248 番地先				
直 竹 川	左岸 飯能市大字上直竹上分字東細田 363 番地	成木川へ の合流点	4,800	4,800	9,600
	右岸 同市同大字字上ノ久保 302 番地先				
大 沢 川	左岸 飯能市大字大河原字金穴 378 番地先	入間川へ の合流点	963	963	1,926
	右岸 同市同大字同字 374 番地先				
殿屋敷川	左岸 飯能市大字大河原字大谷口 889 番地先	〃	512	512	1,024
	右岸 同市同大字同字 888 番 1 地先				
中 藤 川	左岸 飯能市大字南字上中沢 251 番地先	〃	6,200	6,200	12,400
	右岸 同市同大字字畑中 610 番地先				
有 間 川	左岸 飯能市大字下名栗字栃の木出入口 1,798 番地先	〃	9,100	9,100	18,200
	右岸 同市同大字字日影大淵 1,789 番地先				
逆 川	左岸 飯能市大字下名栗字井戸入 1,808 番地先	有間川へ の合流点	1,800	1,800	3,600
	右岸 同市同大字字逆川 1,807 番地先				
炭 谷 川	左岸 飯能市大字上名栗字炭谷入 3,047 番の 1 地先	入間川へ の合流点	2,600	2,600	5,200
	右岸 同市同大字字炭谷日影 3,049 番の 1 地先				
湯の沢川	左岸 飯能市大字上名栗字釜の入 1252 番地の 1 地先	〃	1,900	1,900	3,800
	右岸 同村同大字字姥補 1,415 番の 1 地先				

資料 3 防災重点ため池一覧

宮沢ため池

所在地	埼玉県飯能市大字宮沢
堤 高	19.0m
堤 頂 長	240.0m
総貯水量	879千 m^3
満水面積	0.136千 m^2

鯉ヶ久保池

所在地	埼玉県飯能市大字芦荻場
堤 高	4.0m
堤 頂 長	75.0m
総貯水量	33千 m^3
満水面積	0.014千 m^2

資料 4 土砂災害警戒区域等一覧

NO	箇所番号	告示名	住 所	種 類	告示年月日 告示番号			
1	11104 - II - 1284	岩井沢 - 1	北川地内	急傾斜地	平成 17 年 12 月 9 日 埼玉県告示第 2265 号			
2	11104 - II - 1285	岩井沢 - 2						
3	11104 - II - 1286 - 1	岩井沢 - 3 - 2						
4	11104 - II - 1286 - 2	岩井沢 - 3 - 1						
5	11104 - II - 1295	藤原 - 1						
6	11104 - III - 1296	藤原 - 2						
7	11104 - I - 1294	町屋敷 - 1						
8	11104 - I - 1299	柏木 - 3						
9	11104 - II - 1297	柏木 - 1						
10	11104 - II - 1298 - 1	柏木 - 2 - 1						
11	11104 - II - 1298 - 2	柏木 - 2 - 2						
12	11104 - III - 796	町屋敷 - 2						
13	11104 - III - 798 - 1	柏木 - 4						
14	11104 - III - 798 - 1	柏木 - 5 - 1						
15	11104 - III - 798 - 2	柏木 - 5 - 2						
16	11104 - III - 799	柏木 - 6						
17	11104 - I - 1141	正丸 - 4	坂元地内					
18	11104 - I - 1158	正丸 - 8						
19	11104 - II - 1137	刈場坂 - 2						
20	11104 - II - 1136	刈場坂 - 1						
21	11104 - II - 1144	正丸 - 7						
22	11104 - II - 1143	正丸 - 6						
23	11104 - II - 1142	正丸 - 5						
24	11104 - II - 1140	正丸 - 3						
25	11104 - II - 1138	正丸 - 1						
26	11104 - II - 1139	正丸 - 2						
27	11104 - III - 0730	狩場坂						
28	11104 - III - 0731	正丸 - 9						
29	209 - I - 078	藤原の谷 (岩沢)	北川地内	土石流				
30	209 - I - 079	藤原の谷 (二ノ岩沢)						
31	209 - II - 088	藤原橋沢 1 号						
32	209 - II - 089	藤原橋沢 2 号						
33	209 - II - 090	岩井沢						
34	209 - I - 080	落合川						
35	209 - I - 081	柏木川						
36	209 - I - 081 - 01	柏木川右 3						
37	209 - I - 081 - 02	柏木川右 2						
38	209 - I - 081 - 03	柏木川右 1						
39	209 - II - 087	柏木川						
40	209 - I - 073	たつま沢	坂元地内					
41	209 - I - 072	峠沢						
42	209 - II - 082	入西沢	上名栗地内	急傾斜地	平成 18 年 3 月 22 日 埼玉県告示第 527 号			
43	11104 - I - 0069	石神向						
44	11104 - II - 0996	下白岩 - 1						
45	11104 - II - 0997 - 1	下白岩 - 2 - 1						
46	11104 - II - 0097 - 2	下白岩 - 2 - 2						
47	11104 - II - 1026	蟬指						
48	11104 - II - 1032	名郷 - 2						
49	11104 - I - 1033 - 1	名郷 - 3 - 1						
50	11104 - I - 1033 - 2	名郷 - 3 - 2						
51	11104 - II - 1257 - 1	松木 - 1						
52	11104 - II - 1257 - 2	松木 - 2						
53	11104 - III - 0098	下白岩 - 3						
54	11104 - III - 1027	上白岩						
55	11104 - III - 1031	名郷 - 1						
56	11104 - I - 1025	湯の沢						
67	11104 - II - 1028 - 1	八ヶ原 - 1 - 1						
58	11104 - II - 1028 - 2	八ヶ原 - 1 - 2						
59	11104 - III - 1019	正丸峠						

NO	箇所番号	告示名	住 所	種 類	告示年月日 告示番号			
60	11104 - II - 1287	谷入	北川地内	急傾斜地	平成 25 年 3 月 29 日 埼玉県告示第 2265 号			
61	11104 - II - 1203	中組 - 7						
62	11104 - II - 1288	中組 - 1						
63	11104 - III - 0794	中組 - 8						
64	11104 - II - 1292	中組 - 5						
65	11104 - II - 1293	中組 - 6						
66	11104 - II - 1291	中組 - 4						
67	11104 - III - 0795	中組 - 9						
68	11104 - I - 1289	中組 - 2						
69	11104 - II - 1290	中組 - 3						
70	11104 - II - 1282	間野 - 10						
71	11104 - I - 0495	北川						
72	11104 - II - 1280	間野 - 8						
73	11104 - I - 1281	間野 - 9						
74	11104 - II - 1283	間野 - 11						
75	11104 - II - 1134	高畑	高山地内	土石流				
	11104 - II - 1135							
76	330 - I - 015	蔵入	上名栗地内					
77	330 - I - 016	井戸入沢						
78	330 - I - 017 - 01	入沢左 1						
79	209 - II - 085	三沢	北川地内					
80	209 - II - 086	中組川						
81	209 - I - 077	加久木沢						
82	209 - II - 084	蔵柱南沢						
83	209 - II - 091	白山神社沢 2 号						
84	209 - II - 092	白山神社沢 3 号						
85	209 - I - 075	八木平向沢						
86	209 - I - 076	矢納瀬沢						
87	209 - I - 082	白山神社沢 1 号						
88	209 - I - 083	高畑川						
89	209 - I - 083 - 01	高畑川右 6						
90	209 - I - 084	東間川						
91	209 - I - 084 - 01	東間川左 1						
92	209 - II - 093	白山神社沢 4 号						
93	209 - II - 094	安屈沢						
94	11104 - I - 0496 - 1	坂元 - 1 - 1	坂元地内	急傾斜地	平成 18 年 6 月 30 日 埼玉県告示第 1189 号			
95	11104 - I - 0496 - 2	坂元 - 1 - 2						
96	11104 - II - 1157	芦ノ沢	南川地内					
97	11104 - II - 1273	大蔵山 - 1						
98	11104 - II - 1274	大蔵山 - 2						
99	11104 - II - 1275	大蔵山 - 3						
100	11104 - II - 1276	大蔵山 - 4						
101	11104 - II - 1277	大蔵山 - 5						
102	11104 - II - 1259 - 1	岡房 - 1						
103	11104 - II - 1259 - 2	岡房 - 2						
104	209 - I - 071	高指川	坂元	土石流				
105	209 - II - 075	新井沢 1 号	南川地内					
106	209 - II - 076	新井沢 2 号						
107	209 - II - 077	大蔵山川（終木沢）	坂元					
108	209 - II - 078 - 01	大蔵山沢 1	南川地内					
109	209 - II - 078 - 02	大蔵山沢 2						
110	209 - II - 079	大蔵山沢支溪						
111	209 - II - 080	大蔵山川（芦沢）	坂元地内					
112	209 - II - 081	中丸川						
113	209 - I - 070	上長岡川	南川地内					
114	209 - II - 083	滝ノ入						
115	209 - II - 074	岡房川 1 号						
116	11104 - I - 0493	壁ヶ谷戸向一	南川地内	急傾斜地	平成 20 年 5 月 30 日 埼玉県告示第 1983 号			
117	11104 - I - 0494	壁ヶ谷戸向二						
118	11104 - II - 1133	畑井 - 1						
119	11104 - II - 0728 III - 0727	畑井 - 2						
120	11104 - II - 1261	花桐 - 1						
121	11104 - III - 1262	花桐 - 2						
122	11104 - II - 1263	花桐 - 3						

NO	箇所番号	告示名	住 所	種 類	告示年月日 告示番号			
123	11104 - II - 1264	花桐 - 4	吾野地内	急傾斜地	平成 20 年 5 月 30 日 埼玉県告示第 1983 号			
124	11104 - II - 1265	花桐 - 5						
125	11104 - III - 0784	花桐 - 6						
126	11104 - III - 0785	花桐 - 7						
127	11104 - III - 0786	花桐 - 8						
128	11104 - III - 0725	櫛平 - 1						
129	11104 - III - 0726	櫛平 - 2						
130	11104 - III - 0729	櫛平 - 3						
131	11104 - I - 0070	西 - 1						
132	11104 - I - 0492	本陣沢	坂元地内					
133	11104 - III - 0781	下久通 - 4						
134	11104 - III - 0782	下久通 - 5						
135	11104 - III - 0783	下久通 - 6	吾野地内					
136	11104 - II - 1124	下久通 - 1						
137	11104 - II - 1125	下久通 - 2						
138	11104 - III - 1260	下久通 - 3						
139	11104 - I - 1130	山崎 - 2						
140	209 - I - 069	花桐川	南川地内	土石流				
141	209 - II - 073	花桐川 (大多比良川)						
142	209 - I - 074	権現川						
143	209 - II - 072	南川沢						
144	209 - I - 066	赤越川						
145	209 - I - 066 - 1	赤越川左 1						
146	209 - I - 066 - 2	赤越川右 1						
147	11104 - II - 1173	志田 - 1	上長沢地内	急傾斜地	平成 20 年 10 月 24 日 埼玉県告示第 1,441 号			
148	11104 - II - 1266	上久通 - 1	南川地内					
149	11104 - II - 1267	上久通 - 2						
150	11104 - II - 1268	上久通 - 3						
151	11104 - II - 1269	上久通 - 4						
152	11104 - II - 1271	上久通 - 5						
153	11104 - II - 1294	上久通 - 6						
154	11104 - III - 0787	上久通 - 7						
155	11104 - III - 1272	薪						
156	209 - I - 067 - 1	久通川 - 1	土石流					
157	209 - I - 067 - 2	久通川 - 2						
158	209 - I - 067 - 3	久通川 - 3						
159	209 -	日向平沢						
160	209 - I - 068	志田川				上長沢地内		
161	209 - I - 088	町田平東川				南川地内		
162	209 - II - 069	大櫻川						
163	209 - II - 070	大比良沢						
164	209 - II - 071	所畑沢						
165	209 - II - 099	高山川				上長沢地内		
166	209 - II - 100	大窪北沢						
167	209 - II - 101	大窪南沢						
168	11104 - II - 1022 (11104・II・1023)	中海戸 - 1 (中海戸 - 2)	上名栗地内	急傾斜地	平成 21 年 3 月 27 日 埼玉県告示第 471 号			
169	11104 - II - 0001	人見向						
170	11104 - II - 1018	人見						
171	11104 - II - 1286 - 2	浜居場						
172	11104 - II - 1295	下ヶ坂						
173	11104 - III - 1296	柏木						
174	11104 - I - 1294	鬼丸						
175	11104 - I - 1299	上ノ平 - 6						
176	11104 - II - 1297	上ノ平 - 1						
177	11104 - II - 1298 - 1	上ノ平 - 5						
178	11104 - II - 1298 - 2	上ノ平 - 4						
179	11104 - III - 796	上ノ平 - 3						
180	11104 - III - 798 - 1	西平						
181	11104 - III - 798 - 1	穴沢 - 2						
182	11104 - III - 798 - 2	穴沢 - 1						
183	11104 - III - 799	森河原 - 1						
184	11104 - I - 1141	森河原 - 2						
185	11104 - I - 1158	新館 - 1 (新館 - 2)						
186	11104 - II - 1137	新館 - 3						

NO	箇所番号	告示名	住 所	種 類	告示年月日 告示番号			
187	11104 - II - 1136	稲村	上名栗地内	急傾斜地	平成 21 年 3 月 27 日 埼玉県告示第 471 号			
188	11104 - II - 1144	小物 - 2						
189	11104 - II - 1143	小物 - 1						
190	11104 - II - 1142	小殿 - 1						
191	11104 - II - 1140	小殿 - 2						
192	11104 - II - 1138	中指						
193	11104 - II - 1139	神出 - 1						
194	11104 - III - 0730	神出 - 2		土石流				
195	330 - II - 004	篠ノ沢						
196	330 - I - 006	人見向入						
197	330 - II - 007	鬼丸入						
198	330 - II - 003	西平入						
199	330 - II - 008	西穴沢入						
200	330 - N - 004	川グルミ沢						
201	330 - I - 018	森ノ入沢						
202	330 - N - 003	淵ノ上沢						
203	330 - I - 019	豆口入						
204	330 - II - 002	小栃久保						
205	330 - N - 002	稲村沢						
206	330 - N - 001	津辺曾沢						
207	330 - I - 020	小物沢						
208	330 - I - 021	机沢						
209	330 - II - 009	八幡入						
210	330 - II - 010	神出入						
211	330 - I - 012	鳥居沢						
212	11104 - II - 1237 - 01	八徳 - 1 - 1	大字長沢地内	急傾斜地	平成 21 年 12 月 18 日 埼玉県告示第 1,644 号			
213	11104 - II - 1237 - 02	八徳 - 1 - 2						
214	11104 - II - 1238	八徳 - 2						
215	11104 - I - 0060 - 01	八徳 - 3 - 1						
216	11104 - I - 0060 - 02	八徳 - 3 - 2						
217	11104 - I - 0060 - 03	八徳 - 3 - 3						
218	11104 - I - 0060 - 04	八徳 - 3 - 4						
219	11104 - I - 0060 - 05	八徳 - 3 - 5						
220	11104 - I - 0060 - 06	八徳 - 3 - 6						
221	11104 - I - 0060 - 07	八徳 - 3 - 7						
222	11104 - I - 0060 - 08	八徳 - 3 - 8						
223	11104 - I - 0060 - 09	八徳 - 3 - 9						
224	11104 - III - 0767	八徳 - 4						
225	11104 - III - 0768	八徳 - 5						
226	11104 - II - 1231 - 01	樽沢 - 1						
227	11104 - II - 1231 - 02	樽沢 - 2						
228	11104 - III - 0742	志田 - 2						
229	11104 - I - 1170	志田 - 3						
230	11104 - II - 1168	瀬尾 - 1						
231	11104 - II - 1169	瀬尾 - 2						
232	11104 - I - 1232	瀬尾 - 3						
233	11104 - I - 1233	瀬尾 - 4						
234	11104 - I - 1300	瀬尾 - 5						
235	11104 - II - 1236 - 01	瀬尾 - 7 - 1						
236	11104 - II - 1236 - 02	瀬尾 - 7 - 2						
237	11104 - II - 1171	瀬尾 - 8						
238	11104 - III - 1172	瀬尾 - 9						
239	11104 - II - 1234	瀬尾 - 10						
240	11104 - N - 0008	宮の平	大字上名栗地内	土石流				
241	11104 - I - 1024	鳥居						
242	11104 - I - 1021	滝ノ前						
243	11104 - N - 0010	平						
244	11104 - N - 0009	桑原						
245	11104 - N - 0011	栃屋谷	大字下名栗地内					
246	11104 - II - 0982	川又 - 1						
247	11104 - II - 0983	川又 - 2						
248	11104 - II - 0984	川又 - 3						
249	11104 - II - 0990	新シ						
250	11104 - II - 0991	和田	大字長沢地内					
251	11104 - II - 1034	落合 - 5						

NO	箇所番号	告示名	住 所	種 類	告示年月日 告示番号			
252	209-Ⅱ-102	瀬尾川		急傾斜地	平成21年12月18日 埼玉県告示第1,644号			
253	209-Ⅱ-103	八徳谷(樽沢)						
254	209-Ⅱ-104	八徳谷(八徳沢)						
255	209-Ⅱ-105	八徳谷						
256	209-Ⅱ-106	本田沢						
257	330-Ⅱ-011	神出入						
258	330-N-005	堂ノ入	大字上名栗地内					
259	330-I-011-02	諏訪ノ入2						
260	330-I-022	滝ノ入						
261	330-I-011-01	諏訪ノ入1						
262	330-N-006	滝ノ前沢						
263	330-I-010-02	槇ノ下入2						
264	330-I-010-01	槇ノ下入1						
265	330-Ⅱ-012	栃屋谷沢						
266	330-I-023	栃屋谷入						
267	330-I-024-01	常林入右1						
268	330-I-024	常林入	大字下名栗地内					
269	330-N-007	馬場入						
270	330-I-025	洞雲寺入沢						
271	330-I-026	小窪入	大字長沢	急傾斜地	平成23年3月8日 埼玉県告示第256号			
272	11104-I-0039	大長沢						
273	11104-I-0059-1	下哀沢-1						
274	11104-I-0059-2	下哀沢-2	大字坂石					
275	11104-I-1148-1	中尾-1-1						
276	11104-I-1148-2	中尾-1-2						
277	11104-I-1149-1	中尾-2-1						
278	11104-I-1149-2	中尾-2-2						
279	11104-I-1154	芳延-1	大字吾野					
280	11104-Ⅱ-1129	三社-2						
281	11104-Ⅱ-1145	青場戸-1						
282	11104-Ⅱ-1146	青場戸-2	大字坂石					
283	11104-Ⅱ-1147	青場戸-3						
284	11104-Ⅱ-1150	中尾-3						
285	11104-Ⅱ-1151	芳延-2						
286	11104-Ⅱ-1152	芳延-3						
287	11104-Ⅱ-1153	芳延-4	大字長沢					
288	11104-Ⅱ-1228-1	田中-1-1						
289	11104-Ⅱ-1128-2	田中-1-2						
290	11104-Ⅱ-1229-1	田中-2-1						
291	11104-Ⅱ-1229-2	田中-2-2						
292	11104-Ⅱ-1230	岩下	大字坂石					
293	11104-Ⅲ-0732	中尾-4						
294	11104-Ⅲ-0733	芳延-5						
295	11104-Ⅲ-0734	芳延-6						
296	11104-Ⅲ-0735	梨本-1						
297	11104-Ⅲ-0736-1	梨本-2-1						
298	11104-Ⅲ-0736-2	梨本-2-2						
299	11104-Ⅲ-1235	瀬尾-6	大字長沢	土石流				
300	11104-N-0016	三社-3	大字吾野					
301	11104-N-0017-1	三社-4-1						
302	11104-N-0017-2	三社-4-2						
303	11104-N-0018	青場戸-4	大字坂石					
304	11104-N-0019	青場戸-5						
305	11104-N-0020	芳延-7						
306	11104-N-0021	芳延-8						
307	209-I-062	岩殿入	大字吾野					
308	209-I-063	宮向入						
309	209-I-064	向手川						
310	209-I-085-1	三社川-1	大字長沢					
311	209-I-085-2	三社川-2						
312	209-I-086	上夏地川						
313	209-I-087	八木沢川	大字長沢					
314	209-I-089	高沢						
315	209-I-090-1	風影入						
316	209-I-090-2	風影入(支川)						

NO	箇所番号	告示名	住 所	種 類	告示年月日 告示番号			
317	209-Ⅱ-064	権現川（ハジカミ川）	大字坂石	土石流	平成23年3月8日 埼玉県告示第256号			
318	209-Ⅱ-065	権現川（スル木川）						
319	209-Ⅱ-066-01	権現川-1						
320	209-Ⅱ-066-02	権現川-2						
321	209-Ⅱ-066-03	権現川-3						
322	209-Ⅱ-067	権現川（岩下川）						
323	209-Ⅱ-095	上平沢	大字吾野					
324	209-Ⅱ-096	坂石橋沢	大字坂石					
325	209-Ⅱ-097-1	湯久保沢-1	大字長沢					
326	209-Ⅱ-097-2	湯久保沢-2						
327	209-Ⅱ-107	長沢川2号						
328	11104-Ⅰ-0985	桐木平-1	大字下名栗	急傾斜地	平成23年3月29日 埼玉県告示第385号			
329	11104-Ⅰ-0992	中西						
330	11104-Ⅰ-0993	湯基						
331	11104-Ⅰ-1066	下平-1	大字井上					
332	11104-Ⅰ-1068	久ノ本-1						
333	11104-Ⅰ-1155	坂石町分	大字坂石町分					
334	11104-Ⅰ-1156	南元組						
335	11104-Ⅰ-1192	鹿戸-1	大字赤沢					
336	11104-Ⅱ-0986-1	桐木平-2-1	大字下名栗					
337	11104-Ⅱ-0986-2	桐木平-2-2						
338	11104-Ⅱ-0987	皿方-1						
339	11104-Ⅱ-0988	皿方-2						
340	11104-Ⅱ-0989	小沢						
341	11104-Ⅱ-1067	下平-2	大字井上					
342	11104-Ⅱ-1069	久ノ本-2						
343	11104-Ⅱ-1111	間野-6	大字虎秀					
344	11104-Ⅱ-1112	間野-7						
345	11104-Ⅱ-1116	新田-3	大字赤沢					
346	11104-Ⅱ-1191	赤沢						
347	11104-Ⅱ-1200	鹿戸-2	大字長沢					
348	11104-Ⅱ-1225	阿寺-1						
349	11104-Ⅱ-1226-1	阿寺-2-1						
350	11104-Ⅱ-1226-2	阿寺-2-2						
351	11104-Ⅱ-1227	阿寺-3						
352	11104-Ⅲ-0699	久ノ本-3	大字井上					
353	11104-Ⅲ-0700	坂組						
354	11104-Ⅲ-0701	井上-2						
355	11104-Ⅲ-0702	平-1						
356	11104-Ⅲ-0704	平-2						
357	11104-Ⅲ-0707	下平-3						
358	11104-Ⅲ-0708	下平-4						
359	11104-Ⅲ-0709	下平-5						
360	11104-Ⅲ-0737	坂石町分-2	大字坂石町分					
361	11104-Ⅲ-0754	久林	大字赤沢					
362	11104-Ⅲ-0755	黒指-9						
363	11104-Ⅲ-0756	鹿戸-3	大字下名栗					
364	11104-N-0012-1	小沢-2-1						
365	11104-N-0012-2	小沢-2-2	大字赤沢					
366	11104-N-0013	赤沢-2						
367	11104-N-0014	赤沢-3	大字坂石町分					
368	11104-N-0015	赤沢-4						
369	11104-N-0022	坂石町分-3	大字井上					
370	11104-N-0023	井上-1						
371	11104-N-0024	中峰-1	大字長沢					
372	11104-N-0025	中峰-2						
373	11104-N-0026	阿寺-4	大字虎秀					
374	11104-N-0027	阿寺-5						
375	11104-N-0028-1	間野-17-1	大字井上	土石流				
376	11104-N-0028-2	間野-17-2						
377	209-Ⅰ-058	鎌倉川	大字坂石町分					
378	209-Ⅰ-059	ワニゴ川						
379	209-Ⅰ-060	坂本川						
380	209-Ⅰ-061	あざさず川	大字井上					
381	209-Ⅰ-091	久ノ本川						
382	209-Ⅰ-091-01	久ノ本川右1						
383	209-Ⅰ-092	宮ノ入沢						
384	209-Ⅰ-093	中峰川2号						
385	209-Ⅰ-094	中嶺川						

NO	箇所番号	告示名	住 所	種 類	告示年月日 告示番号		
386	209-Ⅰ-095	山瀬ヶ沢	大字虎秀	土石流	平成 23 年 3 月 29 日 埼玉県告示第 385 号		
387	209-Ⅰ-096	トシキ川					
388	209-Ⅰ-097	虎秀川					
389	209-Ⅰ-098	池之入川					
390	209-Ⅰ-104	中峰川	大字井上				
391	209-Ⅱ-015	北入口川	大字赤沢				
392	209-Ⅱ-016	黒指川					
393	209-Ⅱ-108	松ノ窪川	大字井上				
394	209-Ⅱ-109	老ノ窪川					
395	209-Ⅱ-110	中嶽沢					
396	330-Ⅰ-001	平竹川	大字下名栗				
397	330-Ⅰ-002-01	小沢川-1					
398	330-Ⅰ-002-02	小沢川-2					
399	330-Ⅰ-002-03	小沢川-3					
400	330-Ⅰ-003	随量ノ入					
401	330-Ⅰ-004-1	和泉川-1					
402	330-Ⅰ-004-2	和泉川-2					
403	330-Ⅰ-004-3	和泉川-3					
404	330-Ⅰ-004-4	和泉川-4					
405	330-Ⅰ-005	湯基入					
406	330-Ⅰ-006	倉久保沢					
407	330-Ⅰ-007-1	宮ノ入					
408	330-Ⅰ-007-2	宮ノ入-2					
409	330-Ⅰ-008	入の入					
410	330-Ⅰ-009	漆窪沢					
411	330-Ⅰ-027	市場入沢					
412	330-Ⅰ-028	峰ノ入					
413	330-Ⅰ-029	桐木平入					
414	330-Ⅱ-001	島和田入					
415	11104-Ⅰ-1118	新田-5	大字虎秀	急傾斜地	平成 24 年 3 月 2 日 埼玉県告示第 220 号		
416	11104-Ⅱ-1114	新田-1					
417	11104-Ⅱ-1115	新田-2					
418	11104-Ⅱ-1117	新田-4					
419	11104-Ⅱ-1119	中居					
420	11104-Ⅱ-1120	落合-1					
421	11104-Ⅲ-0724	間野-12					
422	11104-N-0029	新田-6					
423	11104-N-0030	落合-8					
424	11104-N-0031	間野-18					
425	11104-N-0032	間野-19	大字南				
426	11104-Ⅱ-1061-1	南 1-1					
427	11104-Ⅱ-1061-2	南 1-2					
428	11104-Ⅱ-1221	下中沢-1					
429	11104-Ⅱ-1239	下中沢-2					
430	11104-Ⅱ-1242	下中沢-8					
431	11104-Ⅱ-1243	下中沢-9					
432	11104-Ⅱ-1244	下中沢-10					
433	11104-Ⅱ-1245	桜久保-1					
434	11104-Ⅱ-1246	桜久保-2					
435	11104-Ⅱ-1247-1	山中-4-1					
436	11104-Ⅱ-1247-2	山中-4-2					
437	11104-Ⅱ-1258	並沢					
438	11104-Ⅲ-0770	下中沢-3					
439	11104-Ⅲ-0771	下中沢-4					
440	11104-Ⅲ-0772	下中沢-7					
441	11104-Ⅲ-0773	山中-5					
442	11104-Ⅲ-0774	山中-6					
443	11104-N-0039	南-1					
444	11104-N-0040	南-2					
445	11104-N-0041	南-3					
446	11104-N-0042	南-4					
447	11104-N-0043-1	南-5-1					
448	11104-N-0043-2	南-5-2					
449	11104-N-0043-3	南-5-3					
450	11104-N-0044	南-6					
451	11104-N-0045	南-7					

NO	箇所番号	告示名	住 所	種 類	告示年月日 告示番号			
452	11104-Ⅱ-1248	上中沢-1	大字南	急傾斜地	平成 24 年 3 月 2 日 埼玉県告示第 220 号			
453	11104-Ⅱ-1250	上中沢-3						
454	11104-Ⅱ-1251-1	上中沢-4-1						
455	11104-Ⅱ-1251-2	上中沢-4-2						
456	11104-Ⅱ-1251-3	上中沢-4-3						
457	11104-Ⅱ-1252	上中沢-5						
458	11104-Ⅱ-1253	上中沢-6						
459	11104-Ⅱ-1254	栃屋谷-1						
460	11104-Ⅱ-1255	栃屋谷-2						
461	11104-Ⅱ-1256	栃屋谷-3						
462	11104-Ⅲ-0775	上中沢-7						
463	11104-Ⅲ-0776-1	上中沢-8-1						
464	11104-Ⅲ-0776-2	上中沢-8-2						
465	11104-Ⅲ-0777	上中沢-9						
466	11104-Ⅲ-0778	栃屋谷-4						
467	11104-Ⅰ-1241	下中沢-6						
468	11104-Ⅲ-1240	下中沢-5						
469	11104-N-0046	南-8						
470	11104-N-0047	南-9						
471	11104-N-0048	南-10						
472	11104-N-0049-1	南-11-1						
473	11104-N-0049-2	南-11-2	大字虎秀	土石流				
474	11104-N-0050	南-12						
475	11104-N-0051	南-13						
476	11104-N-0052	南-14						
477	209-Ⅱ-111	夕市場沢						
478	209-Ⅱ-112	ナラノカキ南沢						
479	209-Ⅱ-113	ナラノカキ沢	大字南					
480	209-Ⅱ-114	茶之岳川						
481	209-Ⅱ-115	ユガテ沢						
482	209-Ⅱ-116	橋本沢						
483	209-Ⅰ-040	桜久保川						
484	209-Ⅱ-029	関ノ入沢						
485	209-Ⅱ-030	桃木川						
486	209-Ⅱ-031	八王子川						
487	209-Ⅱ-032	山中川						
488	209-Ⅱ-037	大豆口川 1 号						
489	209-Ⅱ-038	大豆口川 1 号						
490	209-Ⅱ-039	大豆口川 1 号						
491	209-Ⅱ-040-1	子ノ山川-1						
492	209-Ⅱ-040-2	子ノ山川-2						
493	209-Ⅱ-040-3	子ノ山川-3						
494	209-Ⅱ-040-4	子ノ山川-4						
495	209-Ⅱ-041	久々戸川 1 号						
496	209-Ⅱ-042	久々戸川 2 号						
497	209-Ⅱ-043	久々戸川 3 号						
498	209-Ⅰ-042-1	栃屋谷川 2 号-1	中藤上郷地内	急傾斜地				
499	209-Ⅰ-042-2	栃屋谷川 2 号-2						
500	209-Ⅰ-042-3	栃屋谷川 2 号-3						
501	209-Ⅱ-033	畑ヶ中川						
502	209-Ⅱ-034	中島川 2 号						
503	209-Ⅱ-035	中島川 1 号						
504	209-Ⅱ-036	笹熊川						
505	209-Ⅱ-044	上中沢 2 号						
506	209-Ⅱ-045	上中沢 1 号	中藤上郷地内	急傾斜地	平成 25 年 3 月 29 日 埼玉県告示第 407 号			
507	209-Ⅱ-046	栃屋谷川 1 号						
508	209-Ⅰ-041	宗穂寺川						
509	209-N-001	中藤川 1						
510	209-N-002	中藤川 2						
511	11104-Ⅱ-1210-1	荻沢-1						
512	11104-Ⅱ-1210-2	荻沢-2	中藤上郷地内	急傾斜地				
513	11104-Ⅱ-1211	檜久保-3						
514	11104-Ⅱ-1212	戸丸						
515	11104-Ⅱ-1214-1	飛村-1-1						
516	11104-Ⅱ-1214-2	飛村-1-2						

NO	箇所番号	告示名	住 所	種 類	告示年月日 告示番号			
517	11104-Ⅱ-1214-3	飛村-1-3						
518	11104-Ⅱ-1222	檜久保-1						
519	11104-Ⅱ-1223	檜久保-2						
520	11104-Ⅲ-0763	檜久保-5						
521	11104-N-0062-1	檜久保-6-1						
522	11104-N-0062-2	檜久保-6-2						
523	11104-N-0063	檜久保-7						
524	11104-N-0064-1	檜久保-8-1						
525	11104-N-0064-2	檜久保-8-2						
526	11104-N-0065	檜久保-9						
527	11104-N-0066	飛村-2	南地内	急傾斜地	平成 25 年 3 月 29 日 埼玉県告示第 407 号			
528	11104-N-0067-1	飛村-3-1						
529	11104-N-0067-2	飛村-3-2						
530	11104-N-0068	飛村-4						
531	11104-N-0069	飛村-5						
532	11104-N-0070	飛村-6						
533	11104-Ⅰ-0488	清水ノ上	中藤中郷地内					
534	11104-Ⅰ-0489	久根花-3						
535	11104-Ⅱ-1215	久根花-1						
536	11104-Ⅱ-1216	久根花-2						
537	11104-Ⅰ-1217-1	荒田-1-1						
538	11104-Ⅰ-1217-2	荒田-1-2						
539	11104-Ⅱ-1218	荒田-2						
540	11104-Ⅱ-1219	荒田-3						
541	11104-N-0074	中藤中郷-1						
542	11104-N-0075	中藤中郷-2						
543	11104-N-0076	中藤中郷-3						
544	11104-N-0077	中藤中郷-4						
545	11104-N-0078	中藤中郷-5						
546	11104-Ⅰ-1113	岩本-5	虎秀地内					
547	11104-Ⅰ-1121	落合-2						
548	11104-Ⅰ-1123	落合-4						
549	11104-N-0079	市場-1	平戸地内					
550	11104-Ⅰ-1279	平戸-2						
551	11104-Ⅰ-0058-1	平戸-1-1						
552	11104-Ⅰ-0058-2	平戸-1-2	虎秀地内					
553	11104-Ⅰ-0058-3	平戸-1-3						
554	11104-N-0080-1	平戸-3-1	平戸地内					
555	11104-N-0080-2	平戸-3-2	中藤上郷地内					
556	11104-N-0081	平戸-4						
557	11104-Ⅰ-0490	横畑						
558	11104-Ⅰ-1213	中内-1						
559	11104-Ⅰ-1220	中内-2						
560	11104-Ⅲ-0765	中内-4						
561	11104-Ⅲ-0766	中内-5						
562	11104-N-0091	井戸入						
563	11104-N-0092	木谷戸						
564	11104-N-0093	出久保	下赤工地内					
565	11104-Ⅰ-1074	下赤工-1						
566	11104-Ⅰ-1077	下赤工-4						
567	11104-Ⅰ-1078	尾長						
568	11104-Ⅰ-1164	下赤工-7						
569	11104-Ⅱ-1075	下赤工-2						
570	11104-N-0089	下赤工-5						
571	11104-N-0090	下赤工-6	中藤上郷地内	土石流				
572	209-Ⅰ-043-1	南沢川-1						
573	209-Ⅰ-043-2	南沢川-2						
574	209-Ⅰ-044	長窪川	南地内					
575	209-Ⅱ-047	戸丸川-1						
576	209-Ⅱ-048	日向戸丸川	中藤上郷地内					
577	209-Ⅱ-049	善福寺川						
578	209-Ⅱ-050	檜久保川						
579	209-Ⅱ-052	飛村沢						
580	209-Ⅱ-053	高岸川						
581	209-Ⅱ-054	昇道川						
582	209-Ⅱ-055	檜久保沢						
583	209-N-003	戸丸川-2	中藤中郷地内					
584	209-Ⅱ-056	牛骨沢						
585	209-Ⅱ-057	山中川						
586	209-Ⅱ-058	萩沢支溪						

NO	箇所番号	告示名	住 所	種 類	告示年月日 告示番号			
587	209-I-099	福德寺沢	虎秀地内					
588	209-I-100	落合沢						
589	209-I-101	小山沢						
590	209-II-117	福德寺南沢	平戸地内					
591	209-I-102	平戸沢						
592	209-II-118	深ノ沢 1 号						
593	209-II-119	深ノ沢 2 号	白子地内					
594	209-II-120-1	深沢川-1						
595	209-II-120-2	深沢川-2	深沢地内					
596	209-II-121	深ノ沢 3 号						
597	209-I-057	長尾坂川	平戸地内	土石流	平成 26 年 3 月 29 日 埼玉県告示第 489 号			
598	209-N-004	平戸沢 2						
599	209-I-039	西石川	中藤上郷					
600	209-N-008	明戸						
601	209-N-009	柄杓谷戸						
602	209-N-010	木谷戸						
603	209-N-011	出久保						
604	209-N-012	谷戸頭	下赤工地内					
605	209-I-021	落合川						
606	209-I-022	尾長川						
607	209-I-024	山下川						
608	209-I-025	芳ノ入沢						
609	209-I-026	大沢川						
610	209-I-027	下赤工川						
611	209-N-013	赤工中沢						
612	209-N-014	下赤工西沢						
613	209-N-015	下赤工東沢	原市場地内	急傾斜地				
614	11104-I-1103	妻沢-3						
615	11104-II-1093	原市場-3						
616	11104-II-1102	妻沢-2						
617	11104-III-0718-1	妻沢-4-1						
618	11104-III-0718-2	妻沢-4-2						
619	11104-III-0718-3	妻沢-4-3						
620	11104-III-0718-4	妻沢-4-4						
621	11104-III-0719	妻沢-5						
622	11104-III-0720-1	妻沢-6-1						
623	11104-III-0720-2	妻沢-6-2						
624	11104-III-0721	妻沢-7						
625	11104-III-0722	妻沢-8						
626	11104-III-0723	妻沢-9						
627	11104-III-1101-1	妻沢-1-1						
628	11104-III-1101-2	妻沢-1-2						
629	11104-III-1104	妻沢-10						
630	11104-N-0094	妻沢-11						
631	11104-N-0095	妻沢-12						
632	11104-N-0096	妻沢-13						
633	11104-N-0097	妻沢-14						
634	11104-I-1092	原市場-2						
635	11104-I-1096	原市場-6						
636	11104-I-1198	中屋敷-3	赤沢地内					
637	11104-II-1095	原市場-5	原市場地内					
638	11104-II-1193	茶内-1	赤沢地内					
639	11104-II-1194	茶内-2						
640	11104-II-1196	中屋敷-1						
641	11104-II-1197	中屋敷-2						
642	11104-II-1199	日影-2						
643	11104-N-0098	大口原-1	原市場地内					
644	11104-N-0099	大口原-2						
645	11104-N-0100	井戸尻-1						
646	11104-N-0101	砂道上-1	上直竹上分地内					
647	11104-I-0055-1	黒指-2-1						
648	11104-I-0055-2	黒指-2-2						
649	11104-I-0055-3	黒指-2-3						
650	11104-I-0055-4	黒指-2-4						
651	11104-I-0055-5	黒指-2-5						
652	11104-I-0055-6	黒指-2-6						
653	11104-I-0055-7	黒指-2-7	唐竹地内					
654	11104-I-0491-1	滝ノ上-1-1						
655	11104-I-0491-2	滝ノ上-1-2	原市場地内					
656	11104-II-1105	道上 1						

NO	箇所番号	告示名	住 所	種 類	告示年月日 告示番号		
657	11104-Ⅱ-1181	竹ノ平 2	上直竹上分地内				
658	11104-Ⅱ-1187-1	竹ノ平 1-1					
659	11104-Ⅱ-1187-2	竹ノ平 1-2					
660	11104-Ⅲ-0747	大鎌平					
661	11104-Ⅲ-0748	森向					
662	11104-Ⅲ-0750	黒指向					
663	11104-Ⅲ-0751	内台					
664	11104-Ⅲ-0769	宮ノ前	唐竹地内				
665	11104-Ⅲ-1188	黒指 1	上直竹上分地内				
666	11104-N-0102	道上 2	原市場地内				
667	11104-N-0103	清水	唐竹地内				
668	11104-N-0104	滝ノ下					
669	11104-Ⅰ-1180-1	間野-5-1	上直竹下分地内			急傾斜地	
670	11104-Ⅰ-1180-2	間野-5-2					
671	11104-Ⅱ-1174	上直竹下分-1					
672	11104-Ⅱ-1176	間野-1					
673	11104-Ⅱ-1177	間野-2					
674	11104-Ⅱ-1178	間野-3					
675	11104-Ⅱ-1184	川崎-1					
676	11104-Ⅱ-1185	川崎-2					
677	11104-Ⅲ-0743	間野-13					
678	11104-Ⅲ-0745	間野-15					
679	11104-Ⅲ-0746	間野-16					
680	11104-N-0105	川崎-4					
681	11104-N-0106	間野-17					
682	11104-N-0107-1	間野-18-1					
683	11104-N-0107-2	間野-18-2					
684	11104-N-0108	間野-19					
685	11104-N-0109	間野-20					
686	209-Ⅰ-034	高指川	原市場地内	土石流	平成 26 年 3 月 29 日 埼玉県告示第 489 号		
687	209-Ⅱ-017	宝平					
688	209-Ⅱ-018	西宝窪					
689	209-Ⅱ-019	東宝窪					
690	209-Ⅱ-020	麦ノ入					
691	209-Ⅱ-021	登戸					
692	209-Ⅱ-022	漆ヶ谷川					
693	209-Ⅱ-023	下ノ沢川					
694	209-Ⅱ-024	松ヶ入川					
695	209-N-016	川上川					
696	209-N-017	中居川					
697	209-Ⅰ-032	井戸入川	赤沢地内				
698	209-Ⅰ-033	茶中赤沢	原市場地内				
699	209-Ⅰ-035	宮ノ脇川					
700	209-N-018	大房沢	赤沢地内				
701	209-N-019	砂ノ入沢					
702	209-N-020	砂道下沢	原市場地内				
703	209-Ⅰ-029	石倉沢	唐竹地内				
704	209-Ⅰ-030	榎平川					
705	209-Ⅰ-031-1	ヨマキ川-1	原市場地内				
706	209-Ⅰ-031-2	ヨマキ川-2					
707	209-N-021-1	細窪沢-1	原市場地内				
708	209-N-021-2	細窪沢-2					
709	209-N-022	登府沢 2	原市場・唐竹				
710	209-N-023	登府沢 1	原市場地内				
711	209-N-024	小坂沢	上直竹下分地内				
712	209-Ⅰ-009	下間野川					
713	209-Ⅱ-004-1	正木入-1					
714	209-Ⅱ-004-2	正木入-2					
715	209-Ⅱ-005	上間野川					
716	209-Ⅱ-006	沢ノ入沢					
717	209-Ⅱ-007	郷戸川					
718	209-Ⅱ-008	下川崎川 2 号					
719	209-Ⅱ-009	上川崎川					
720	209-Ⅱ-010	滑沢川					
721	209-N-025	南下間野川					
722	209-N-026	観音寺沢	白子地内	急傾斜地	平成 27 年 3 月 24 日 埼玉県告示第 298 号		
723	11104-N-0128	白子-3		土石流			
724	11104-N-0129	白子-4					
725	11104-N-0130	白子-5					
726	209-Ⅰ-056	上ノ原川					

NO	箇所番号	告示名	住 所	種 類	告示年月日 告示番号	
727	209-Ⅱ-063	白子沢	白子地内	土石流	平成 27 年 3 月 24 日 埼玉県告示第 298 号	
728	209-Ⅱ-122	平山川				
729	209-Ⅱ-123	宮林沢				
730	11104-Ⅰ-0056	堂向	中藤下郷地内	急傾斜地		
731	11104-Ⅰ-0487-1	堂西-1-1				
732	11104-Ⅰ-0487-2	堂西-1-2				
733	11104-Ⅰ-1204-1	中藤下郷-1-1				
734	11104-Ⅰ-1204-2	中藤下郷-1-2				
735	11104-Ⅰ-1207	大岡寺				
736	11104-Ⅰ-1208	野ヶ崎-1				
737	11104-Ⅰ-1209	野ヶ崎-2				
738	11104-Ⅱ-1205	種木-1				
739	11104-Ⅲ-0760	中藤下郷-2				
740	11104-Ⅲ-0761	中藤下郷-3				
741	11104-N-0125	堂西-2				
742	11104-N-0126	種木-2				
743	11104-N-0127-1	種木-3-1				
744	11104-N-0127-2	種木-3-2				
745	209-Ⅰ-038	堂向沢				土石流
746	209-Ⅰ-045	平蔵寺川				
747	209-Ⅰ-046	向ヶ谷戸川				
748	209-Ⅰ-047	笹子川				
749	209-Ⅰ-048	野口川				
750	209-Ⅱ-059	大岡寺川	原市場地内	急傾斜地		
751	209-Ⅱ-060	入川				
752	11104-Ⅰ-1099	金山-1				
753	11104-Ⅱ-1097	房ヶ谷戸-1				
754	11104-Ⅱ-1098	曲竹-1				
755	11104-Ⅱ-1100	金山-2				
756	11104-Ⅱ-1108	房ヶ谷戸-2				
757	11104-Ⅱ-1110	房ヶ谷戸-4				
758	11104-Ⅲ-0715	金山-3				
759	11104-Ⅲ-0716	金山-4				
760	11104-Ⅲ-0717-1	金山-5-1				
761	11104-Ⅲ-0717-2	金山-5-2				
762	11104-N-0133-1	原市場-1-1				
763	11104-N-0133-2	原市場-1-2				
764	11104-N-0134	曲竹-2				
765	11104-N-0135	曲竹-3				
766	11104-N-0136	曲竹-4				
767	11104-N-0137	曲竹-5				
768	209-Ⅰ-036-1	倉掛川-1				土石流
769	209-Ⅰ-036-2	倉掛川-2				
770	209-Ⅰ-036-3	倉掛川-3				
771	209-Ⅰ-036-4	倉掛川-4				
772	209-Ⅰ-037	肥沢川				
773	209-Ⅱ-025	鹿ヶ入川				
774	209-Ⅱ-026-1	勝久保川-1				
775	209-Ⅱ-026-2	勝久保川-2				
776	209-Ⅱ-027	柳瀬川				
777	209-Ⅱ-028	曲竹沢				
778	209-N-028	房ヶ谷戸沢	上赤工地内	急傾斜地		
779	11104-Ⅰ-0981	畑中-1				
780	11104-Ⅰ-1165	上赤工-1				
781	11104-Ⅱ-1167	上赤工-3				
782	11104-Ⅲ-0741	上赤工-5				
783	11104-N-0131	畑中-2		土石流		
784	11104-N-0132	畑中-3				
785	209-Ⅰ-028	畑中沢-1	小瀬戸地内	急傾斜地		
786	209-N-027	畑中沢-2				
787	11104-Ⅰ-0040	小瀬戸-1				
788	11104-Ⅱ-1160	小瀬戸-6				
789	11104-Ⅱ-1161	小瀬戸-7				
790	11104-Ⅱ-1163	小瀬戸-8				
791	11104-Ⅱ-1206	小瀬戸-3		土石流		
792	11104-N-0138	小瀬戸-4				
793	11104-N-0139	小瀬戸-5				
794	209-Ⅰ-049	浅間神社沢				
795	209-Ⅰ-050	小瀬戸沢				
796	209-Ⅱ-061	新福寺沢				

NO	箇所番号	告示名	住 所	種 類	告示年月日 告示番号	
797	11104-Ⅲ-0713	久須美-1	久須美地内	急傾斜地		
798	11104-N-0140	久須美-2				
799	209-Ⅰ-051	千歳沢	久須美地内	土石流	平成 27 年 3 月 24 日 埼玉県告示第 298 号	
800	209-Ⅰ-052-1	白鬚神社沢-1				
801	209-Ⅰ-052-2	白鬚神社沢-2				
802	209-Ⅰ-052-3	白鬚神社沢-3				
803	209-Ⅰ-053	東光寺沢				
804	209-Ⅰ-054	下毛田川				
805	11104-N-0141	小岩井-1	小岩井地内	急傾斜地		
806	11104-N-0142	小岩井-2				
807	11104-N-0143-1	小岩井-3-1				
808	11104-N-0143-2	小岩井-3-2				
809	11104-N-0143-3	小岩井-3-3				
810	209-Ⅰ-019-1	小岩井沢-1		土石流		
811	209-Ⅰ-019-2	小岩井沢-2				
812	209-Ⅰ-020	無量寺沢				
813	209-Ⅱ-014	渡場橋沢				
814	209-N-029	小岩井				
815	11104-Ⅱ-1070-1	永田-1-1	永田地内	急傾斜地		
816	11104-Ⅱ-1070-2	永田-1-2				
817	11104-Ⅱ-1071	永田-2				
818	11104-Ⅱ-1072	永田-3				
819	11104-N-0144	永田-4		土石流		
820	209-Ⅰ-055	宮ノ入沢				
821	209-Ⅲ-001	多峰主川				
822	11104-Ⅰ-1081	下直竹-3	下直竹地内	急傾斜地		
823	11104-Ⅱ-1073-1	下直竹-4-1				
824	11104-Ⅱ-1073-2	下直竹-4-2				
825	11104-Ⅱ-1079	下直竹-1				
826	11104-Ⅱ-1182	申渕-1				
827	11104-Ⅱ-1183	申渕-2				
828	11104-Ⅲ-1080	下直竹-2				
829	11104-N-0150-1	申渕-3-1				
830	11104-N-0150-2	申渕-3-2				
831	209-Ⅰ-008	堂山川		土石流		
832	209-Ⅰ-010	西橋場川2号				
833	209-Ⅱ-011	日向郷戸川				
834	209-N-030	三国川				
835	11104-Ⅰ-1090	荻生-9	荻生地内	急傾斜地		
836	11104-Ⅱ-1084-1	荻生-4-1				
837	11104-Ⅱ-1084-2	荻生-4-2				
838	11104-Ⅱ-1085	荻生-5				
839	11104-Ⅱ-1086	荻生-6				
840	11104-Ⅱ-1087	荻生-1				
841	11104-Ⅱ-1088	荻生-2				
842	11104-Ⅱ-1089-1	荻生-3-1				
843	11104-Ⅱ-1089-2	荻生-3-2				
844	11104-Ⅲ-0705	荻生-7		土石流		
845	11104-N-0151	荻生-10				
846	11104-N-0152	荻生-11				
847	209-Ⅱ-012	荻生沢				
848	209-N-031	荻生沢-2				
849	11104-N-0145	細田-1	上直竹上分地内	急傾斜地		
850	11104-N-0146-1	細田-2-1				
851	11104-N-0146-2	細田-2-2				
852	11104-N-0147-1	細田-3-1				
853	11104-N-0147-2	細田-3-2				
854	11104-N-0147-3	細田-3-3				
855	11104-N-0148-1	細田-4-1				
856	11104-N-0148-2	細田-4-2				
857	11104-N-0148-3	細田-4-3				
858	11104-N-0149-1	細田-5-1				
859	11104-N-0149-2	細田-5-2				
860	11104-Ⅱ-1062	高山	高山地内	急傾斜地		
861	209-Ⅱ-098	ミイ道沢	上名栗地内	土石流		
862	11104-Ⅰ-1016-2	神出-1-2		急傾斜地		
863	11104-Ⅱ-0999-2	穴沢-1-2				
864	11104-Ⅱ-1000-2	穴沢-2-2				
865	11104-Ⅱ-1004-2	小物-1-2				
866	11104-Ⅱ-1013-2	新館-3-2				

NO	箇所番号	告示名	住 所	種 類	告示年月日 告示番号	
867	11104-Ⅱ-1014-2	森河原-1-2			平成28年7月8日 埼玉県告示第904号	
868	209-Ⅰ-023	峯ノ入沢	下赤工地内	土石流		
869	209-N-006	東吾野小沢	平戸地内	土石流		
870	1-7	間野	虎秀	地滑り	平成28年7月8日 埼玉県告示第904号	
871	1-8	東風影	長沢			
872	1-12	天王平	坂元			
873	11104-Ⅰ-0053-1	大河原-3-1	大河原地内	急傾斜地		
874	11104-Ⅰ-0053-2	大河原-3-2				
875	11104-Ⅰ-0053-3	大河原-3-3				
876	11104-Ⅱ-1201	大河原-1				
877	11104-Ⅱ-1202	大河原-2				
878	11104-Ⅲ-0738	大河原-7				
879	11104-Ⅲ-0757	大河原-4				
880	11104-Ⅲ-0758	大河原-5				
881	11104-Ⅲ-0759	大河原-6				
882	209-Ⅰ-013-1	堂平川-1		土石流		
883	209-Ⅰ-013-2	堂平川-2				
884	209-Ⅰ-014	小山平川				
885	209-Ⅰ-015	小山川				
886	209-Ⅰ-016-1	小山入川-1				
887	209-Ⅰ-016-2	小山入川-2				
888	209-Ⅰ-017	前谷ッ川				
889	209-Ⅰ-018	杉ノ谷川				
890	11104-Ⅱ-1189	上畑-1	上畑			急傾斜地
891	11104-Ⅱ-1190	上畑-2				
892	11104-Ⅲ-0752	上畑-3		土石流		
893	11104-Ⅲ-0753	上畑-4				
894	209-Ⅰ-011	御側川				
895	11104-Ⅰ-0052	南町	南町	急傾斜地		
896	11104-Ⅰ-0051	川寺	川寺			
897	11104-Ⅰ-0485	前ヶ貫-1	前ヶ貫			
898	11104-Ⅰ-0486	前ヶ貫-2				
899	11104-Ⅰ-0050	笠縫-2	笠縫			
900	11104-Ⅰ-0048	岩沢-1	岩沢			
901	11104-Ⅱ-1082	下畑-1	下畑			土石流
902	11104-Ⅱ-1083	下畑-2				
903	11104-N-0153	下畑-3				
904	209-Ⅰ-012	宮倉川				
905	11104-Ⅲ-0711-1	岩淵-1-1	岩淵			
906	11104-Ⅲ-0711-2	岩淵-1-2				
907	11104-Ⅲ-0712	岩淵-2				
908	11104-N-0154	岩淵-3				
909	11104-N-0156	岩淵-4				
910	11104-N-0164	岩淵-5				
911	209-Ⅰ-004	門神川				
912	209-Ⅰ-005	三ツ沢入3号				
913	209-Ⅰ-006	中村川				
914	209-Ⅰ-007	前ヶ貫川				
915	209-Ⅱ-001	三ツ沢入2号	落合			
916	209-Ⅱ-002	三ツ沢入1号				
917	209-Ⅱ-003	妙円寺沢				
918	209-Ⅰ-002	秋津川	阿須	急傾斜地		
919	209-Ⅰ-003	新坂川				
920	11104-Ⅲ-0698	阿須-2				
921	11104-Ⅲ-0801	阿須-7				
922	11104-Ⅲ-1064-1	阿須-4-1		土石流		
923	11104-Ⅲ-1064-2	阿須-4-2				
924	11104-N-0155	阿須-6				
925	209-Ⅰ-001	深井沢	飯能	急傾斜地		
926	1-13	要害沢				
927	11104-Ⅰ-0018	飯能-8		土石流		
928	11104-Ⅰ-0054	飯能-7				
929	11104-Ⅲ-0789	飯能-1				
930	11104-N-0157	飯能-9				
931	11104-N-0158	飯能-10				
932	11104-N-0159	飯能-11				
933	209-Ⅱ-062	西伝寺沢				
934	209-Ⅲ-003	諏訪川				
935	209-N-032	本郷				
936	209-Ⅰ-103	中山沢		中山		

NO	箇所番号	告示名	住 所	種 類	告示年月日 告示番号
937	209-N-033	中山			平成29年4月7日 埼玉県告示第 452 号
938	330-Ⅰ-017-2	入沢	上名栗		
939	330-Ⅱ-005	伊倉沢			
940	1-1	沢口	上名栗	地滑り	
941	11104-Ⅰ-1126	小床-3	吾野	急傾斜地	
942	11104-Ⅰ-1128	小床-4			
943	11104-Ⅱ-1127	小床-5			
944	11104-Ⅱ-1131	小床-1			
945	11104-Ⅱ-1132	小床-2			
946	11104-Ⅲ-0696	小床-6		土石流	
947	209-Ⅰ-065	小床川			
948	209-Ⅰ-065-1	小床川左 1			
949	209-Ⅰ-065-2	小床川左 2			
950	209-Ⅰ-065-3	小床川左 3			
951	209-Ⅰ-065-4	小床川右 1			
952	225-N-002	万亀沢	岩沢	急傾斜地	
953	11104-N-0114	万亀			

第 6 章 応援協定等

No.	協定の名称	締結年月日	締結先	締結内容	連絡先
1	大規模災害時における相互応援に関する協定書	平成 7 年 9 月 28 日	所沢市、 狭山市、 入間市	所沢市、狭山市、入間市との大規模災害時の相互応援に関する協定	
2	大規模災害時における相互応援に関する協定書	平成 16 年 2 月 23 日	日高市	日高市との大規模災害時の相互応援に関する協定	
3	大規模災害時における相互応援に関する協定書	平成 16 年 11 月 9 日	茨城県高萩市	茨城県高萩市との大規模災害時の相互応援に関する協定	
4	災害時における生活必需物資の供給に関する協定書	平成 18 年 3 月 23 日	いるま野農業協同組合	災害の発生時又は災害の発生のおそれがある場合における、いるま野農業協同組合との生活必需物資供給に関する協定	
5	災害時における飯能郵便局と飯能市の協力に関する覚書	平成 10 年 3 月 4 日	飯能郵便局	市内での災害発生時において、市及び市内の郵便局が相互に協力し合うための覚書	
6	避難場所使用に関する協定書	平成 18 年 1 月 17 日	学校法人 大川学園	大地震等による大規模な災害から市民の生命・身体を守るための避難場所として使用することについての協定	
7	埼玉県防災行政無線市町村局の管理運営に関する協定書	昭和 51 年 9 月 1 日 昭和 53 年 4 月 1 日改正	埼玉県	埼玉県防災行政無線市町村局の管理運営に関する県と市の協定	
8	飯能市水防無線局運用協定書	平成 25 年 4 月 1 日	埼玉西部消防組合	市が埼玉西部広域消防本部に水防無線局の監視局を設置するに当たって、その適切な運用と連携を確保するための協定	
9	災害時緊急放送の協力に関する協定書	平成 16 年 7 月 30 日	飯能ケーブルテレビ株式会社	災害に関する情報を放送設備を使用して視聴者に提供するための飯能ケーブルテレビ株式会社との協定	
10	災害時における人員及び物資等の輸送に関する協定書	平成 11 年 5 月 13 日	埼玉県トラック協会 いるまの支部	いるまの支部との災害時における人員及び物資等の輸送に関する協定	
11	災害時の応急作業に関する協定書	平成 19 年 1 月 30 日	飯能市土木災害協力会	災害の発生時又は発生のおそれがある場合における飯能市土木災害協力会との応急作業の協力に関する協定	
12	災害時における社会福祉施設への要援護者等の受入れに関する協定書	平成 19 年 10 月 25 日	社会福祉施設管理者	災害発生時における自宅又は、施設に入所している要援護者及びその介護者の受入れに関する社会福祉施設管理者との協定	
13	災害時における霊柩車及び棺等葬祭用品の供給に関する協定書	平成 19 年 6 月 19 日	社団法人 全国霊柩自動車協会、 埼玉葬祭業協同組合	災害が発生した時における社団法人全国霊柩自動車協会及び葬祭業協同組合との霊柩車及び棺等葬祭用品の供給に関する協定	
14	災害時等における情報提供に関する協定書	平成 20 年 10 月 14 日	東京電力株式会社川越支社	災害等が発生したとき、又は発生する恐れのある場合における東京電力株式会社川越支社との情報提供に関する協定	

No.	協定の名称	締結年月日	締結先	締結内容	連絡先
15	災害時の応急作業に関する協定書	平成 20 年 11 月 26 日	飯能市水道 事業協同組 合	災害の発生時又は発生のおそれがある場合における飯能市水道事業協同組合との応急作業の協力に関する協定	
16	災害時における飲料供給に関する協定書	平成 20 年 12 月 25 日	サントリーフーズ株式 会社	サントリーフーズ株式会社との災害時における飲料供給に関する協定	
17	災害時における情報提供に関する協定書	平成 21 年 1 月 15 日	新聞販売事 業者 9 社	新聞販売事業者 9 社との市内に災害等が発生したとき、又は発生する恐れのある場合における情報提供に関する協定	
18	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	平成 21 年 9 月 16 日	埼玉県電気 工事工業組 合	埼玉県電気工事工業組合との災害時における電気設備等の復旧活動等に関する協定	
19	災害時のバス等による緊急輸送活動に関する協定書	平成 21 年 4 月 30 日	社団法人埼 玉県バス協 会西部地区 部会会長若 野 廣	災害が発生したとき、又は発生するおそれのある場合における社団法人埼玉県バス協会西部地区部会とのバス等による緊急輸送活動に関する協定	
20	災害時の応急作業に関する協定書	平成 21 年 9 月 16 日	飯能商工会 議所建設業 部会	災害の発生時又は発生のおそれがある場合における飯能市建設業協会との応急作業の協力に関する協定	
21	災害時における県立高校の使用に関する覚書	平成 22 年 10 月 1 日	埼玉県立飯 能南高等学 校	避難所等として指定されている埼玉県立飯能南高等学校の施設について、災害時に避難施設として使用するための、管理・運営方法等に関する協定	
22	災害時の情報交換に関する協定	平成 22 年 12 月 6 日	国土交通省 関東地方整 備局長菊川 滋	国土交通省関東地方整備局との災害時における各種情報の交換等に関する協定	
23	災害時における埼玉県立飯能高等学校の使用に関する覚書	平成 22 年 12 月 20 日	埼玉県立飯 能高等学校	避難所等として指定されている埼玉県立飯能高等学校の施設について、災害時に避難施設として使用するための、管理・運営方法等に関する協定	
24	災害時等における生活物資の提供等に関する協定書	平成 23 年 11 月 11 日	株式会社マ ミーマート	大規模災害の発生時又は災害の恐れがある場合における株式会社マミーマートとの生活必需物資の供給等に関する協定	
25	避難場所使用に関する協定書	平成 24 年 3 月 14 日	学校法人自 由の森学園	大規模な災害時において学校法人自由の森学園の所有する施設を避難場所として使用することに関する協定	
26	災害時における生活物資の供給協力に関する協定書	平成 24 年 4 月 5 日	株式会社カ インズ	株式会社カインズとの災害時における生活物資の供給協力に関する協定	
27	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	平成 24 年 11 月 21 日	生活協同組 合さいたま コープ	災害の発生、又は発生する恐れがある場合における生活協同組合さいたまコープとの食糧、生活必需品等の調達及び供給等に関する協定	

No.	協定の名称	締結年月日	締結先	締結内容	連絡先
28	飯能市 秩父郡横瀬町 消防相互応援協定	平成 25 年 4 月 1 日	秩父郡横瀬町	秩父郡横瀬町との消防相互応援 に関する協定	
29	東京都青梅市 埼玉県飯 能市 消防相互応援協定	平成 25 年 4 月 1 日	東京都青梅 市	東京都青梅市との消防相互応援 に関する協定	
30	飯能市 西入間広城市町 村圏組合 消防相互応援 協定	平成 25 年 4 月 1 日	西入間広城 市町村圏組 合	西入間広城市町村圏組合との消 防相互応援に関する協定	
31	飯能市比企広城市町村圏 組合 消防相互応援協定	平成 25 年 4 月 1 日	比企広城市 町村圏組合	比企広城市町村圏組合との消防 相互応援に関する協定	
32	災害時における飲料提供 に関する協定書	平成 25 年 7 月 1 日	有限会社 木澤屋酒店	有限会社木澤屋酒店との緊急災 害時における飲料の無償提供に 関する協定	
33	災害時における救援物資 (飲料水) の提供に関す る協定書	平成 25 年 11 月 28 日	株式会 社 伊 藤園	株式会社伊藤園との災害時にお ける救援物資 (飲料水) の提供 に関する協定	
34	災害時における救援物資 (飲料水) 提供に関する 協定書	平成 25 年 12 月 12 日	三国コカ・ コーラボト リング株式 会社	三国コカ・コーラボトリング株 式会社との災害時における救援 物資 (飲料水) の提供に関する 協定	
35	災害時における宿泊施設 等の提供に関する協定書	平成 26 年 1 月 15 日	飯能旅館 組合	飯能旅館組合との災害時におけ る宿泊施設等の提供に関する協 定	
36 ～ 39	災害時の医療救護活動に ついての協定書	平成 26 年 4 月 1 日	(一社)飯能地 区医師会、 (一社)飯能地 区歯科医師 会、飯能市接 骨師会、飯能 地区薬剤師会	災害時における医療救護活動の 実施に関する協定	
40	災害時における福祉避難 所の設置運営に関する協 定書	平成 26 年 5 月 7 日	埼玉県立狭 山特別支援 学校	埼玉県立狭山特別支援学校との 災害発生時における福祉避難所 の設置運営に関する協定	
41	災害時におけるガスの供 給・防災協力体制等に関 する協定	平成 28 年 2 月 9 日	西武ガス 株式会社	西武ガス株式会社との災害時に おけるLPガスの供給等に関する 協定	
42	災害時等における応援協 力に関する協定書	平成 28 年 8 月 9 日	第一環境 株式会社	第一環境株式会社との災害時等 における応援協力に関する協定	
43	災害時における段ボール の応援協力に関する協定	平成 29 年 3 月 1 日	株式会社 クラウン・ パッケージ	株式会社クラウン・パッケージ との災害時における段ボール (避難所等で活用) の提供に関 する協定	
44	墨田区と飯能市との災害 時における相互援助に関 する協定	平成 29 年 12 月 22 日	東京都墨田 区	東京都墨田区との災害時におけ る応急対策や復旧対策に係る相 互援助協定	
45	災害時における応急対策 物資等の供給及び施設使 用に関する協定	平成 30 年 3 月 15 日	株式会社 L I X I L ビバ	株式会社LIXILビバとの災害時に おける日用品等生活必需品の供 給及び店舗駐車場やトイレの提 供に関する協定	
46	災害時における生活物資 等の調達及び供給に関す る協定	平成 30 年 3 月 15 日	株式会社 エコス	株式会社エコスとの災害時にお ける食料品類及び日用雑貨品類 等の供給に関する協定	
47	災害時の応急作業に関す る協定	平成 30 年 3 月 23 日	飯能市 緑友会	飯能市緑友会との災害時におけ る倒伏樹木の除去等、応急対策 に係る協定	
48	災害に係る情報発信等に関 する協定	平成31年 1月31日	ヤフー株式 会社	ヤフー株式会社との災害時にお ける情報発信等に係る協定	

No.	協定の名称	締結年月日	締結先	締結内容	連絡先
49	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	平成31年 3月14日	株式会社ゼンリン	株式会社ゼンリンとの災害時における地図製品等の供給に関する協定	
50	災害時におけるLPガス等の優先供給に関する協定	平成31年 3月14日	(一社)埼玉県LPガス協会西武支部	(一社)埼玉県LPガス協会西武支部との災害時におけるLPガス等の優先供給に関する協定	
51	災害時における被災者支援に関する協定	平成31年 3月20日	埼玉県行政書士会	埼玉県行政書士会との災害時における被災者支援に関する協定	
52	災害時における家屋被害認定調査に関する協定	平成31年 3月28日	埼玉土地家屋調査士会	埼玉土地家屋調査士会との災害時における市内家屋調査等に関する協定	
53	災害時における燃料等の供給協力に関する協定	令和2年 1月31日	埼玉県石油商業組合飯能支部	埼玉県石油商業組合飯能支部との災害時における燃料等の供給協力に関する協定	
54	災害時における無人航空機(ドローン)を活用した被害状況調査等に関する協定	令和2年 8月18日	株式会社チーム関東	株式会社チーム関東との災害時における被害状況調査業務に関する協定	
55	災害時における物資提供等の協力に関する協定	令和2年 8月26日	ムサシ王子コンテナ株式会社	ムサシ王子コンテナ株式会社との災害時における物資提供に関する協定	
56	災害時における避難所施設および災害復旧活動の拠点としての使用に関する協定	令和3年 3月16日	大鵬薬品工業株式会社	大鵬薬品工業株式会社との災害時における災害復旧活動の拠点としての使用に関する協定	
57	災害時における電気自動車による電力供給に関する協定	令和8年 4月1日	株式会社椿本チエイン	株式会社椿本チエインとの災害時における電気自動車による電力供給に関する協定	
58	避難場所案内標識設置に関する覚書	令和3年 12月17日	春田産業株式会社	春田産業株式会社との避難場所案内標識設置に関する覚書	
59	避難場所及び防災備蓄倉庫置場としての使用に関する協定書	令和4年 4月1日	学校法人早稲田学園	学校法人早稲田学園との災害時における避難場所及び防災備蓄倉庫置場の使用に関する協定	
60	飯能市HESTA CHARGE設置に関する防災協定	令和5年 2月27日	株式会社HESTA大倉	株式会社大倉との災害時におけるモバイルバッテリーの無償貸与に関する協定	
61	災害時の応急作業に関する協定書	令和6年 11月1日	埼玉土建一般労働組合飯能日高支部	埼玉土建一般労働組合飯能日高支部との災害時における応急作業の協力に関する協定	
62	災害時におけるキャンピングテントの提供に関する協定書	令和6年 11月1日	Camping with Soul Japan株式会社	Camping with Soul Japan株式会社との災害時におけるキャンピングテントの提供協力に関する協定	
63	災害時における生活物資等の調達及び供給に関する協定書	令和7年 1月14日	飯能ライオンズクラブ	飯能ライオンズクラブとの災害時における生活物資等の調達及び供給に関する協定	
64	災害時に係る住家の損害調査結果の提供及び利用に関する覚書	令和7年 1月20日	三井住友海上火災保険株式会社埼玉支店	三井住友海上火災保険株式会社埼玉支店との災害時に係る住家の損害調査結果の提供及び利用に関する覚書	
65	災害時における物資供給に関する協定書	令和7年 10月24日	NPO法人コメリ災害対策センター	NPO法人コメリ災害対策センターとの災害時における物資供給に関する協定	
66	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	令和8年 2月3日	株式会社アクティオ	株式会社アクティオとの災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	

67	災害時等における福祉避難所の設営及び運営に関する協定書	令和8年 2月20日	学校法人さ ゆり学園	学校法人さゆり学園との災害時 等における福祉避難所の設営及 び運営に関する協定	
68	飯能市と株式会社富士薬 品との包括連携協定書	令和8年 3月24日	株式会 社 富 士薬品	株式会社富士薬品との包括連携 協定	

1 大規模災害時における相互応援に関する協定書

所沢市長、飯能市長、狭山市長、入間市長は、大規模災害時の相互応援に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、所沢市、飯能市、狭山市、入間市（以下「協定市」という。）の間で発生した大規模災害に関する相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材等の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 指定避難場所の相互利用
- (6) 被災者に対する住宅の提供
- (7) 被災児童生徒の小中学校への一時受入れ
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認めたもの

(応援要請の窓口)

第3条 協定市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに必要な情報を相互に提供するものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日別記災害応援要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所
- (3) 必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名と数量
- (4) 必要とする資機材、物資、車両等の品名と数量
- (5) 必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
- (6) 住宅の提供を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- (7) 小中学校への一時受入れを希望する被災児童生徒の人数及び期間
- (8) その他応援を必要とする事項等

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費 応援を行う市が負担
- (2) 前号に掲げるもののほか応援物資の調達その他応援に要する経費 応援を受ける市が負担

(情報の交換)

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定市がその都度協議して定めるものとする。

(施行)

第8条 この協定は、平成7年10月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を所持する。

平成7年9月28日

2 大規模災害時における相互応援に関する協定書

飯能市と日高市は、大規模災害時の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、飯能市と日高市（以下「両市」という。）の市域において大規模災害が発生した場合の相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 指定避難場所の相互利用
- (6) 被災者に対する住宅の提供
- (7) 被災児童生徒の小中学校への一時受入れ
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると両市が認めたもの

(応援要請の窓口)

第3条 両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに必要な情報を相互に提供するものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所及びその経路
- (3) 必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名と数量
- (4) 必要とする資機材、物資及び車両等の品名と数量
- (5) 必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
- (6) 住宅の提供を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- (7) その他応援を必要とする事項等

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費 応援を行う市の負担
- (2) 前号に掲げるもののほか応援物資の調達その他応援に要する経費 応援を受ける市の負担

2 応援を受けた市が、前項第2号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市から申し出があった場合は、応援をした市は、一時その費用を立替支弁するものとする。

(情報の交換)

第6条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度両市が協議して定めるものとする。

(施行)

第8条 この協定は、平成16年2月23日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両市が記名押印のうえ、それぞれその1通を所持する。

平成16年2月23日

〔大規模災害時における相互応援に関する協定書の申合せ事項〕

飯能市と日高市が締結した「大規模災害時における相互応援に関する協定書」に関し必要な事項を定めるものとする。

1 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

両市の地域内で被害が発生した場合は、可能な範囲内で備蓄している食糧、飲料水及び生活必需物資を提供するものとする。

2 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材の提供

両市の地域内で被害が発生した場合は、可能な範囲内で備蓄している資機材を提供するものとする。

3 救援及び救助活動に必要な車両等の提供

両市の地域内で被害が発生した場合は、可能な範囲内で車両を提供するものとする。

4 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

両市内に居住する職員は、災害発生時の初動時に居住する両市の避難所等で災害応急復旧活動及び人命救助活動に従事するものとし、その基準は次のとおりとする。

(1) 対象職員は、係長職以下とする。ただし、技能労務職、防災担当課員、消防団員を兼職している職員は除く。

(2) 災害応急復旧活動及び人命救助活動に従事する期間は、2日間以内とする。また、この間の職員の取扱いは、応援とする。

(3) 災害応急復旧活動及び人命救助活動に関しては、災害発生と同時に職務命令が出たものとする。

(4) 職員が応援に出動した場合は、避難所等の責任者に出動した旨を申し出るものとする。

5 指定避難所の相互利用

両市の指定避難所については、避難の安全性、避難距離を考慮して相互に利用するものとする。

6 被災者に対する住宅の提供

両市の被災者に対しては、必要に応じ相互に市営住宅の提供を行うものとする。

7 被災児童生徒の小中学校への一時受入れ

両市の被災児童生徒に対しては、必要に応じ相互に児童生徒の小中学校への一時受入れを行うものとする。

のとする。

8 被害情報の把握

被害情報の把握は、埼玉西部広域消防本部消防無線、埼玉県防災情報ネットワークシステム、両市の防災行政無線、電話、テレビ・ラジオ放送等に対応し、収集した被害情報の交換を行うものとする。

9 防災訓練の実施

防災訓練の実施については、両市の市民に安心感を与えるとともに相互の応援を確実にを行うため、実施可能なものから実施する。

3 大規模災害時における相互応援に関する協定書

埼玉県飯能市と茨城県高萩市は、大規模災害時の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、埼玉県飯能市と茨城県高萩市（以下「両市」という。）の市域で大規模災害が発生した場合に、相互に応援することに関し必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると両市が認めたもの

(応援要請の担当部署)

第3条 両市は、あらかじめ応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに必要な情報を相互に提供するものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市は、次に掲げる事項を明らかにした文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所及びその経路
- (3) 必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名と数量
- (4) 必要とする資機材、物資及び車両等の品名と数量
- (5) 必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
- (6) その他応援を必要とする事項等

(自主的応援)

第5条 両市は、協定の相手方に災害が発生し応援の必要があると認めるときは、前条の応援要請を待たずに自主的に応援することができる。

2 前項に規定する自主的応援の内容は、第2条第1号から第4号までに定める内容のうち、応援を行う市が必要と認めるものとする。

3 自主的に応援を開始した後に前条に規定する応援要請を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該応援要請に応じた応援を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費 応援を行う市の負担
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費 応援を受ける市の負担

- 2 応援を行った市は、応援を受けた市が前項第2号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市から申し出があった場合は、一時その費用を立替支弁するものとする。

(情報の交換)

第7条 両市は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行)

第9条 この協定は、平成16年11月9日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両市が署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成16年11月9日

4 災害時における生活必需物資の供給に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）といるま野農業協同組合（以下「乙」という。）とは、飯能市内における地震、風水害その他の災害の発生時又は災害の発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における、生活必需物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、市民生活の早期安定を図るため、飯能市地域防災計画に基づき甲が行う救援活動に対し、甲及び乙が相互に協力し乙の所有する物資を甲に供給することに関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時等において、物資の救援対策が必要とされた場合は、甲は、乙に対し協力要請を行うものとする。

（協力の内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、物資の優先供給及び運搬について積極的に応じるものとし、その協力の内容は次のとおりとする。

- (1) 災害時等において甲が必要とする応急食料の供給
- (2) 災害時等において甲が必要とする生活必需品の供給

2 乙が協力する物資は、現に乙が保有する流通可能な物資のうちから、甲乙協議の上決定するものとする。

（要請の手続）

第4条 甲は、乙に対して第2条に定める協力要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後文書を提出するものとする。

- (1) 協力を要請する理由
- (2) 必要とする物資の品目及び数量
- (3) 物資の受取場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

（報告）

第5条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、当該要請事項について速やかに調査し、甲に報告するものとする。

（物資の受取）

第6条 甲は、指定した受取場所に職員等を派遣し、納品書等を確認の上、乙から物資を受け取るものとする。

（未使用物資の引取り）

第7条 乙は、前条の規定により乙が納入した物資で未使用のものがあつたときは、甲の求めにより、当該物資を引き取るものとする。ただし、著しく価値が低下したものについては、この限りでない。

（物資の価格）

第 8 条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議し、決定するものとする。

(代金の請求)

第 9 条 乙は、甲に物資を納入したときは、前条の規定により定めた価格で、甲にその代金を請求するものとする。

(協定の有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、協定の締結日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。ただし、この有効期間満了 1 か月前までに、甲、乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、協定は 1 年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

(協議事項)

第 11 条 この協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙両者署名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 18 年 3 月 23 日

5 災害時における飯能郵便局と飯能市の協力に関する覚書

飯能郵便局長（以下「甲」という。）及び飯能市長（以下「乙」という。）は、飯能市内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、飯能市及び飯能市内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、飯能市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- （2）乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- （3）郵便局又は飯能市が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- （4）甲は必要に応じ避難場所に臨時に郵便差出箱を設置
- （5）災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策
- （6）その他前記（1）～（5）に定めのない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲及び乙が協議をし、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 飯能市の災害対策本部のメンバーに、飯能郵便局長が加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 飯能市内の郵便局は、飯能市の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第 9 条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては飯能郵便局長、乙においては飯能市長とする。

(協議)

第 10 条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面 2 通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 10 年 3 月 4 日

6 避難場所使用に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）と学校法人大川学園（以下「乙」という。）とは、大地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）から市民の生命及び身体を守るため、乙の所有する施設を避難場所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）

第1条 乙は、災害が発生したときは、乙の所有する次の施設を甲に無償で使用させるものとする。

所 在 地	施 設 名	面 積
飯能市大字下加治 345 番地	大川学園医療福祉専門学校	約 18,365㎡

2 前項の場合において、甲が使用することができる施設（以下「避難施設」という。）のうち校舎等建物の使用範囲については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（使用手続）

第2条 甲は、災害が発生した場合において、避難施設を避難場所として使用する必要が生じたときは、事前に、又は使用開始後直ちに乙に通知するものとする。この場合において、乙は、避難施設を直ちに使用させ、又はその使用を承認するものとする。

（所有権移転等の場合の措置）

第3条 乙は、避難施設の現状を変更し、又は所有権その他の財産権を移転しようとする場合は、事前に文書をもって甲に通知するものとする。

（原状回復及び損失補償義務）

第4条 甲は、避難施設の使用が終わったときは、当該避難施設を原状に回復しなければならないものとする。

2 甲の避難施設の使用後に乙において原状回復がされた場合は、当該原状回復に要した費用は甲が負担するものとする。

3 甲が避難場所を使用したことにより乙に損失を与えた場合は、甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第82条第1項の規定に基づき、その損失を補償するものとする。

（協定の効力及び更新）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成18年3月31日までとする。ただし、この協定期間満了1か月前までに、甲、乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、協定は1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

（疑義の解決）

第6条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年1月17日

7 埼玉県防災行政無線市町村局の管理運営に関する協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と飯能市（以下「乙」という。）とは、甲が乙の庁舎に設置する埼玉県防災行政無線市町村局（以下「無線局」という。）の管理運営について次のとおり協定する。

（無線設備の設置）

第1条 災害対策及び一般行政事務の緊密な通信連絡を期するため、甲は乙の庁舎に無線設備を設置するものとする。

（乙の施設の使用）

第2条 乙は、無線設備の設置にあたり必要な乙の庁舎施設等を甲に無償で使用させるものとする。

（無線局の運用）

第3条 乙は、無線局を利用するにあつては、電波法（昭和25年法律第131号）及び埼玉県防災行政無線の設置及び管理に関する要綱（以下「要綱」という。）の定めるところにより運用するものとする。

2 乙は、要綱第6条に定める通信管理者には、防災主管課長の職にある者をもつて充てるものとする。

3 乙は、要綱第8条に定める通信取扱責任者には、乙の職員のうちから電波法に定める資格を有する者をもつて充てるものとする。

（経費の負担）

第4条 無線局設備の維持管理等に要する経費の負担は、次によるものとする。

（1）甲が負担する経費

ア 電波法の規定による再免許の申請手数料及び定期検査等の手数料

イ 無線局設備の保守管理に要する経費

（2）乙が負担する経費

ア 乙の都合により、無線設備の移設等変更工事をする場合の当該工事等に係る経費

イ 無線設備の電気使用料

ウ 予備電源装置の燃料費

エ 模写電送受信機の消耗品代

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

昭和51年9月1日

昭和53年4月1日改正

8 飯能市水防無線局運用協定書

(目的)

第1条 この協定書は、飯能市（以下「甲」という。）が開設する水防無線局の監視局を埼玉西部消防組合飯能日高消防署（以下「乙」という。）に設置するに当たって、相互に密接な連携を図るとともに、その適切な運用を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

(運用)

第2条 乙に設置する水防監視局は、乙の所属長の指揮下にある無線従事者を無線取扱担当者としてあて、設備の操作及び管理保全の業務に従事するものとする。

2 乙の無線従事者が人事異動によって変更する場合は、乙は甲に連絡するものとする。

(維持管理)

第3条 乙は、設備の正常な機能を維持するために通常点検を行うものとし、定期点検は甲の責任に於いて行うものとする。

(維持管理費の経費)

第4条 乙に設置する水防監視局の維持管理及び、修理等に要する経費は、甲の負担とする。

(有効期間)

第5条 この協定書の有効期間は、協定締結後1年とする。期間満了の日から1ヶ月前までに甲、乙のいずれからも申し出がないときは、この協定書の有効期間は更に1年間延長されたものとみなし以後この例による。

(協議事項)

第6条 この協定の運用書について、疑義が生じたときは、甲・乙協議の上決定するものとする。但し、乙について定めのないものについては、甲の管理規程を準用する。

附 則

この協定書は、平成25年4月1日から運用する。

9 災害時緊急放送の協力に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）と飯能ケーブルテレビ株式会社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）から市民の生命、身体及び財産を守るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、飯能市内において災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、甲が発信する災害に関する情報を乙が所有する放送設備を使用して視聴者に提供すること（以下「緊急放送」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（緊急放送の要請等）

第2条 甲は、緊急放送を行う必要があると認める場合は、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に要請するものとする。ただし、急を要する場合は、電話又はその他の方法により要請し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 放送する内容
- (3) 要請責任者及び連絡先
- (4) その他必要な事項

2 前項に規定する甲が行う要請の手続は、飯能市防災主管部長が担当する。

3 甲及び乙は、緊急放送の手続を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を置くものとする。

（緊急放送の実施）

第3条 乙は、第2条第1項の規定による要請があった場合は、当該要請に基づく緊急放送を直ちにを行うものとする。

2 緊急放送の内容は、次のとおりとする。

- (1) 要請のあった内容の主旨
- (2) 緊急放送の情報発信源が甲である旨

（費用負担）

第4条 前条の規定により緊急放送を行った場合に要する費用負担は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、乙の放送局員が放送に従事している時間（以下「通常放送時間」という。）内に緊急放送を行った場合は、甲に対し、費用を請求しないものとする。ただし、災害による被害が甚大で、放送が相当な期間を要する場合は、甲、乙の協議により決定するものとする。
- (2) 前号の通常放送時間以外の時間又はスタジオが無人になる時間に緊急放送の実施要請を行った場合の費用については、甲、乙の協議により決定するものとする。
- (3) 緊急放送の実施により、予定していた提供番組、コマーシャル放送ができなかった場合は、甲、乙の協議により解決を図るものとする。

（協定の効力及び更新）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成17年3月31日までとする。ただし、この協定期間満了1か月前までに、甲、乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、協定は1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

(疑義の決定)

第6条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成16年7月30日

10 災害時における人員及び物資等の輸送に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）と埼玉県トラック協会いるまの支部（以下「乙」という。）は、災害時における人員及び物資等の輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の地域に地震、風水害等の災害が発生し、甲が災害応急対策活動を行うために貨物自動車運送事業用自動車（以下「事業用自動車」という。）による緊急輸送が必要となった場合に、乙の協力により迅速に事業用自動車を調達することによって、災害応急対策活動の迅速化を図り、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害応急対策活動を実施するために緊急輸送を乙に要請する場合は、様式1「緊急輸送要請書」により行うものとする。ただし、文書により要請することが困難な場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特別な理由がない限り他に優先して、その所属する運送業者を指定し（以下「指定運送業者」という。）、事業用自動車を甲の利用に供することができるようにするものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により緊急輸送を実施した場合は、甲に対して様式2「緊急輸送実施報告書」により報告するものとする。

（運賃及び料金）

第5条 甲は、緊急輸送に要した運賃及び料金を乙に支払うものとする。

2 前項の運賃及び料金は、貨物自動車運送事業法（平成元年12月法律第83号）第11条の規定により運輸大臣に届出した額によるものとする。

（事故等）

第6条 緊急輸送している事業用自動車が、故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換して、その供給を継続しなければならない。

2 乙は、緊急輸送に際し、事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害賠償及び紛争解決）

第7条 指定運送業者は、緊急輸送中に甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。また、当該損害に関し紛争が生じた場合は、紛争の早期解決のために誠実に対応するものとする。

（災害補償）

第8条 緊急輸送中の従事者の責めに帰することができない理由により、当該従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、指定運送業者が補償する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定が適用される場合は、甲が補償する。

(災害時相互応援協定市等への適用)

第9条 この協定は、甲が締結する災害時相互応援協定市等の地域に地震、風水害等の災害が発生し、甲が災害応急対策活動を行うために事業用自動車による緊急輸送が必要となった場合についても適用する。

(連絡)

第10条 第2条の規定に基づく緊急輸送要請書に係る事項の伝達及び連絡を確実なものにするため、危機管理監（旧飯能市生活部生活安全課長）及び埼玉県トラック協会いるまの支部長を連絡責任者とする。

(協定の期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成12年3月31日までとする。ただし、この協定期間満了30日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は協定の変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

(協議)

第12条 前各条に規定するもののほか、この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成11年5月13日

様式 1

第 号
年 月 日

緊 急 輸 送 要 請 書

社団法人埼玉県トラック協会いるまの支部
支部長 様

飯能市長

「災害時における人員及び物資の輸送に関する協定書」に基づき、下記のとおり要請します。

緊 急 輸 送 の 要 請 内 容	
要 請 理 由	
輸送年月日（期間）	
輸 送 場 所	
輸 送 品 目 及 び 量	
車 種 （形 状）	
台 数	
物 資 積 込 み 場 所	
そ の 他	

様式 2

発第 号
年 月 日

緊急輸送実施報告書

飯能市長 様

社団法人埼玉県トラック協会いるまの支部
支 部 長

「災害時における人員及び物資等の輸送に関する協定書」に基づき、緊急輸送を実施しましたので下記のとおり報告します。

緊急輸送の要請内容	
輸送年月日（期間）	
物資積み込み場所	
輸 送 場 所	
輸 送 品 目 及 び 量	
車種（最大積載量）	
台 数	
事 業 者 名	
乗 務 員 数	
費 用 の 概 要	
そ の 他	

※ 費用の概要として、請求書等を添付する。

11 災害時の応急作業に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）と飯能市土木災害協力会（以下「乙」という。）とは、飯能市内における地震、風水害その他の災害の発生時又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急作業の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の協力を得て速やかに応急対策を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、応急対策のために乙の協力を必要とした場合には、次に掲げる事項を明らかにした文書により乙に対し協力を要請するものとする。ただし、文書により要請する暇がないときは、電話等により要請し、事後に文書を乙に提出するものとする。

- （1）災害の状況及び活動内容
- （2）応急作業に必要な人員、資機材等
- （3）応急作業を必要とする場所及び期間
- （4）その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、要請事項に従い業務を行うものとする。

（業務報告）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請する業務を実施する場合は、随時活動内容等の経過を報告し、その業務を完了したときは、速やかに文書により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙が第3条の規定に基づき業務を実施した場合において、当該業務の実施に要した経費を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費は、災害発生時の直前における適正な額を基準とする。

（経費の請求）

第6条 甲は、前条の規定による経費が確定した場合は、乙の請求に基づき支払うものとする。

（損害賠償）

第7条 乙は、この協定による業務に際し、業務に従事した者の責めに帰すべき理由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（防災訓練）

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲の実施する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

（報告）

第9条 乙は、その構成員に変更が生じた場合は、毎年3月末日までに甲に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、この有効期間満了1か月前までに、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、協定は1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

(協議事項)

第 11 条 この協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 19 年 1 月 30 日

12 災害時における社会福祉施設への要援護者等の受入れに関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）と社会福祉施設管理者（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、火災等の災害発生時（以下「災害時」という。）に在宅で生活し、又は、施設に入所している要援護者及びその介護者（以下「要援護者」という。）の受入れに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、要援護者等が避難を必要とする場合に、甲が乙に対して協力を要請し、乙の運営する施設が要援護者等の受入れを行うことに必要な事項を定めるものとする。

（受入対象者）

第2条 受入れの対象となる者は、甲が指定した要援護者等とする。

（受入施設）

第3条 乙が要援護者等を受け入れる施設は、別表のとおりとする。

（受入期間）

第4条 受入期間は、乙が甲の要請を受けて受入を決定した日から甲が受入の解除を申し出た日までとする。

（受入責任者）

第5条 乙は、あらかじめ、要援護者等を受け入れるための責任者（以下「受入責任者」という。）を定め、乙に通知するものとする。

（受入手続）

第6条 甲は、災害が発生し、自宅等から避難する必要が生じた要援護者等及び避難所に避難した要援護者等が避難所での生活が困難と認められる場合又は社会福祉施設が被災し、入所者を引き続き入所させておくことが困難と認められる場合は、直ちに受入責任者に対し、口頭又は書面により、次の事項を明らかにして受入要請を行うものとする。

- （1） 要援護者等の人数
- （2） 要援護者の氏名、住所及び心身の状況
- （3） 身元引受人の氏名、住所及び連絡先
- （4） 受入期間

2 受入責任者は、うけいれることができる要援護者を直ちに決定し、甲に口頭又は書面により連絡するとともに、受入準備を行うものとする。

（受け入れることができる人数の把握）

第7条 甲は、乙が受け入れることができる要援護者等の人数について、乙の協力を得て、定期的に把握するものとする。

（他の市町村からの受入要請）

第8条 甲は、他の市町村から受入要請があった場合には、必要に応じて、乙に協力を要請するものとする。

(費用)

第9条 甲の要請により乙が提供した生活物資及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(疑義等の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙双方で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上それぞれその1通を所持する。

平成19年10月25日

13 災害時における霊柩車及び棺等葬祭用品の供給に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）及び埼玉葬祭業協同組合（以下「丙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した時（以下「災害時」という。）における霊柩車及び棺等葬祭用品（以下「霊柩車等」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、飯能市内において災害時に多数の死者が発生した場合に、甲の協力要請により、乙及び丙が霊柩車等を供給することに関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に霊柩車等を必要とするときは、乙及び丙に対し協力を要請し、乙及び丙は、霊柩車等の供給に協力するものとする。

第3条 前条の規定による要請は、市長（市長に事故あるときは、甲の防災担当課の職員等）が、電話その他の方法により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- （1）要請を行った者の職氏名
- （2）要請の理由
- （3）要請する霊柩車等の台数及び棺等葬祭用品の数
- （4）履行期間及び履行場所
- （5）その他要請を行うために必要な事項

（供給業務）

第4条 乙及び丙の会員（組合員）は、甲の要請があったときは、甲が指定した遺体安置所等への霊柩車等の供給業務に従事するものとする。

（報告）

第5条 乙及び丙は、前条の規定に基づき協力したときは、甲に対し次に掲げる事項を口頭または電話等で報告し、事後に報告書を提出するものとする。

- （1）霊柩車等の台数及び棺等葬祭用品の数
- （2）履行期間及び履行場所
- （3）支部長（理事長）の氏名及び従事者名簿
- （4）その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 霊柩車等の供給に要した経費は、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙及び丙は、会員（組合員）の霊柩車等の供給の実績を集計し、その経費を甲に請求するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙及び丙から経費の支払請求があったときは、その内容を検査の上、乙及び丙に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の額は、災害時の直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準額を参考として、甲乙丙協議の上決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙及び丙は、災害時における円滑な霊柩車等の供給の協力を図るため、広域応援体制、情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては防災担当課長、乙にあっては埼玉県支部長、丙にあっては理事長とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙及び丙は、霊柩車等の供給活動中に災害情報を確認したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

第13条 災害時において、甲は、霊柩車等の供給の活動が図れるよう霊柩車待機場所及び棺等葬祭用品の保管供給場所等の情報を乙及び丙に連絡するものとする。

(協定実施の円滑化)

第14条 甲乙丙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、関係者の協議を実施するものとする。

(協定の有効期限)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、有効期間満了1か月前までに、甲乙丙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、協定は1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第16条 この協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙丙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成19年6月19日

14 災害時等における情報提供に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）と東京電力株式会社川越支社（以下「乙」という。）は、飯能市内に災害等が発生したとき、又は発生する恐れのある場合（以下「災害時等」という。）における情報提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に飯能市地域防災計画に基づく情報の収集・伝達の一環として情報収集の必要が生じた場合、甲が乙に情報提供を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

（情報提供の内容）

第2条 乙は、通常の業務において知り得た次に掲げる情報を甲に提供するものとする。

- （1）広域停電に関する情報
- （2）河川等の氾濫や冠水、浸水等に関する情報
- （3）河川等の氾濫に伴う堤防等の越水、漏水、洗掘、決壊等に関する情報
- （4）家屋倒壊や倒木等による道路状況に関する情報
- （5）地震、豪雨等による土砂災害に関する情報
- （6）その他防災に関する情報

（費用負担）

第3条 前条の規定に基づく乙の情報提供に要する費用は、無償とする。

（情報の提供方法）

第4条 乙の情報提供の方法は、電話、ファックス等により行うものとする。

（会議）

第5条 この協定及び防災に関する情報の共有化を図るため、必要に応じて会議を開催するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成20年10月14日

15 災害時の応急作業に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）と飯能市水道事業協同組合（以下「乙」という。）とは、飯能市内における地震、風水害その他災害の発生時又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急作業の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の協力を得て速やかに応急対策を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、応急対策のために乙の協力を必要とした場合には、次に掲げる事項を明らかにした文書により乙に対し協力を要請するものとする。ただし、文書により要請する暇がないときは、電話等により要請し、事後に文書を乙に提出するものとする。

- （1）災害の状況及び活動内容
- （2）応急作業に必要な人員、資器材等
- （3）応急作業を必要とする場所及び期間
- （4）その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、要請事項に従い業務を行うものとする。

（業務報告）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請する業務を実施する場合は、随時活動内容等の経過を報告し、その業務を完了したときは、速やかに文書により報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、第3条の規定に基づき業務を実施した場合において、当該業務に要した経費を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費は、災害発生の直前における適正な額を基準とする。

（経費の請求）

第6条 甲は、前条の規定による経費が確定した場合は、乙の請求に基づき支払うものとする。

（損害賠償）

第7条 乙は、この協定による業務に際し、業務に従事した者の責めに帰すべき理由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（防災訓練）

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲の実施する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

（報告）

第9条 乙は、その構成員に変更が生じた場合は、毎年3月までに甲に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、平成 21 年 3 月 31 までとする。ただし、この有効期間満了 1 か月前までに、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、協定は 1 年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

(協議事項)

第 11 条 この協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 20 年 11 月 26 日

16 災害時における飲料供給に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における飲料供給に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において災害が発生した場合における、甲に対する乙の飲料供給の協力について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で「災害時」とは、地震、風水害、その他の災害の発生により水道・電気等通常のライフラインが断たれたときを指す。

（災害時における飲料供給及び要請方法）

第3条 乙は、災害時に甲から飲料供給の要請があった場合、その要請に応えるように万全を期すものとする。

2 甲は、前項の乙への要請を別紙1「飲料供給要請書」により行うことができる。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに「飲料供給要請書」を提出するものとする。

3 前項の連絡を受けた場合、乙はできうる限り早く供給可能な飲料の数量、搬送可能な場所・日時等を別紙2「供給可能数量報告書」により甲に報告するものとする。

（飲料供給の範囲及び数量）

第4条 甲が、乙に供給を要請する飲料は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能なもの及び数量とする。

- (1) ミネラルウォーター
- (2) その他飲料

（飲料の運搬、引渡）

第5条 飲料の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し飲料内容を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項による引き取りを甲が指定する者に代行させることができるものとする。

（費用）

第6条 この協定に基づき、乙が甲に供給した飲料の対価及び運搬費用等の乙が供給に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による費用は、飲料供給終了後、乙の提出する請求書に基づき災害時直前における適正な対価・費用等を基準として甲乙協議の上決定するものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定に関する連絡窓口は別紙3「災害時緊急連絡体制表」のとおりとする。

(有効期間)

第 8 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了の 1 か月前までに甲乙いずれよりも意義の申出がない限り、この契約は更に 1 年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従う。

(協議)

第 9 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙が誠意をもって協議し、円満解決をはかるものとする。

以上、この協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

平成 20 年 12 月 25 日

17 災害時における情報提供に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）と新聞販売事業者9社（以下「乙」という。）は、飯能市内に災害等が発生したとき、又は発生する恐れのある場合（以下「災害時等」という。）における情報提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に飯能市地域防災計画に基づく情報の収集・伝達の一環として情報収集の必要が生じた場合、甲が乙に情報提供を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

（情報提供の内容）

第2条 乙は、通常の業務において知り得た次に掲げる情報を甲に提供するものとする。

- （1）河川等の氾濫や冠水、浸水等に関する情報
- （2）家屋倒壊や倒木等による道路状況に関する情報
- （3）地震、豪雨等による土砂災害に関する情報
- （4）その他防災に関する情報

（費用負担）

第3条 前条の規定に基づく乙の情報提供に要する費用は、無償とする。

（情報の提供方法）

第4条 この協定及び防災に関する情報の共有化を図るため、必要に応じて会議を開催するものとする。

（防災訓練）

第5条 乙は、甲から要請があった場合は、甲の実施する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成21年3月31日までとする。ただし、この有効期間満了1か月前までに、甲乙、いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、協定は1年延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

（協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成21年1月15日

18 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、飯能市（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行なう支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

（支援協力の種類）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- (2) 市内における電気に係る事故防止に関すること。
- (3) 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- (4) 前号の規程の通報により、関係機関からの指示に従うこと。
- (5) 災害発生時における復旧に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」（別紙様式第1）を持って要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに支援要請書を提出するものとする。

- (1) 支援協力の種類
- (2) 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
- (3) 支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

（復旧作業後の引渡）

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式第2）を作成し、相互に作業内容を確認し、速やかに「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式第2）を甲に提出する。

（復旧実施マニュアルの提示）

第6条 乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負

担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成21年 9月16日から平成22年3月31日までとする。

2 前項の規程にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 協定について、疑義を生じた時又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成21年 9月16日

19 災害時のバス等による緊急輸送活動に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県バス協会西部地区部会会長若野廣（以下「乙」という。）とは飯能市内において災害が発生したとき、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）におけるバス等による緊急輸送活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

この協定は、災害時等において飯能市地域防災計画に基づく避難活動において、甲が、乙に対し、緊急輸送活動への協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

甲は避難活動のため乙の協力を必要とした場合には、次に掲げる事項を明らかにした文書により乙に対し協力を要請するものとする。ただし、文書により協力を要請する暇がないときは、電話等により要請し、事後に文書を乙に提出するものとする。

2 甲が、乙に対して協力を要請する緊急輸送活動は、次に掲げる活動とする。

被災者（滞留者を含む。）の輸送、保護活動

災害救助活動に必要な物品及び人員等の輸送活動

災害応急活動に必要な人員等の輸送活動

（緊急輸送活動の実施）

乙は、第2条の規定による要請を受けた場合は、所属する構成員の協力を得て当該要請に基づく緊急輸送活動業務を行うものとする。

（活動報告）

乙は、前条の緊急輸送活動を実施したときは、随時活動内容の経過を報告し、その業務を完了したときは、速やかに文書により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

甲は、第3条の規定に基づき業務を実施した場合において、当該業務に要した人件費、燃料費その他の費用を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費は、災害発生の直前における適正な額を基準とする。

（経費の請求）

甲は、前条の規定による経費が確定した場合は、乙の請求に基づき支払うものとする。

（損害賠償）

乙は、この協定による業務に際し、業務に従事した者の責めに帰すべき理由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（防災訓練）

乙は、甲から要請があった場合は、甲の実施する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

（報告）

乙は、その構成員に変更が生じた場合は、毎年3月までに甲に報告するものとする。

（準用）

第10条 この協定は、国民の保護に関する飯能市計画（住民の避難計画）においても準用する。

（協定の有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成22年3月31日までとする。ただし、この協定の満了期間1か月前までに、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、協定は1年間延長されたものとみなし、以後はこの例による。

（協議事項）

第12条 この協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年4月30日

20 災害時の応急作業に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）と飯能商工会議所建設業部会（以下「乙」という。）とは、飯能市内における地震、風水害その他災害の発生時又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急作業の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

この協定は、災害時において、甲が乙の協力を得て速やかに応急対策を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

甲は、応急対策のために乙の協力を必要とする場合には、次に掲げる 事項を明らかにした文書により乙に対し協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を乙に提出するものとする。

- （1）災害の状況及び活動内容
- （2）応急作業に必要な人員、資器材等
- （3）応急作業を必要とする場所及び期間
- （4）その他必要な事項

（協力の実施）

乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、要請事項に従い業務を行うものとする。

（業務報告）

乙は、前条の規定により甲の要請する業務を実施する場合は、随時活 動内容等の経過を報告し、その業務を完了したときは、速やかに文書により 報告するものとする。

（経費の負担）

甲は、第3条の規定に基づき業務を実施した場合において、当該業務 に要した経費を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費は、災害発生の直前における適正な額を基準とする。

（経費の請求）

甲は、前条の規定による経費が確定した場合は、乙の請求に基づき支払うものとする

（損害賠償）

乙は、この協定による業務に際し、業務に従事した者の責めに帰すべき理由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（防災訓練）

乙は、甲から要請があった場合は、甲の実施する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

（報告）

乙は、その構成員に変更が生じた場合は、毎年3月までに甲に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成21年9月16日から平成22年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定について、疑義が生じた時又は定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年5月1日

21 災害時における県立高校の使用に関する覚書

埼玉県立飯能南高等学校（以下「甲」という。）と飯能市（以下「乙」という。）は、飯能市地域防災計画において避難所等として指定されている甲の施設について、災害時に避難施設として使用するに当たり、管理・運営方法等を、埼玉県地域防災計画（震災対策編）に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（避難施設）

第1条 この覚書において、「避難施設」とは、甲の施設のうち避難所等として使用する「体育館」及び「グラウンド」をいう。

（鍵の貸与）

第2条 甲は、災害発生時に備え、乙に別紙1の鍵を1組貸与し、乙は貸与された鍵を適正に保管するものとする。

2 乙は、貸与された鍵の保管責任者を文書で甲に報告するものとする。

また、保管責任者に変更があった場合には、その都度文書で甲に報告するものとする。

（避難所開設等）

第3条 乙は、休日・夜間等、甲が不在の時に災害が発生した場合において、甲の到着を待つことなく、避難所を開設することができる。

2 乙は、災害が発生した場合において、乙が開設した他の避難所と同様に被災情報の伝達及び救援物資等の提供を行うものとする。

（防災関連情報の交換）

第4条 甲及び乙は、防災計画の状況等、それぞれが保有する防災関連情報を、必要に応じて相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議しておくこととする。

（防災訓練の参加）

第5条 甲は、乙が行う避難施設を利用した防災訓練等に協力するものとする。なお、協力の方法等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この覚書に関する連絡責任者をそれぞれ定め、相互に通知するものとする。

（覚書の有効期間）

第7条 この覚書は締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

(協議)

第8条 前各条に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

平成22年10月1日

22 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 菊川滋（以下「甲」という。）と、飯能市長沢辺澪壺（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、飯能市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 飯能市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 飯能市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協定の有効期限）

第6条 本協手の有効期限は、協定を締結した日から平成23年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1月前までに甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

（協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成22年12月6日

23 災害時における埼玉県立飯能高等学校の使用に関する覚書

埼玉県立飯能高等学校（以下「甲」という。）と飯能市（以下「乙」という。）は、飯能市地域防災計画において避難所として指定されている甲の施設について、災害時に、避難施設として使用するに当たり、管理・運営方法等を、埼玉県地域防災計画（震災対策編）に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（避難施設）

第1条 この覚書において、「避難施設」とは、甲の施設のうち「格技場」及び「第1グラウンド」をいう。

（鍵の貸与）

第2条 甲は、災害発生時に備え、乙に別紙の鍵を1組貸与し、乙は貸与された鍵を適正に保管するものとする。

2 乙は、貸与された鍵の保管責任者を文書で甲に報告するものとする。

また、保管責任者に変更があった場合には、その都度文書で甲に報告するものとする。

（避難所開設等）

第3条 乙は、休日・夜間等、甲が不在のときに災害が発生した場合において、甲の到着を待つことなく、避難所を開設することができる。

2 乙は、災害が発生した場合において、乙が開設した他の避難所と同様に被災情報の伝達及び救援物資等の提供を行うものとする。

（備蓄倉庫の使用）

第4条 乙は甲の承認を得て、災害対応用備蓄品の保管場所として、備蓄倉庫の一部を使用することができる。この場合において、乙は甲が指定した場所以外では使用しないものとする。

（備蓄品の管理）

第5条 甲及び乙は、備蓄品を管理するため管理台帳を作成し、定期的に相互立ち会いのもと備蓄状況の確認を行うものとする。

（備蓄品の使用）

第6条 災害が発生し、必要な備蓄品が不足する場合等には、乙は甲と協議の上、甲の保管する備蓄品を使用することができる。

ただし、休日、夜間等甲が不在であり緊急の必要性がある場合には、乙の判断により甲の保管する備蓄品を使用することができる。

2 前項ただし書きの規定により、乙が備品を使用した場合には、乙は備蓄倉庫備え付けの物資受払簿に必要事項を記入するとともに、埼玉県へ報告等を行うものとする

(管理経費)

第7条 備蓄倉庫の維持管理経費については、甲の負担とする。

(防災関連情報の交換)

第8条 甲及び乙は、防災計画の状況等、それぞれが保有する防災関連情報を、必要に応じて相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議しておくこととする。

(防災訓練の参加)

第9条 甲は、乙が行う避難施設を利用した防災訓練等に協力するものとする。なお、協力の方法等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、この覚書に関する連絡責任者をそれぞれ定め、相互に通知するものとする。

(覚書の有効期間)

第11条 この覚書の期間は締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

2 前項の規定により、この覚書を解除する場合には、乙所有の備蓄品の撤去を行うものとする。なお、撤去の方法やその費用負担等については、甲乙協議の上定めるものとする。

(協議)

第12条 前各条に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれの1通を所持する。

平成22年12月20日

24 災害時等における生活物資の提供等に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）と株式会社マミーマート（以下「乙」という。）は、飯能市における地震、風水害等の大規模災害の発生時又は災害の恐れがある場合（以下「災害時等」という。）における生活必需物資（以下「物資」という。）の供給等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時等において、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、速やかにかつ円滑に物資を供給し、以って甲の市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時等において緊急に物資の調達が必要になった場合は、乙の供給に協力を要請することができ、乙は、この要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害時等において、甲から要請があったときは、地域住民等の緊急避難先として乙の所有または管理する駐車場を甲に無償開放するものとする。
開放期間については、甲乙協議の上決定するものとする。

（支援要請の手続き）

第3条 甲は乙に対して前条の要請を行う場合、品目、数量、場所、期間等を個別具体的に明示した文書を以って行うものとする。

ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（物資の種類）

第4条 本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する物資の種類は次の通りとする。 (1)

食料品

(2) 食器類

(3) 日用品

(4) その他甲の指定するものであって、乙が供給可能な物

（物資の運搬、受け渡し）

第5条 乙の甲に対する物資の受け渡し場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、受け渡し場所までの運搬は原則として甲の費用負担により乙又は乙の指定するものが行うものとする。

ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であると乙が判断した場合は、甲の指定する者が受け渡し場所までの物資の運搬を行うものとする。

- 2 乙は、物資を甲乙間で事前に確認した身分証を提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡すものとし、当該引き渡しを以って甲乙間における物資の受渡しの完了とする。

（物資の価格・費用負担）

第6条 前条第2項による受渡しが完了した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとし、甲は、当該受け渡し完了後、乙からの請求書に基づき、その対価並びに費用を遅滞なく速やかに乙に対して支払うものとする。

なお、物資の対価は災害の発生した直前の乙の販売価格（乙の顧客向け価格）を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（未使用物資の引き取り）

第7条 乙は、前条の規定により乙が納入した物資で未使用の物があつたときは甲の求めにより、当該物資を引き取るものとする。

但し、当該物資の価値が著しく低下した場合はこの限りではない。

（乙の営業について）

第8条 災害が発生した場合で、乙が被災地において店舗の安全を確認した上で営業を継続し又は再開するときは、乙は、甲のできる限りの協力（販売許可の再開等）を受けることができる。

（有効期間）

第9条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。

ただし、協定期間が満了する1ヵ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して更新拒絶の意思表示がないときは、本協定は同一条件で1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の各自1通を保有する。

平成23年11月11日

25 避難場所使用に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）と学校法人自由の森学園（以下「乙」という。）とは、大地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）から市民の生命及び身体を守るため、乙の所有する施設を避難場所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）

第1条 乙は、災害が発生したときは、乙の所有する次の施設を甲に無償で使用させるものとする。

所在地	施設名	面積
飯能市大字小岩井 613 番地	学校法人自由の森学園中学校 ・高等学校	約 50,402m ²

2 前項の場合において、甲が使用することができる施設（以下「避難施設」という。）のうち校舎等建物の使用範囲については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（使用手続）

第2条 甲は、災害が発生した場合において、避難施設を避難場所として使用する必要が生じたときは、事前に、又は使用開始後直ちに乙に通知するものとする。この場合において、乙は、避難施設を直ちに使用させ、又はその使用を承認するものとする。

（所有権移転等の場合の措置）

第3条 乙は、避難施設の現状を変更し、又は所有権その他の財産権を移転しようとする場合は、事前に文書をもって甲に通知するものとする。

（原状回復及び損失補償義務）

第4条 甲は、避難施設の使用が終わったときは、当該避難施設を原状に回復しなければならないものとする。

2 甲の避難施設の使用後に乙において原状回復がされた場合は、当該原状回復に要した費用は甲が負担するものとする。

3 甲が避難場所を使用したことにより乙に損失を与えた場合は、甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第82条第1項の規定に基づき、その損失を補償するものとする。

（協定の効力及び更新）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定期間満了1か月前までに、甲、乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、協定は1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

（疑義の解決）

第6条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年 3月14日

26 災害時における生活物資の供給協力に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）と株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における生活物資の供給協力について次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の提供について協力を要請することができる。

（物資調達の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

- （1）日用品等の生活必需品
- （2）災害時の応急対策に必要な物資として乙が提供できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙との連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に務めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資の運搬をする車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、この協定成立にかかる連絡責任者を協定締結後すみやかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第10条 本協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有すものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年4月5日

27 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）と生活協同組合さいたまコープ（以下「乙」という。）は、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、飯能市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、市民生活の早期安定を図るため、食糧、生活必需品等（以下「応急生活物資」という。）の調達及び供給等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時に次の事項について、乙に対し、協力を要請することができる。

- （1） 応急生活物資の調達及び供給
- （2） 物資搬送車両の確保
- （3） 被災状況等の情報の提供

2 乙は、甲から要請を受けたときは、乙の保有する商品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（要請の方法）

第3条 甲が要請するにあたっては、次に掲げる事項を口頭、電話等をもって要請し、事後に文書（様式1号）を提出するものとする。

- （1） 応急生活物資の種類及び数量
- （2） 応急生活物資の運搬先
- （3） その他必要な事項

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭、電話等をもって報告し、事後に報告書（様式2号）を提出するものとする。

- （1） 供給した応急生活物資の種類及び数量
- （2） 運搬に要した車両の数量及び従事者の人数
- （3） その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 甲の要請に基づき、乙が第2条に定める応急生活物資の供給及び運搬に要する経費のうち次の経費は、甲が負担するものとする。

- （1） 供給した応急生活物資に要する経費
- （2） 運搬車両及び従事者に要する経費
- （3） その他甲が負担すべき経費

(経費の請求)

第6条 乙は、業務が完了したときは、速やかに前条の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認したうえ、適当と認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

(ボランティア活動への支援)

第7条 乙は、乙の組合員に対し、甲の実施する防災ボランティアへの協力を推進し、災害時に実施する応急生活物資の配布等のボランティア活動を支援するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第8条 乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における相互支援の協定等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第9条 協定に基づく業務を円滑に遂行するため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

(法令の遵守)

第10条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法その他法令を遵守するものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙いずれから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年11月21日

28 飯能市 秩父郡横瀬町 消防相互応援協定

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づく飯能市（以下「甲」という。）と秩父郡横瀬町（以下「乙」という。）との消防相互応援協定は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

別表第1に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、原則として応援側から消防団1隊が出場するものとする。

(2) 特別応援

前号にかかわらず甲乙いずれかの管轄区域内に大火災又は集団災害等が発生し、消防団の応援を必要とする場合は、被応援側の長若しくはその委任を受けた消防団長の要請又は応援側の長若しくはその委任を受けた消防団長の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、消防行動について、速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 第3条に定める火災等について応援を求める場合の緊急通信は、別表第2に定める通報指定場所に電話等により行うものとする。

第7条 この協定を実施するために必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

(1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

(2) 前号以外の経費は、被応援側の負担とする。

第8条 この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

第9条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成25年4月1日から効力を生ずる。

上記のとおり協定する。

平成25年4月1日

別表第 1

普 通 応 援 出 場 区 域

飯能市の応援区域	秩父郡横瀬町の応援協定
秩父郡横瀬町のうち 大字芦ヶ久保の一部 (市町境よりおおむね 500 メートルの範囲内)	飯能市のうち 大字北川の一部 (市町境よりおおむね 500 メートルの範囲内) 大字坂元の一部 (市町境よりおおむね 500 メートルの範囲内) 大字南川の一部 (市町境よりおおむね 500 メートルの範囲内) 大字上名栗の一部 (市町境よりおおむね 500 メートルの範囲内)

別表第 2

通 報 指 定 場 所 一 覧

協定機関名	所在地	電話番号	通報先
飯能市 (消防団)	埼玉県飯能市 大字双柳 1 番地の 1	042 (973) 2723	飯能市役所 危機管理室
秩父郡横瀬町 (消防団)	埼玉県秩父郡横瀬町 大字横瀬 4545 番地	0494 (25) 0111	横瀬町役場 総務課

29 東京都青梅市 埼玉県飯能市 消防相互応援協定

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づく東京都青梅市（以下「甲」という。）と埼玉県飯能市（以下「乙」という。）との消防相互応援協定は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

別表第1に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、原則として応援側から消防団1隊が出場するものとする。

(2) 特別応援

前号にかかわらず甲乙いずれかの管轄区域内に大火災又は集団災害等が発生し、消防団の応援を必要とする場合は、被応援側の長若しくはその委任を受けた消防団長の要請又は応援側の長若しくはその委任を受けた消防団長の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、消防行動について、速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 第3条に定める火災等について応援を求める場合の緊急通信は、別表第2に定める通報指定場所に電話等により行うものとする。

第7条 この協定を実施するために必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

(1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

(2) 前号以外の経費は、被応援側の負担とする。

第8条 この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

第9条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成25年4月1日から効力を生ずる。

上記のとおり協定する。

平成25年4月1日

別表第 1

普 通 応 援 出 場 区 域

青梅市の応援区域	飯能市の応援区域
飯能市のうち 大字阿須の一部 (都県境よりおおむね 500 メートルの範囲内) 大字落合の一部 (都県境よりおおむね 500 メートルの範囲内) 大字岩渕 大字下畑 大字上畑 大字荻生 大字下直竹 大字上直竹下分 大字上直竹上分 大字赤沢の一部 (都県境よりおおむね 500 メートルの範囲内) 大字下名栗字小沢	青梅市のうち 今井 1 丁目 富岡 1 丁目 富岡 2 丁目 成木 1 丁目 成木 2 丁目 成木 3 丁目 成木 4 丁目 成木 5 丁目 成木 6 丁目 成木 7 丁目

別表第 2

通 報 指 定 場 所

協定機関名	所在地	電話番号	通報先
青梅市 (消防団)	東京都青梅市 東青梅 1 丁目 11 番地の 1	0428 (22) 1111	青梅市役所防災安全部 防災課消防係
飯能市 (消防団)	埼玉県飯能市 大字双柳 1 番地の 1	042 (973) 2723	飯能市役所 危機管理室

30 飯能市 西入間広域 消防相互応援協定

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づく飯能市（以下「甲」という。）と西入間広域消防組合（以下「乙」という。）との消防相互応援協定は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

別表第1に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、原則として応援側から消防団1隊が出場するものとする。

(2) 特別応援

前号にかかわらず甲乙いずれかの管轄区域内に大火災又は集団災害等が発生し、消防団の応援を必要とする場合は、被応援側の長若しくはその委任を受けた消防団長の要請又は応援側の長若しくはその委任を受けた消防団長の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、消防行動について、速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 第3条に定める火災等について応援を求める場合の緊急通信は、別表第2に定める通報指定場所に電話等により行うものとする。

第7条 この協定を実施するために必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

(1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

(2) 前号以外の経費は、被応援側の負担とする。

第8条 この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

第9条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成25年4月1日から効力を生ずる。

上記のとおり協定する。

平成25年4月1日

別表第 1

普 通 応 援 出 場 区 域

飯能市の応援区域	西入間広域消防組合の応援区域
入間郡毛呂山町のうち 大字権現堂の一部（市境よりおおむね 500 メートルの範囲内） 大字阿諏訪の一部（市境よりおおむね 500 メートルの範囲内） 大字大谷木の一部（市境よりおおむね 500 メートルの範囲内） 入間郡越生町のうち 大字黒山の一部（市境よりおおむね 500 メートルの範囲内） 大字龍ヶ谷の一部（市境よりおおむね 500 メートルの範囲内）	飯能市のうち 大字白子の一部（市境よりおおむね 500 メートルの範囲内） 大字虎秀の一部（市境よりおおむね 500 メートルの範囲内） 大字長沢の一部（市境よりおおむね 500 メートルの範囲内） 大字高山の一部（市境よりおおむね 500 メートルの範囲内） 大字北川の一部（市境よりおおむね 500 メートルの範囲内）

別表第 2

通 報 指 定 場 所

協定機関名	所在地	電話番号	通報先
飯能市 （消防団）	埼玉県飯能市 大字双柳 1 番地の 1	042 （973） 2723	飯能市役所 危機管理室
西入間広域消防 組合（消防団）	埼玉県入間郡毛呂山町 大字岩井 2451 番地	049 （295） 0119	西入間広域消防本部 消防署 通信指令室

31 飯能市 比企広域市町村圏組合 消防相互応援協定

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づく飯能市（以下「甲」という。）と比企広域市町村圏組合（以下「乙」という。）との消防相互応援協定は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

別表第1に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、原則として応援側から消防団1隊が出場するものとする。

(2) 特別応援

前号にかかわらず甲乙いずれかの管轄区域内に大火災又は集団災害等が発生し、消防団の応援を必要とする場合は、被応援側の長若しくはその委任を受けた消防団長の要請又は応援側の長若しくはその委任を受けた消防団長の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、消防行動について、速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 第3条に定める火災等について応援を求める場合の緊急通信は、別表第2に定める通報指定場所に電話等により行うものとする。

第7条 この協定を実施するために必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

(1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

(2) 前号以外の経費は、被応援側の負担とする。

第8条 この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

第9条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成25年4月1日から効力を生ずる。

上記のとおり協定する。

平成25年4月1日

別表第 1

普 通 応 援 出 場 区 域

飯能市の応援区域	比企広域市町村圏組合の応援区域
比企郡ときがわ町のうち 大字梶平の一部 (市町境よりおおむね 500 メートルの範囲内) 大字大野の一部 (市町境よりおおむね 500 メートルの範囲内)	飯能市のうち 大字北川の一部 (市町境よりおおむね 500 メートルの範囲内)

別表第 2

通 報 指 定 場 所

協定機関名	所在地	電話番号	通報先
飯能市 (消防団)	埼玉県飯能市 大字双柳 1 番地の 1	042 (973) 2723	飯能市役所 危機管理室
比企広域市町村 圏組合 (消防団)	埼玉県東松山市大字 上野本 1300 番地の 1	0493 (23) 2266	比企広域消防本部 指令課

32 災害時における飲料提供に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）と有限会社木澤屋酒店（以下「乙」という。）は、緊急災害時における飲料の無償提供について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が設置及び運営する飲料水自動販売機（以下「自販機」という。）の機内在庫飲料（以下「飲料」という。）を緊急災害時に施設利用者（勤務者を含む。）及び地域住民等に提供する必要が生じた場合における飲料の無償供用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（供用の方法）

- 第2条 前条に規定する事態が発生した場合、甲は自らの判断により、次条に定める自販機錠を使って、乙の自販機の飲料を無償にて取り出し、適宜飲用に供する事ができるものとする。
- 2 前項の規定による飲料の供用は甲の責任者又はその責任者があらかじめ指名した管理者（甲の災対本部等が設置された場合、その対策本部責任者又はその指名する者）の判断によるものとする。

（自販機錠の貸与）

- 第3条 乙は前条の規定による飲料の供用を可能とするため、甲に対し、自販機錠を貸与することとする。
- 2 甲は自販機錠を責任をもって管理し、自販機錠の管理責任者が異動等により交代する場合は、確実に引き継ぎを行うものとする。
- 3 協定解除が成立した場合は、甲は乙に対し自販機錠を速やかに返却するものとする。

（供用結果の通知）

第4条 甲は、第2条の規定に基づき、飲料を飲用に供した場合は、後日速やかに供用結果を通知するものとする。

（協定期間）

- 第5条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とし、甲乙いずれかから協定解除の申出がない限り、同一内容をもって1年間延長するものとし、以後も同様とする。ただし、乙が甲の許可を受け、当該自販機を設置している期間を限度とする。
- 2 前項の協定解除の申出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施について必要な事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保管することとする。

平成25年7月1日

33 災害時における救援物資（飲料水）の提供に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資（飲料水）の提供についての協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、飯能市内で地震等による災害が発生した場合において、被災者を救援するため、飲料水の調達及び供給を円滑に行い、もって市民生活の安定に寄与する。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項の発動は、飯能市内に震度5弱以上の地震又は同等以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合とする。

2 前項の場合において、甲が災害対策本部を設置し、乙に対し飲料水の提供を要請する。

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に対し前条の要請を行うときは、電話等により飲料水の種類、数量、搬入場所等を連絡し、甲乙で相互調整が図れた後に、速やかに救援物資（飲料水）提供要請書（様式第1号）を乙に要請するものとする。

2 要請の手続を円滑に行うため、甲と乙は、事前に連絡責任者を定め、その名簿を整備しておくものとする。

（協力の内容）

第4条 乙は、第2条第2項の規定により要請があったときは、速やかに供給体制を整え、可能な範囲において、甲が要請した飲料水を供給するものとする。

2 前項による飲料水の対価は有償とし、価格は災害発生時における市場価格を基準に算定し、飲料水の引渡しまでの運搬に係る運賃を含むものとする。

（協定期間）

第5条 この協定の期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから解除の申出がないときは、同一内容をもって継続するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年11月28日

34 災害時における救援物資（飲料水）提供に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資（飲料水）提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲の行政区域内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があった時、乙は、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

（1）災害対応型自動販売機（以下「自販機」という。）の機内在庫品の無償提供

（2）飲料水の優先的な安定供給

（要請手続き）

第3条 この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（救援物資の受領）

第4条 救援物資の受領場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、受領するものとする。

（費用負担）

第5条 第3条第2号の規定により乙が供給した飲料水の対価については、甲が負担するものとし、価格は甲、乙協議の上、決定するものとする。

（自販機の管理）

第6条 本協定に基づいて設置されている乙の自販機は、別紙リストにて管理するものとし、設置台数に変更が生じた場合、甲・乙確認の上都度リストを更新するものとする。

（期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙相手方のいずれかから協定解消の申し出がないかぎり、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めるもののほかこの協定の実施に関して必要な事項は、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成25年12月12日

35 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）と飯能旅館組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における宿泊施設等の提供に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、飯能市内で風水害、地震、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が行う避難者対策に係る乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 乙のうち、この協定の対象施設は別表のとおりとする。

（協力の内容）

第3条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1）乙の施設において、被災者に対し、宿泊施設等の提供をすること。
- （2）乙の施設において、被災者で災害時要援護者に対し、可能な範囲で空き部屋を提供すること。
- （3）乙の施設において、避難者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

（支援の要請手続き）

第4条 前条第1項の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭及び電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条に規定する協力の実施に要した経費は、甲及び乙が協議の上その額を決定し、甲が負担するものとする。ただし、長期及び広範囲にわたり発生した災害により、莫大なものとなるときは、甲は乙と別途協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙のいずれかから異議の申し出がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後の期間満了の際もまた同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年1月15日

36 災害時の医療救護活動についての協定書（医師会）

飯能市（以下「甲」という。）と一般社団法人飯能地区医師会（以下「乙」という。）は、飯能市地域防災計画（以下「防災計画」という。）及び飯能市災害時医療救護活動マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づき、災害時における医療救護活動の実施に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、防災計画及びマニュアルに基づき甲が行う医療救護活動（以下「活動」という。）に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画及びマニュアルに基づく活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに甲の指定する場所に会員を派遣するものとする。

3 緊急、その他やむを得ない事情により、甲の要請を受ける暇のない場合には、乙は救護班を派遣した後、速やかに甲に報告するものとする。

（救護班の業務）

第3条 第2条第1項の規定に基づく救護班の業務は、次のとおりとする。

（1）傷病者に対するトリアージ、応急処置及び医療

（2）医療機関への収容

（3）死亡の確認及び検案

（4）その他

（救護班の輸送）

第4条 甲は、活動が円滑に実施できるよう、救護班の輸送等につき、必要な措置を講ずるものとする。

（医療材料品等）

第5条 医療救護活動に要する医薬品、診療材料及びその他医療関係物品については、甲が備えるものを使用するほか、乙の会員が携行したものを使用するものとする。

（救護所の設置）

第6条 甲は、災害の態様により必要に応じてマニュアルに定められた医療救護所を設置する。

（収容医療機関の選定及び搬送）

第7条 乙は、医療救護所において受け入れた傷病者が、医療機関への収容が必要だと判断した場合は、収容医療機関を選定し、搬送を指示するものとする。

（医療費等）

第8条 第6条に規定する救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、患者負担とする。

3 前項につき特別の事情がある場合には、甲乙協議のうえ必要な措置を講ずるものとする。

（費用弁償等）

第9条 甲の要請に基づき、乙が活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

(2) 医療救護班の乙の会員が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づく例による扶助費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(訓練及びマニュアルの検証)

第10条 甲及び乙は、災害発生時に円滑な活動が行えるよう、市の防災訓練等に併せ合わせ医療救護訓練を実施する。

2 前項の訓練によりマニュアルに修正の必要が生じた場合は、甲乙協議の上修正更新するものとする。

(細目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(その他)

第13条 この協定の期間は、本協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了の1か月前までに甲、乙いずれか一方がなんらかの意思表示を行わないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年4月1日

37 災害時の医療救護活動に関する協定書（歯科医師会）

飯能市（以下「甲」という。）と一般社団法人飯能地区歯科医師会（以下「乙」という。）は、飯能市地域防災計画（以下「防災計画」という。）及び飯能市災害時医療救護活動マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づき、災害時における医療救護活動の実施に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、防災計画及びマニュアルに基づき甲が行う医療救護活動を円滑に実施するため、乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班員の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに甲の指定する場所に会員を派遣するものとする。

3 緊急、その他やむを得ない事情により、甲の要請を受ける暇のない場合には、乙は医療救護所に直接会員を派遣した後、速やかに甲に報告するものとする。

（医療救護班の業務）

第3条 第2条第1項の規定に基づく医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1） 傷病者に対する歯科トリアージ及び歯科応急処置
- （2） 遺体検案への協力
- （3） 高度処置の必要な傷病者に対する協力歯科医療機関への搬送
- （4） 医療救護所医師の指示によるもの
- （5） その他

（救護班の輸送）

第4条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送につき、必要な措置を講ずるものとする。

（医療材料品等）

第5条 医療救護活動に要する医薬品、診療材料及びその他医療関係物品については、甲が備えるものを使用するほか、乙の会員が携行したものを使用するものとする。

2 医療救護所に備えない歯科治療に必要な医薬品等については、会員が調達するほか、必要に応じて救護班薬剤師等を通じて調達するものとする。

（救護所の設置）

第6条 甲は、災害の態様により必要に応じてマニュアルに定められた医療救護所を設置する。

（収容医療機関の選定及び搬送）

第7条 乙は、医療救護所で受け入れた傷病者について、医療機関への収容が必要だと医師が判断した場合は、その搬送に協力するものとする。

（医療費等）

第8条 医療救護所における処置に係る費用は、無料とする。

2 医療機関への収容が必要だと医師が判断した場合の収容医療機関における医療費は、患者が負担する。

3 前項につき特別の事情がある場合には、甲乙協議のうえ必要な措置を講ずるものとする。

(費用弁償等)

第9条 第2条の規定により乙が実施した医療救護活動に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班員が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

(2) 医療救護班の乙の会員が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づく例による扶助費

(報告等)

第10条 乙は、医療救護活動終了後速やかに甲の定めるところにより必要な報告書を提出するものとする。

(訓練及びマニュアルの検証)

第11条 甲及び乙は、災害発生時に円滑な活動が行えるよう、市の防災訓練等に併せ医療救護訓練を実施する。

2 前項の訓練によりマニュアルに修正の必要が生じた場合は、甲乙協議の上修正更新するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めない事項について、又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(その他)

第13条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了の1か月前までに甲、乙いずれか一方がなんらかの意思表示を行わないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年4月1日

38 災害時の医療救護活動に関する協定書（薬剤師会）

飯能市（以下「甲」という。）と飯能地区薬剤師会（以下「乙」という。）は、飯能市地域防災計画（以下「防災計画」という。）及び飯能市災害時医療救護活動マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づき、災害時における医療救護活動の実施に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、防災計画及びマニュアルに基づき甲が行う医療救護活動を円滑に実施するため、乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班員の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに甲の指定する場所に会員を派遣するものとする。

3 緊急、その他やむを得ない事情により、甲の要請を受ける暇のない場合には、乙は医療救護所に直接会員を派遣した後、速やかに甲に報告するものとする。

（医療救護班の業務）

第3条 第2条第1項の規定に基づく医療救護班員の業務は、次のとおりとする。

- （1） 傷病者に対する応急処置に必要な薬剤等の準備
- （2） 支援物資のうちの医薬品等の仕分け等
- （3） 医療救護活動中の医薬品等の管理
- （4） 避難所、救護所の衛生管理
- （5） 医療救護所医師の指示による被災者の薬の管理
- （6） その他

（救護班の輸送）

第4条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送につき、必要な措置を講ずるものとする。

（医療材料品等）

第5条 医療救護活動に要する医薬品、診療材料及びその他医療関係物品については、甲が備えるものを使用するほか、乙の会員が携行したものを使用するものとする。

2 乙は、甲の要請により必要に応じて医療救護活動に必要な医薬品等を調達するものとする。

（救護所の設置）

第6条 甲は、災害の態様により必要に応じてマニュアルに定められた医療救護所を設置する。

（収容医療機関の選定及び搬送）

第7条 乙は、医療救護所において受け入れた傷病者について、医療機関への収容が必要だと医師が判断した場合は、その搬送に協力するものとする。

（医療費等）

第8条 医療救護所における医薬品等の処方等に係る費用は、無料とする。

2 医療機関への収容等が必要だと医師が判断した場合の収容医療機関及びその調剤薬局における費用は、患者が負担する。

3 前項につき特別の事情がある場合には、甲乙協議のうえ必要な措置を講ずるものとする。

(費用弁償等)

第9条 第2条の規定により乙が実施した医療救護活動に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班員が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

(2) 医療救護班の乙の会員が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づく例による扶助費

(報告等)

第10条 乙は、医療救護活動終了後速やかに甲の定めるところにより必要な報告書を提出するものとする。

(訓練及びマニュアルの検証)

第11条 甲及び乙は、災害発生時に円滑な活動が行えるよう、市の防災訓練等に併せ合わせ医療救護訓練を実施する。

2 前項の訓練によりマニュアルに修正の必要が生じた場合は、甲乙協議の上修正更新するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めていない事項について又は、この協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(その他)

第13条 この協定の期間は、本協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了の1か月前までに甲、乙いずれか一方がなんらかの意思表示を行わないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年4月1日

39 災害時の医療救護活動に関する協定書（接骨師会）

飯能市（以下「甲」という。）と飯能市接骨師会（以下「乙」という。）は、飯能市地域防災計画（以下「防災計画」という。）及び飯能市災害時医療救護活動マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づき、災害時における医療救護活動の実施に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、防災計画及びマニュアルに基づき甲が行う医療救護活動を円滑に実施するため、乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班員の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに甲の指定する場所に会員を派遣するものとする。

3 緊急、その他やむを得ない事情により、甲の要請を受ける暇のない場合には、乙は医療救護所に直接会員を派遣した後、速やかに甲に報告するものとする。

（医療救護班の業務）

第3条 第2条第1項の規定に基づく医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（1）傷病者に対する応急処置

（2）医療救護所医師の指示によるもの

（3）その他

（救護班の輸送）

第4条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送につき、必要な措置を講ずるものとする。

（医療材料品等）

第5条 医療救護活動に要する医薬品、診療材料及びその他医療関係物品については、甲が備えるものを使用するほか、乙の会員が携行したものを使用するものとする。

（救護所の設置）

第6条 甲は、災害の態様により必要に応じてマニュアルに定められた医療救護所を設置する。

（収容医療機関の選定及び搬送）

第7条 乙は、医療救護所において受け入れた傷病者について、医療機関への収容が必要だと医師が判断した場合は、その搬送に協力するものとする。

（医療費等）

第8条 医療救護所における処置に係る費用は、無料とする。

2 医療機関への収容が必要だと医師が判断した場合の収容医療機関における医療費は、患者が負担する。

3 前項につき特別の事情がある場合には、甲乙協議のうえ必要な措置を講ずるものとする。

（費用弁償等）

第9条 第2条の規定により乙が実施した医療救護活動に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班員が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

(2) 医療救護班の乙の会員が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づく例による扶助費

(報告等)

第10条 乙は、医療救護活動終了後速やかに甲の定めるところにより必要な報告書を提出するものとする。

(訓練及びマニュアルの検証)

第11条 甲及び乙は、災害発生時に円滑な活動が行えるよう、市の防災訓練等に併せ合わせ医療救護訓練を実施する。

2 前項の訓練によりマニュアルに修正の必要が生じた場合は、甲乙協議の上修正更新するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めていない事項について又は、この協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(その他)

第13条 この協定の期間は、本協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了の1か月前までに甲、乙いずれか一方がなんらかの意思表示を行わないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年4月1日

40 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）と埼玉県立狭山特別支援学校（以下「乙」という。）は、地震、風水害及びその他の災害発生時（以下「災害時」という。）における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第7条 この協定は、災害時において、支援を要する者（以下「要援護者」という。）に避難が必要となった場合に、甲の協力要請に基づき、乙の運営する施設を福祉避難所として設置運営及び避難者支援することについて、必要な事項を定めるものとする。

（受入対象者）

第8条 受入れの対象となる者は、甲が指定した要援護者及びその介護者とする。

（福祉避難所の開設）

第9条 甲は、福祉避難所を開設する必要がある場合、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により福祉避難所の開設を必要とする場合は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により申請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、甲からの申請に基づき可能な範囲内で応じるよう努めなければならない。

（要援護者の移送）

第10条 甲の申請により、乙が福祉避難所を開設した場合、要援護者の移送については、原則として当該要援護者の家族等の介護又は支援者が行うものとする。

（福祉避難所の運営）

第11条 福祉避難所の運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙が福祉避難所の運営に必要な情報や物資の調達を行うものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう、介護支援のできる者の確保に努めるものとする。

（費用負担）

第12条 甲の申請により開設した福祉避難所の管理運営にかかる費用は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第13条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙で協議し、文書をもって開設期間の延長を行うことができるものとする。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第 15 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とし、期間満了の 3 か月前までに甲乙いずれかからも申し出がないときは、更に 1 年間延長されるものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ 1 通を所持する。

平成 26 年 5 月 7 日

41 災害時におけるガスの供給・防災協力体制等に関する協定

飯能市（以下「甲」という。）と西武ガス株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）におけるガスの供給、防災協力体制等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、ガスに係る安全管理、情報交換、甲が指定する施設等へのLPガス等（必要な設備を含む。以下「LPガス等」という。）の優先供給等、災害時における協力について、必要な事項を定め、もって市民の生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要があると認められるときは、乙に対して、次に掲げる業務の協力を要請することができる。

- (1) 甲が指定する施設等へのLPガス等の優先供給
- (2) 甲が設置する応急仮設住宅におけるガス供給設備に関する工事及びLPガス等の供給
- (3) 甲が指定する公共施設等へのガスの優先復旧工事等
- (4) 前各号に定めるもののほか、一般消費者に係る安全管理及びガスの供給のために必要な業務

2 乙は、ガス供給停止等のガス供給に関し、市民の生活に多大な影響があると思われる場合は、甲に対し、ガス供給に関する情報の周知を要請することができる。

3 乙は、ガス復旧工事等のガス供給に関する活動を行う場合は、甲に対し、甲の所有する施設等（駐車場、土地を含む。）の使用を要請することができる。

4 前3項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で要請することとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

5 前項の規定による文書は、別表1に定める様式を使用するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、これを受諾し、速やかに協力を実施するものとする。

2 乙が甲の要請を受け供給したLPガス等について、使用者が、その使用を終了したときは、乙は、甲の指示に基づき、これを撤去するものとする。

3 乙は、前条第1項の協力を実施したときは、甲に対し、実施状況を文書により報告するものとする。

4 甲は、乙から前条第2項及び第3項の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、これを受諾し、速やかに協力を実施するものとする。

5 甲は、前条第3項の協力を実施したときは、乙に対し、実施状況を文書により報告するものとする。

6 第3項及び第5項の規定による文書は、別表2に定める様式を使用するものとする。

(費用)

第4条 前条の協力を要する費用（人件費を除く。）は、甲が負担する。ただし、第2条第1項第2号におけるガス使用料金は当該ガスの供給等を受けた者に負担させるものとする。

2 前項に規定する費用については、災害発生時直前の適正価格を基準として、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(情報交換等)

第5条 甲及び乙は、道路閉鎖等の災害対策上必要と思われる情報交換を行うものとする。

2 乙は、災害時において、ガス供給に関する復旧状況について、甲に対して情報提供するものとする。

(災害補償)

第6条 第2条に規定する協力要請に伴う業務に従事した者が、業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、次に掲げる場合を除き、甲と乙が誠意をもって協議するものとする。

(1) 業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合

(2) 甲、乙又は従事した者が締結した保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 第三者の行為によるものであって、第三者から損害賠償を受けることができる場合

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力が継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成28年 2月 9日

42 災害時等における応援協力に関する協定書

飯能市水道事業管理者（以下「甲」という。）と第一環境株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害及び水道施設の事故等（以下「災害等」という。）による緊急事態発生時の応援協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、飯能市内において災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の協力により、その応急対策及び復旧対策に係る措置（以下「応急措置等」という。）を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援協力要請）

第2条 甲は、応急措置等を必要とする場合において、乙に応援協力を要請できるものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、可能な限り応援協力をするものとする。

（要請の方法）

第3条 甲の乙に対する協力要請は、次に掲げる事項を明らかにして文書又は口頭、電話等により行うものとする。

- （1）災害等の状況
- （2）必要とする応援協力の内容及び人数
- （3）応援協力を要する期間及び場所
- （4）その他必要な事項

（応援協力の内容）

第4条 乙が行う応援協力の内容は、次のとおりとする。

- （1）甲が行う給水活動の支援
- （2）災害情報等の提供
- （3）市民への広報活動
- （4）市民からの電話対応
- （5）前各号に掲げるもののほか、協力できる事項

（給水車の配備）

第5条 乙は、甲から給水車の配備について応援協力要請を受けたときは、乙の給水車を甲の指定する場所に配備するものとする。

2 前項の給水車の維持管理は、乙が行うものとする。

(費用の負担)

第6条 この協定により、乙が実施する応援協力に要した費用は、甲が負担するものとする。ただし、特別な事由がある場合には、甲、乙が協議してその都度定めるものとする。

(防災訓練への参加)

第7条 甲は、甲が主催し、又は参加する防災訓練に乙の参加を要請することができる。この場合の費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から特別の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年 8月 9日

43 災害時における段ボールの応援協力に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）と株式会社クラウン・パッケージ（以下「乙」という。）とは、飯能市において地震、風水害、その他災害が発生した場合における段ボールの応援協力について、次のとおり協定を締結する。

（応援必需品の範囲）

第1条 応援必需品の範囲は、段ボールとする。

（調達の要請）

第2条 甲は、災害時において段ボールの確保が必要であると認めた時は、乙に対し、段ボールの調達を要請するものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条に規定する段ボールの調達を要請するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により行い、事後速やかに当該文章を送付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けた時は、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その事項を甲に連絡するものとする。

（価格及び支払い）

第5条 段ボールの引取価格は、災害発生時における日経市況価格とし、その代金は支払請求書を受領した日から30日以内に甲が乙に支払うものとする。

（引渡方法）

第6条 段ボールの引渡方法は、甲の派遣する職員が確認のうえ、これを引き取るものとする。ただし、状況に応じて甲乙が協議し、対応するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めがない事項又は質疑が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定期間）

第8条 この協定は、平成29年3月1日から効力を発生し、甲乙協議のうえ特別の定めによる場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年 3月 1日

44 墨田区と飯能市との災害時における相互援助に関する協定

墨田区と飯能市は、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の援助に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 墨田区（以下「甲」という。）及び飯能市（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、この協定の定めるところにより相互に援助協力を行うものとする。

（災害応急対策用物資及び資器材の供給援助）

第2条 甲及び乙は、双方のいずれかに災害が発生した場合において、災害応急対策用物資及び資器材（以下「物資等」という。）が不足したときは、協定の相手方に供給援助を要請することができるものとする。

2 前項の規定により供給する物資等は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）食料品
- （2）生活必需品
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認める物資等

（職員の派遣）

第3条 甲及び乙は、応急対策等の実施に必要な人員の派遣を協定の相手方に対し、要請することができるものとする。

（収容施設の提供）

第4条 甲及び乙は、被災者の収容施設を確保する必要がある場合において、自己の施設のみでの収容が困難なときは、協定の相手方に対し、その管理する施設の提供について要請することができるものとする。

（援助の手続）

第5条 前3条の規定による要請は、別に定める「災害時における援助要請書（様式）」（以下「本件要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、口頭により、次の事項を明らかにして、要請をすることができることとし、後日、速やかに本件要請書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）物資等の品名、数量等
- （3）職種別派遣人員
- （4）援助の場所

(5) 前各号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認める事項

(自主的援助)

第6条 甲及び乙は、協定の相手方に災害が発生し援助の必要があると認めるときは、前条に規定する援助要請を待たずに自主的に援助することができる。

2 前項に規定する自主的援助の内容は、第2条から第4条までに規定する内容のうち、援助を行う甲又は乙が必要と認めるものとする。

(援助に要した経費の負担)

第7条 援助に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除き、次のとおりとする。

(1) 第2条及び第4条に規定する援助に要した経費（輸送費を含む。）は、援助を要請した甲又は乙が負担するものとし、その額については、甲乙協議して定める。

(2) 第3条に規定する職員の派遣に要する経費は、援助を行う甲又は乙が負担する。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく援助が円滑に行われるよう、定期的に情報交換を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定める。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年12月22日

45 災害時における応急対策物資等の供給及び施設使用に関する協定

飯能市（以下「甲」という。）と株式会社LIXILビバ（以下「乙」という。）とは、飯能市において地震、風水害、その他災害が発生した場合における応急対策に必要な物資等（以下、「物資」という。）の供給及び乙所有施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 災害時において、甲が物資を必要とするときは、乙に対し、応援要請書（別記様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により行い、事後速やかに応援要請書を送付するものとする。

（要請に対する協力）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときには、その数量等を協議し、可能な限り現品を引き渡すものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

- （1）日用品等の生活必需品
- （2）災害時の応急対策に必要な物資として乙が提供できるもの

（物資の引渡し方法）

第4条 物資の引渡し方法は、乙が指定する場所に甲の派遣する職員が受け取りに行き、伝票等の書面で確認のうえ、これを引き取るものとする。ただし、状況に応じて甲乙が協議し、対応するものとする。

（価格及び支払い）

第5条 物資の引取価格は、災害発生時における価格とし、その代金及び運搬費用を、乙の請求に基づき速やかに支払うものとする。

（施設使用による支援）

第6条 乙は、災害対策及び地域住民の避難生活に資するため、甲の要請に基づき、スーパービバホーム狭山日高インター飯能店の駐車場及びトイレを、災害対策従事者並びに地域住民に提供させるものとする。

2 要請方法については、第1条の規定を準用するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定期間)

第8条 この協定は、平成30年 3月15日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲、乙いずれからも協定条項の変更又は解除の申し出がない限り、更に1年間自動更新し以降も同様とする。

2 期間途中で協定解除する場合は、相手方に1月前までに書面にて通知し解除できるものとする。

3 協定を解除する場合はいかなる場合でも甲、乙の双方で協議し、円満に解決するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年 3月15日

46 災害時における生活物資等の調達及び供給に関する協定

飯能市（以下「甲」という。）と株式会社エコス（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）における、生活物資等（以下「物資」という。）の調達及び供給に関して次のとおり協定を締結する。

（物資供給の要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙が保有する物資の供給を要請することができる。

2 甲は、乙に対して前項に定める要請を行う場合は、要請する物資及びその数量等を記載した要請書(様式1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに要請書(様式1)を送付するものとする。

（要請事項に対する措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項に可能な限り応じるものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、食料品類及び日用雑貨品类等、災害時に甲が必要とするものとする。ただし、乙が調達可能なものに限る。

（物資の数量）

第4条 甲は、乙に対し、乙が供給できる物資の数量について照会することができる。

2 乙は、前項の照会を受けたときは、可能な限り回答するものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第5条 乙は、甲が指定する引渡し場所まで、物資を運搬するものとする。

2 甲は、引渡し場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際に使用する車両を、緊急通行車両として道路通行できるように支援するものとする。

（物資の代金及び運搬等の費用）

第6条 乙が供給した物資の代金及び前条の規定により行った引渡しまでの運搬等の費用は、甲が負担する。

2 物資の代金は、災害時直前の乙の店舗での販売価格とし、乙が提出する出荷確認書等により定めるものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は、物資の引渡しを受け、乙からの請求書を受領した後、前条による代金及び費用を、請求書受理日の翌月末日までに、乙が指定する銀行口座への振込みにより支払うものとする。

2 前項の支払いにかかる手数料等は、甲が負担する。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を、本協定締結後、速やかに「連絡担当責任者・緊急連絡先確認書」(別表1)により相手方に報告するものとする。

2 前項の報告内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(履行義務の免除)

第9条 甲は、乙が被災した場合に、乙が本協定に基づく業務を履行できない場合があることを、あらかじめ了承するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(解除)

第11条 本協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除を希望する日の1か月前までに、書面により相手方に通知するものとする。

(疑義等の決定)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定又は解決するものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年 3月15日

47 災害時の応急作業に関する協定

飯能市（以下「甲」という。）と飯能市緑友会（以下「乙」という。）とは、飯能市内における地震、風水害その他災害の発生時又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対策の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が管理する道路、河川、施設等で倒伏、折損や流木などにより機能障害が発生した場合において、甲が乙の協力を得て速やかに応急対策を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、応急対策のために乙の協力を必要とする場合には、次に掲げる事項を明らかにした文書により乙に対し協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を乙に届けるものとする。

- （1）災害の状況及び活動内容
- （2）応急作業に必要な人員、資器材等
- （3）応急作業を必要とする場所及び期間
- （4）その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、要請事項に従い業務を行うものとする。

（業務報告）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請する業務を実施する場合は、随時活動内容等の経過を報告し、その業務を完了したときは、速やかに文書により報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、第3条の規定に基づき業務を実施した場合において、当該業務に要した経費を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費は、災害発生の直前における適正な額を基準とする。

（経費の請求）

第6条 甲は、前条の規定による経費が確定した場合は、乙の請求に基づき支払うものとする。

(損害賠償)

第7条 乙は、この協定による業務に際し、業務に従事した者の責めに帰すべき理由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(防災訓練)

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲の実施する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

(報告)

第9条 乙は、その構成員に変更が生じた場合は、毎年3月までに甲に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成30年3月23日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定について、疑義が生じた時又は定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年3月23日

48 災害に係る情報発信等に関する協定

飯能市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、飯能市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、飯能市が飯能市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ飯能市の行政機能の低下を軽減させるため、飯能市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、飯能市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、飯能市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、飯能市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 飯能市が、飯能市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 飯能市が、飯能市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 飯能市が、災害発生時の飯能市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 飯能市が、飯能市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. 飯能市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、飯能市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく飯能市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、飯能市から提供を受ける情報について、飯能市が特段の留保を付さない限り、本協定

の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、飯能市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、飯能市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、飯能市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年 1月 31日

49 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、飯能市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、飯能市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

- (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
- (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。

る。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成31年3月14日

50 災害時におけるＬＰガス等の優先供給に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県ＬＰガス協会西武支部（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）における、ＬＰガス及びガス設備（以下「ＬＰガス等」という。）の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（ＬＰガス等の優先供給に関する要請）

第１条 甲は、災害時にＬＰガス等を必要とするときには、乙に対し避難所等への優先供給について協力を要請することができる。

２ 甲は、乙に対して前項に定める要請を行う場合は、要請する内容及びその数量等を記載した要請書(様式1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに要請書(様式1)を送付するものとする。

（要請事項に対する措置）

第２条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、ＬＰガス等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（ＬＰガス等の運搬及び引渡し）

第３条 乙は、甲が指定する引渡し場所まで、ＬＰガス等を運搬するものとし、甲は、引渡し場所に職員を派遣し、確認のうえ引渡しを受けるものとする。

（費用）

第４条 乙が供給したＬＰガス等の費用については甲が負担するものとし、価格は災害時直前の市場価格とする。

（有効期間）

第５条 本協定の有効期間は、協定締結の日からその年度末とする。ただし、期間満了の１か月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（疑義等の決定）

第６条 本協定に定めのない事項及び本協定について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定又は解決するものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年 3月14日

51 災害時における被災者支援に関する協定書

飯能市（以下「甲」をいう。）と埼玉県行政書士会（以下「乙」をいう。）は、飯能市内で、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、災害時の被災者支援のため、行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（行政書士業務相談）

第2条 この協定において「行政書士業務相談」とは次に掲げる事項とする。

- （1）罹災証明書申請書類に関する相談
- （2）自動車登録申請書類に関する相談
- （3）相続関係書類に関する相談
- （4）許認可申請書類に関する相談
- （5）権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- （6）その他行政書士法に定める業務に関する相談

（相談の対象者）

第3条 行政書士業務相談を受けることができる者は、以下のとおりとする。

- （1）災害時に、当該災害により被害を受けた飯能市内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- （2）災害時に、当該災害により飯能市外から同市内に避難した者
- （3）前各号の者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で甲が必要と認めたもの

（要請の手続）

第4条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合には、乙に対して第2条に

規定する行政書士業務相談の実施を要請することができる。

- 2 前項の規定による要請は、別に定める「災害時支援要請書（様式）」により行うものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、口頭により、次の事項を明らかにして、要請をすることができることとし、後日、速やかに本件要請書を送付するものとする。

（１）要請内容

（２）場所

（３）期間

（行政書士の派遣）

第5条 乙は、第4条第1項の規定により要請を受けた場合、速やかに乙の会員の中から行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第6条 甲は、災害時において乙に協力の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

（報告）

第7条 乙は、行政書士業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められた時は、行政書士業務相談の実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

（費用）

第8条 行政書士業務相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。

- 2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからでも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

2019年 3月20日

52 災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）と埼玉土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の市内において災害が発生した場合に、乙が甲に対して行う支援に関し、その手続きを定め、円滑な支援が実施できるよう必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は乙に対して、次の事項について協力を要請することができる。

- （1）「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成30年内閣府（防災担当））に基づき、甲の職員と連携した市内家屋の調査に関すること。
- （2）甲が発行した罹災証明について市民からの相談に関すること。

（支援の要請）

第3条 甲は乙に対して、前条の規定の支援を要請する場合は、認定調査を実施する所在地、内容等、必要事項を記載した被害認定調査要請書（別紙様式1）にて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請することができるものとし、事後に遅延なく被害認定調査要請書を提出する。

（支援の実施）

第4条 乙は甲から前条の要請を受けたときは、被害認定調査要請承諾書（別紙様式2）を提出するとともに速やかに乙の会員を甲に派遣し、認定調査を実施する。ただし、支援ができない場合には、その旨を遅延なく報告する。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定により派遣された会員の人件費は負担しない。

- 2 乙が、甲の要請により認定調査を実施する場合に必要な資機材の費用については、甲が負担するものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項の費用を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により、請求された内容を確認の上、適当と認めたときは、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（守秘義務）

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(従事者の災害補償)

第8条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1カ月前までに甲乙いずれかからの協定解除の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙間で協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各1通を保有する。

2019年 3月28日

53 災害時における燃料等の供給協力に関する協定書

飯能市（以下「市」という。）と埼玉県石油商業組合飯能支部（以下「組合」という。）は、飯能市内に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）における燃料等の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における応急・復旧対策に関し、市の組合に対する燃料等の供給協力依頼に必要な事項を定めることにより、もって災害応急・復旧対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

（燃料等の供給）

第2条 市は、前条の目的を達成するため、災害時において組合に燃料等の供給を協力依頼することができるものとする。

2 市は、組合に対して燃料等の供給を依頼する場合は、必要な品名、数量等を記載した協力依頼書兼受諾書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で依頼し、事後、速やかに協力依頼書兼受諾書（様式1）を送付するものとする。

3 組合は、市の協力依頼があったときは、組合が可能と判断する範囲で、市に対し燃料等の供給及び運搬について協力するものとする。

4 前項により組合が協力する場合は、協力依頼書兼受諾書にて、協力の内容を明示する。

5 燃料等の供給は、市が指定する引渡し場所とする。

（燃料等の種類）

第3条 市が組合に供給を依頼する燃料等の種類は次のとおりとする。

（1）ガソリン

（2）軽油

（3）灯油

（4）その他市が指定する物であって、組合が供給可能なもの

（燃料等の価格）

第4条 市が組合に支払う燃料等の価格は、第2条第1項の規定による協力依頼をしたときの価格を基準とし、市と組合が協議の上、決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第5条 組合は前条により決定した価格を、平常時に準じた方法により市に請求するものとし、市はこれを支払う。ただし、災害の状況によりこの方法により難しい場合には、市と組合が協議して定めるものとする。

(事故等の責任)

第6条 この協定に基づく燃料等の搬出又は輸送中の事故等については、組合の責任において処理する。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその年度末までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、市と組合いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、その都度市と組合双方が誠意をもって協議し、定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、市と組合が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年 1月31日

54 災害時における無人航空機（ドローン）を活用した

被害状況調査等に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）と株式会社チーム関東（以下「乙」という。）は、災害時における無人航空機（ドローン）（以下「ドローン」という。）を活用した被害状況の調査等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模地震や風水害、その他災害（以下「災害」という。）が発生したとき、又はその恐れがあるときにおける、甲の要請に基づき乙が実施するドローンでの被害状況調査業務（以下「調査」という。）に関する事項について定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に情報収集等のため必要と認めるときは、乙に対し要請書（様式1）により協力を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、要請書によらず電話その他の方法等により要請することとし、後日速やかに乙に要請書を提出するものとする。

（調査の内容）

第3条 調査の内容は次のとおりとする。

- (1) 災害対応に必要な映像・画像等の情報収集に関すること。
 - (2) 災害地図作成等の災害支援に関すること。
 - (3) その他、調査に必要な事項については、甲乙協議の上、決定する。
- 2 乙は、甲から要請を受けた場合は、必要な人員、ドローン及び資機材等を調達し、協力の要請に可能な範囲で応じるものとする。
- 3 乙は、甲の要請を受けて活動するときは、関係法令を遵守するとともに甲の指示に従うものとする。

（報告）

第4条 乙は、本調査等を実施した場合、報告書（様式2）により甲の定める期限までに報告を行う。

（映像の所有権等）

第5条 この協定に基づく調査等による映像や画像等の所有権及び著作権は、甲に帰属するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条の規定に基づき要した経費の費用負担については、当該災害の発生直前における適正

な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙は、調査上知り得たすべての情報について、甲の承諾なしに第三者に開示又は提供してはならない。また、調査終了後も同様とする。

(平常時の準備)

第8条 乙は、ドローンの運用方法等を定めるとともに、平常時からドローンの活用技術維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

(災害補償)

第9条 調査に従事した者の、当該調査中の事故等については、乙の責任において行う。

2 乙が当該調査等の実施中に第三者に損害を与えた場合は、乙の責任においてその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

(航空法における許可等)

第10条 本協定の主な活動は、航空法に定める特例に該当する事が想定されるため、乙は、無人航空機の航行の安全や地上の人家等の安全が損なわれないよう、乙は必要な安全確保を自主的に行うものとする。

2. 航空法の許可・承認の申請手続き等については、甲乙は協力して事務手続きにあたるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲、乙いずれかが協定解除又は協定変更の申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、その後においても同様とする。

(雑則)

第12条 この協定に定めのない事項及び、この協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

2020年8月18日

55 災害時における物資提供等の協力に関する協定

飯能市（以下「甲」という。）とムサシ王子コンテナ株式会社（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内災害時の物資提供等に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に物資を必要とするときは、乙に対し物資提供の協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、要請に協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により協力を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の品目）

第3条 この協定により、甲が乙に対し提供を要請する物資は、次に掲げるものの内、乙が保有又は調達できるものとする。

- (1) 段ボールベッド及びらくだん※連続段ボールシートもしくは同等品
- (2) その他乙が取扱う製品

（提供の実施等）

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、特別な理由がない限りその要請に基づく物資の提供を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、自身の被災等で第2条による要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の見通しを甲に連絡するものとする。

（物資の運搬）

第5条 物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第7条 物資の提供に係る費用及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

2 費用は、協力要請時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 費用の支払い方法等は、甲乙の協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

（協定の解除）

第8条 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、1ヶ月前に文書で相手方に通知しなければならない。

2 甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

3 乙は、この協定に基づく目的を達成することができない状況となったときは、甲に協定解除の申出をし、甲の承諾を得ることとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以降は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2020 年 8 月 26 日

56 災害時における避難所施設および災害復旧活動の拠点としての

使用に関する協定

飯能市（以下「甲」という。）と大鵬薬品工業株式会社（以下「乙」という。）は、台風、地震等大規模災害の発生時、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における避難所施設および災害復旧活動の拠点としての使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において被災者を支援するため、甲が乙の協力を得て、一時的に乙の所有する施設を使用することについて必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時等において乙に対し、次の各号について、協力を要請することができるものとする。

（1）乙の所有する大鵬薬品工業株式会社飯能研修センターを、一時的な避難所として使用することを受け入れるものとする。なお、開放する場所については、乙の指定する宿泊室・食堂・大浴室・小浴室とする。

（2）乙の所有する大鵬薬品工業株式会社飯能研究センター（以下「研究センター」という。）を、災害復旧活動の拠点として使用することを受け入れるものとする。なお、開放する場所については、乙の指定する駐車場・備蓄倉庫とする。

（要請の方法）

第3条 前条の規定による要請は、別紙様式1「要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡調整）

第4条 この協定に関する連絡調整は、別紙様式2「連絡担当責任者・緊急連絡先確認書」により、相互に交換するものとし、異動等があった場合もこれを準用する。

（情報の交換）

第5条 この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（協定期間）

第6条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の1箇月前までに、甲乙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

2021年 3月16日

57 災害時における電気自動車による電力供給に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）と株式会社椿本チエイン（以下「乙」という。）は、台風、地震等大規模災害の発生時、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における電気自動車による飯能市防災行政無線配信局設備（以下「防災行政無線」という。）への電力の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の協力を得て、甲の指定する電力供給場所において、電気自動車を停電した際に防災行政無線の非常用電源として活用し、災害時に通信が確保できるように、必要な事項を定めるものとする。

（電力供給場所）

第2条 本協定における電力供給場所は、飯能市役所本庁舎別館に設置されているeLINKへ接続するものとする。

（電気自動車の貸与要請）

第3条 甲は、災害等が発生し、停電により防災行政無線の非常用電源が必要となった場合において、乙に対し、電気自動車の貸与に関する協力依頼書（別紙様式1）により電気自動車の貸与を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって処理するものとする。

（電気自動車の貸与実施）

第4条 乙は、前条の要請があった場合で、かつ、当該要請に対応することが合理的に可能な場合に限り、電気自動車を貸与することに努めるものとする。

なお、乙が貸与できる電気自動車は、乙の埼玉工場総務課の所管する車両に限るものとするとともに、該当する車両が手元にない時（修理・出張等）には、代替車を手配する義務を負わないものとする。

（供給電力）

第5条 乙は、電気自動車の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

2 貸与時点において電気自動車に充電されている電力は、乙が無償で提供する。

（故障等の対応）

第6条 甲が電気自動車を貸与されている間に、貸与された電気自動車について、甲の故意又は重過失により故障または紛失等があった場合、甲はその責任を負う。

2 前項以外の事情により故障または紛失等があった場合は、甲、乙が双方協議して対応を決めるこ

ととする。

（返却）

第7条 電気自動車の返却時期については、停電の解消を勘案し、甲、乙が双方協議して決めることとする。

（技術的支援）

第8条 甲は、乙に対して電気自動車の操作等にかかる助言及び支援を求めることができる。

（連絡調整）

第9条 この協定およびこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、連絡担当責任者・緊急連絡先確認書（別紙様式2）により、相互に交換するものとし、異動等があった場合もこれを準用する。

（協定期間）

第10条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和13年3月31日までとする。

なお、同様の協定を引き続き締結しようとするときは、改めて甲、乙双方で同様の協定書を、5年を上限として再締結する扱いとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれが記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

2026年 4月1日

58 避難場所案内標識設置に関する覚書

飯能市（以下「甲」という。）は、春田産業株式会社（以下「乙」という。）の所有する土地に避難場所案内標識を設置するため、次のとおり覚書を締結する。

（使用財産）

第1条 使用する財産（以下「使用財産」という。）は、次のとおりとする。

所 在	飯能市大字吾野字向道191-1
分 類	土地
面 積	1.0平方メートル 別紙図面のとおり

（使用期間）

第2条 使用期間は、覚書締結の日から、甲又は乙が使用の中止を申し入れた年度の年度末までとする。

（指定する用途）

第3条 甲は、使用財産を避難場所案内標識の設置場所として使用するものとする。

（使用料）

第4条 使用料は、無料とする。

（所有権移転等の場合の措置）

第5条 乙は、土地の所有権等を移転するときは、事前に甲に通知し、本覚書の内容を新所有者等に承継させるものとする。

（使用上の制限）

第6条 甲は、使用財産を常に善良なる管理者の注意をもって維持しなければならない。

2 甲は、使用許可された使用財産を第3条に指定する用途以外に供してはならない。

3 甲は、使用財産について修繕、その他の行為をしようとするときまたは使用計画を変更しようとするときは、事前に乙の承諾を受けなければならない。

4 甲は、使用財産を第三者に使用させてはならない。

5 甲は、運営にあたって公正を期し、運営上生じたトラブルについては全て甲の責任において処理する。

（使用許可の取消）

第7条 甲が許可条件に違反したときは、乙は、使用許可を取消し一時中止し、または破棄することができる。

(原状回復)

第8条 甲は、使用期間が満了したとき、又は第7条により使用許可を取消されたときは、直ちに使用財産を原状に回復して返還しなければならない。

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年12月17日

59 避難場所及び防災備蓄倉庫置場としての使用に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）と学校法人早稲田学園（以下「乙」という。）とは、飯能市地域防災計画において避難所等として指定されている以下の施設について、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害」という。）から市民の生命及び身体を守るため、乙の管理する施設を避難場所として使用すること、及び災害時に備えた防災備蓄倉庫置場として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）

第1条 乙は、災害が発生したときは、乙の管理する次の施設を避難所として甲に無償で使用させるものとする。

所在地	施設名
飯能市大字平戸130番地の2	わせがく夢育高等学校 （旧飯能市立東吾野小学校）

- 2 前項の場合において、甲が使用することができる施設（以下「避難施設」という。）のうち校舎等建物及び用地の使用範囲については、その都度甲乙協議して定めるものとする。
- 3 乙は、避難施設の敷地の一部について、災害発生時に備えて甲が設置する防災備蓄倉庫の置場として無償で使用させるものとする。なお、防災備蓄倉庫及び備蓄品の管理は、甲の責任において行うものとする。

（避難所開設等）

- 第2条 甲は、災害が発生した場合において、避難施設を避難所として開設する必要があるときは、事前に又は避難所開設後直ちに乙に通知するものとする。この場合において、乙は、避難施設を直ちに使用させ、又はその使用を承認するものとする。
- 2 甲は、休日・夜間等、乙が不在の時に災害が発生した場合において、乙の到着を待つことなく、避難所を開設することができる。ただし、その場合であっても甲は乙に直ちに避難所を開設した旨を通知しなければならない。
 - 3 甲は、災害が発生した場合において、乙に甲が開設した他の避難所と同様に被災情報の伝達を行うものとする。

（鍵の貸与）

- 第3条 乙は、災害発生時に備え、甲に鍵1組を貸与し、甲は貸与された鍵を適正に保管するものとする。
- 2 甲は、貸与された鍵の保管責任者を文書で乙に報告するものとする。また、保管責任者に変更があった場合には、その都度文書で乙に報告するものとする。

(避難施設の現状変更等の通知)

第4条 乙は、避難施設を現状変更する場合は、事前に文書をもって甲に通知するものとする。

(原状回復及び損失補償義務)

第5条 甲は、避難施設の使用が終わったときは、当該避難施設を原状に回復させなければならないものとする。

2 甲の避難施設の使用後において原状回復がされた場合は、当該原状回復に要した費用は甲が負担するものとする。

3 甲が避難場所を使用したことにより乙に損失を与えた場合は、甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第82条第1項の規定に基づき、その損失を補償するものとする。

(連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、この協定書に関する連絡責任者をそれぞれ定め、相互に通知するものとする。

(防災訓練の参加)

第7条 乙は、甲が行う避難施設等を利用した防災訓練等に協力するものとする。防災訓練にあたっては、甲は周辺住民への参加を呼びかけ、参加を促すものとする。

(協定の効力及び更新)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、協定は1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 4年 4月 1日

60 飯能市HESTA CHARGE設置に関する防災協定

飯能市（以下「甲」という。）、株式会社大倉（以下「乙」という。）は、モバイルバッテリーシェアリングサービス（スマートフォン等の携帯デバイス用充電器を有料で貸し出すサービスをいう。以下レンタルサービスという。）に必要なHESTA CHARGE（シェアリング用バッテリーの保管、貸出、返却、充電等ができるデジタルサイネージを有するもの及び関連機器をいう。以下総称して「本機材」という。）の設置に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の所管する施設（以下「行政財産」という。）において災害時の被害軽減及び住民サービスの向上を図るため、本機材の設置に関する甲及び乙の連携に必要な事項を定めることを目的とする。

（連携事項）

- 第2条 甲は、乙が提供及び設置する本機材の設置場所について行政財産を使用させるものとし、乙に対し、本機材において広告映像等を掲載することを許可する。
- 2 乙は、本機材を設置し、保守サービスを提供するとともに、第6条に定めるところにより、設置機材の行政財産使用料を甲に支払う。
- 3 乙は、災害時において、第8条に定めるところにより、本機材搭載の装置を提供する。

（機材の貸与）

第3条 本機材は無償貸与とし、別途の合意がない限り引き渡しにかかる費用は乙の負担とする。

（設置施設）

- 第4条 本機材の設置施設は市役所その他の行政財産とし、具体的設置施設及び設置場所は、別表の通りとする。
- 2 甲は乙の事前の承諾なく、本機材を前項協議において定めのない場所に移動しないものとする。但し、第8条に定める災害が発生したときは、この限りでない。
- 3 レンタルサービス稼働率の低い設置場所においては、乙との相談のもとに甲は施設内での設置場所の移動又は設置施設の変更等を行い、利用向上に努めるものとする。

（掲載できる広告）

第5条 本機材を用いて掲載できる広告映像等は、次に該当しないものとする。

- （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- （2）政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝にかかるもの
公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第3号までに規定する暴力団等の利益につながるもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が掲載する広告として適当でないと認めるもの

(使用料)

第6条 乙は、甲が提供する場所に設置する本機材の行政財産使用料等として別表に定めた場所・数量・タイプ・金額を甲指定の口座に振込により支払う。但し、別表記載の内容は毎年見直しを行う。

(振込手数料)

第7条 行政財産使用料の支払いにかかる振込手数料は、乙の負担とする。

(災害時利用)

第8条 災害時において、乙は合理的可能な範囲で、本機材搭載のモバイルバッテリーについてレンタルサービスの無償提供を実施する。

2 レンタルサービスを無償で提供する実施基準は、防災気象情報警戒レベル3相当もしくは災害により

る停電等が発生した場合からとし、乙の判断により適用する。

3 前項の状況下にあつて甲が本機材につき通電可能と判断した場合、甲から乙の設けるコンタクトセ

ンターへ連絡することにより乙が遠隔操作でスタンドの設定を変更し、バッテリーの無償レンタル提

供を実施する。

4 無償レンタル提供期間は災害のライフライン復旧目途の72時間を基本とし、それ以降の利用につ

いては、甲乙間で協議し決定する。

(機材の維持管理等)

第9条 甲は本機材受領後、直ちに起動確認及び不具合確認をし、不具合がある場合には、甲は遅滞なく乙に申し出るものとし、乙は当該機材の修理又は交換に応じるものとする。

2 甲は本機材受取後、乙の指示及び取扱い説明書に従い、転倒・破損・水濡れ等に注意し善良な管理者の注意をもって使用・管理を行わなければならない。

3 甲は、本機材を滅失、破損、毀損、汚損などした場合、盗難にあつた場合又は本機材に異常が発生した場合、直ちに使用を中止し、速やかに乙の設けるコンタクトセンターに連絡しなければならない。

4 甲は本機材に故障・破損が生じ、機器を修理する場合には乙に事前の承諾を得なければならない。

5 甲は利用者が使い易い環境づくりのため、また埃の堆積により故障の原因に繋がらぬよう、本機材の定期的な清掃に努めなければならない。

(免責)

第10条 甲は、設置された本機材の盗難又は毀損について、甲の責めに帰することが明らかな場合を除き、その責めを負わない。

(反社会的勢力の排除)

第11条 乙は甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- (2) 自らの会社の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この協定を締結するものではないこと。
- (4) 本貸与サービスが終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用してこの協定に関して次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 乙において、次のいずれかに該当した場合には、甲は何らの催告を要せずして、この協定を解除する

事ができる。

ア 前項（1）又は（2）の確約に反する申告をしたことが判明した場合

イ 本協定の締結後に、前項（1）又は（2）の確約に反する状態になったと認められる場合

ウ 前項（3）の確約に反し協定を締結したことが判明した場合

エ 前項（4）の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定によりこの協定が解除された場合には、乙は、解除により生じる損害について、甲に対し一切の請求を行わない。

(有効期間及び更新)

第12条 本協定の有効期間は協定締結の日から令和5年3月末日までとする。

(原状回復)

第13条 乙は、前条に定める協定期間が満了したときは乙の負担により、設置した本機材を撤去し、設置施設を原状に回復した後、甲に返還しなければならない。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年2月27日

61 災害時の応急作業に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）と埼玉土建一般労働組合飯能日高支部（以下「乙」という。）とは、飯能市内における地震、風水害その他災害の発生時又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急作業の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の協力を得て速やかに応急対策を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 乙が行う協力の内容は、次のとおりとする。

- （1）避難所その他市施設の応急補修
- （2）資機材等の提供に関すること
- （3）倒壊建物等からの救出救援活動
- （4）その他市長が必要と認める災害応急作業

（協力要請）

第3条 甲は、応急対策のために乙の協力を必要とする場合には、次に掲げる 事項を明らかにした文書により乙に対し協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を乙に提出するものとする。

- （1）災害の状況及び活動内容
- （2）応急作業に必要な人員、資機材等
- （3）応急作業を必要とする場所及び期間
- （4）その他必要な事項

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、要請事項に従い業務を行うものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請する業務を実施する場合は、随時活動内容等の経過を報告し、その業務を完了したときは、速やかに文書により報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、第3条の規定に基づき業務を実施した場合において、当該業務に要した経費を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費は、災害発生の直前における適正な額を基準とする。

（経費の請求）

第7条 甲は、前条の規定による経費が確定した場合は、乙の請求に基づき支払うものとする。

（損害賠償）

第8条 乙は、この協定による業務に際し、業務に従事した者の責めに帰すべき理由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(防災訓練)

第9条 乙は、甲から要請があった場合は、甲の実施する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和6年11月1日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定について、疑義が生じた時又は定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年11月1日

62 災害時におけるキャンピングテントの提供に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）とCamping with Soul Japan株式会社（以下「乙」という。）とは、飯能市において地震、風水害、その他災害が発生した場合におけるキャンピングテントの提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（提供の範囲）

第1条 提供の範囲は、キャンピングテントとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時においてキャンピングテントの確保が必要であると認めた時は、乙に対し、その提供を要請するものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条に規定するキャンピングテントを要請するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により行い、事後速やかに当該文章を送付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けた時は、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その事項を甲に連絡するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、キャンピングテント提供に係る費用を負担するものとし、当該費用は乙の算出した額とする。

（引渡方法）

第6条 キャンピングテントの引渡場所は、甲が指定するものとし、甲の派遣する職員が確認のうえ、これを引き取るものとする。ただし、状況に応じて甲乙が協議し、対応するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めがない事項又は質疑が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定期間）

第8条 この協定は、令和6年11月1日から効力を発生し、甲乙協議のうえ特別の定めによる場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年11月1日

63 災害時における生活物資等の調達及び供給に関する協定

飯能市（以下「甲」という。）と飯能ライオンズクラブ（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）における、生活物資等（以下「物資」という。）の調達及び供給に関して次のとおり協定を締結する。

（物資供給の要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の会員が保有する物資の供給を要請することができる。

2 甲は、乙に対して前項に定める要請を行う場合は、要請する物資及びその数量等を記載した要請書(様式1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに要請書(様式1)を送付するものとする。

（要請事項に対する措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項に可能な限り応じるものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、食料品類及び日用雑貨品类等、災害時に甲が必要とするものとする。ただし、乙が調達可能なものに限る。

（物資の数量）

第4条 甲は、乙に対し、乙が供給できる物資の数量について照会することができる。

2 乙は、前項の照会を受けたときは、可能な限り回答するものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第5条 物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、引渡し場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が供給した物資の代金及び前条の規定により行った引渡しまでの運搬等の費用は、乙が負担するものとする。

（連絡責任者の報告）

第7条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を、本協定締結後、速やかに「連絡担当責任者・緊急連絡先確認書」（別表1）により相手方に報告するものとする。

2 前項の報告内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（解除）

第9条 本協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除を希望する日の1か月前までに、書面により相手方に通知するものとする。

（疑義等の決定）

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定又は解決するものとする。本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年1月14日

64 損害調査結果の提供及び利用に関する覚書

飯能市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、令和4年10月17日締結した包括連携協定第2条 1（2）防災・減災及びリスクマネジメントに関するに基づき、下記のとおり覚書を締結する。

（損害調査結果の提供及び利用）

第1条 自然災害により生活基盤に被害を受けた住民（市外在住で飯能市内に住家を所有する者を含む。以下同様。）がその生活を早期に再建するため、乙は甲に対し、自然災害による住家の被害に関し、以下の各号に定める事項（以下「本調査結果」という。）を提供する。ただし、提供の方法、時期その他必要な事項については、甲及び乙が別途協議の上、決定するものとする。

- ① 住民から提供を受けたデータ及び情報
 - ② 乙が行った被害調査に関するデータ及び情報
 - ③ その他甲と乙が合意した事項
- 2 前項にかかわらず、乙は、住民から本調査結果の提供についての依頼及び承諾を得られない場合には、甲に対して本調査結果を提供する義務を負わないものとする。
- 3 甲は、乙の事前の同意がない限り、乙から提供された本調査結果を被災者支援にのみ利用できるものとし、他の目的のために利用しないものとする。
- 4 甲は乙に対し、乙から甲への本調査結果の提供に関する対価の支払いを要しないものとする。本調査結果の提供及び利用に関して生じた費用は、各自が負担するものとする。

（被害認定の判断）

第2条 甲は、本調査結果の利用の有無にかかわらず、甲の判断により災害に係る住家の被害認定を行うものとする。

- 2 甲は、本調査結果の利用に関連して甲またはその住民に損害または損失が生じた場合であっても、乙に故意または重過失がない限り、乙に対して損害または損失の賠償または補償を求めないものとする。

（法令の遵守）

第3条 甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し知り得た情報について、個人情報の保護に関する法律その他一切の法令に基づき遵守するものとする。

- 2 甲及び乙は、必要とされる手続きの履践並びに前条第2項の住民の依頼及び承諾の取得のため、相互に協力するものとする。
- 3 甲または乙が法令に基づいて秘密情報を第三者に開示等した場合、相手方に対し、開示した内容及び被開示者その他必要な事項を通知するものとする。ただし、法令により相手方に通知することができない事項については、この限りではない。

（有効期間）

第4条 この覚書の有効期限は締結の日から令和7年12月31日までとする。

2 前項に定める有効期間の満了日の1ヶ月前までに本覚書を終了させる旨の書面による通知がされない場合は同じ条件でさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

3 本締結が終了（理由の如何を問わない。）した場合であっても、第2条及び第3条の規定はなお効力を有するものとする。

（協議）

第5条 前各条に定めのない事項または覚書の解釈に関し疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ、これを解決するものとする。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年1月20日

65 災害時における物資供給に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速

やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年10月24日

66 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、飯能市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材（以下「保有機材」という。）を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時において必要とするときは、乙に対し、乙の保有機材の優先的な提供を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、別紙「レンタル機材協力要請書」（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等をもって要請し、事後に要請書を提出するものとする。

（提供）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた時は、保有機材を可能な限り甲に優先的に提供するものとする。

（引き渡し）

第4条 保有機材の提供に係る引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

2 甲は、乙が保有機材を運搬する車両を、優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（サポート制度）

第5条 レンタル期間中の物件が破損、盗難等の偶然的事故に遭遇した場合に備え、甲が本来負担すべき損害賠償責任を軽減するため、甲は任意で「レンタル物件サポート特約制度」に加入することができ、別途定めるサポート料を乙に支払う。これにより、甲が支払う一定額の1事故負担金をもって乙は請求権を放棄する。

2 前項の場合において、災害時及び甲の故意または重大な過失、その他の「レンタル物件サポート特約制度」の対象外に定める事由に起因する損害の場合は、この限りではない。

（費用の負担）

第6条 乙が提供した保有機材に係る対価及び運搬の費用については、甲が負担する。

2 費用は、災害発生時直前における適正価格と機材調達の特異性及び供給体制の確保にかかる費用を考慮した額とする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、保有機材の提供に要する費用を、書面により甲に請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙から費用の支払請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、本協定の目的を速やかに達成することを目的として、担当部署及び連絡責任者を定めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めたときは、相互に書面等で通知するものとし、変更が生じた場合も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8 年 2 月 3 日

67 災害時等における福祉避難所の設営及び運営に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）と学校法人さゆり学園（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所（以下「避難所」という。）の設営及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、飯能市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の管理する認定こども園さゆり幼稚園（以下「施設」という。）の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（利用対象者）

第2条 乙の管理する施設を利用できる対象者は、指定避難所では生活に支障を来たす乳幼児及び保護者等（以下「乳幼児等」という。）とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において、避難所の開設が必要であると判断したときは、乙に対して、避難所の開設を要請するものとする。
2 乙は、前条の規定による要請を受けた時は、乙の管理する施設を可能な限り甲に優先的に提供するものとする。
3 要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

（活動の内容）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、施設の被害状況を確認の上、可能な範囲で避難所を開設するものとする。
2 乙は、避難してきた乳幼児等の保護及び生活に必要な援助を行うものとする。
3 乙は、避難所を利用する乳幼児等の世帯状況及び身体状況等に配慮するとともに、第1項に掲げる避難スペースを特定するものとする。

（活動の報告）

第5条 乙は、前条の活動中、業務内容の経過等を適宜甲に報告するとともに、活動を完了したときは、速やかに文書により甲へ報告するものとする。

（開設の期間）

第6条 避難所の開設期間は、災害が発生した日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、甲の要請により開設した避難所の運営及び援助に要した費用を、書面により甲に請求するものとする。
2 甲は、前項に基づき乙から費用の支払請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（備蓄品の提供）

第8条 甲は、甲が保有する防災用備蓄食料及び飲料水等を、乙の管理する施設に避難所が開設された場合に乙の要請により提供し、乙はこれらを使用できるものとする。
2 要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。
3 備蓄品及びその提供の費用は、甲が負担する。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、本協定の目的を速やかに達成することを目的として、担当部署及び連絡責任者

を定めるものとする。

- 2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めたときは、相互に書面等で通知するものとし、変更が生じた場合も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 8年 2月20日

68 飯能市と株式会社富士薬品との包括連携協定書

飯能市（以下「甲」という。）と株式会社富士薬品（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携のもと、防災・災害対策の強化や市民の健康づくりを推進し、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

（連携協定する事業）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事業において連携・協力する。

- (1) 防災・災害対策に関する事業
- (2) 市民の健康増進に関する事業
- (3) 地域・暮らしの安全・安心に関する事業
- (4) 高齢者等の見守りに関する事業
- (5) その他前条の目的を達成するために甲及び乙が必要と認める事業

2 前項各号に定める事業における具体的な取組の内容、実施時期、実施方法等については、甲乙協議の上、別途定める。

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく取組の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏洩してはならず、本協定に基づく取組以外の目的に使用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める義務を負うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、甲及び乙は、本協定締結の事実については、相手方の書面による承諾を得ずに公開することができる。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から本協定終了の申し出がない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（変更及び解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第6条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前2号に類似するいかなる行為

3 甲及び乙は、相手方が第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何ら通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和8年3月24日

第7章 様式等

資料1 県報告関係様式

発 生 速 報

支 部
市町村

日 時 分受信	発 信 者		受 信 者	
1. 被 害 発 生				
2. 被 害 場 所				
3. 被 害 程 度				
4. 災 害 対 対 する 措 置				
5. そ の 他 必 要 事 項				

(注) 内容は簡単に要を得たものとする。

経 過 速 報

支 部
市町村

				発 信 者				受信者			
災 害 の 種 別				発 生 地 域							
被 害 報 告				月 日 時 分 現在							
報 告 区 分				発生 経過							
区 分				被 害		区 分				被 害	
人的被害	死 者		人			田畑被害	田	流出・埋没ha			
	行方不明者		人	冠 水ha							
	負傷者	重症	人				畑	流出・埋没ha			
		軽傷	人					冠 水ha			
住家被害	全 壊 (焼) (流出)		棟			道路被害	決 壊		箇所		
			世帯				冠 水		箇所		
			人			その他の被害	文 教 施 設		箇所		
	半 壊 (焼)		棟				病 院		箇所		
			世帯				橋 梁		箇所		
			人				河 川		箇所		
	一部破損		棟				砂 防		箇所		
			世帯				清 掃 施 設		箇所		
			人				崖 く ず れ		箇所		
	床上浸水		棟				鉄 道 不 通		箇所		
			世帯				被 害 船 舶		隻		
			人				水 道		戸		
	床下浸水		棟				電 話		回線		
			世帯				電 気		戸		
			人				ガ ス		戸		
	非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟			ブロック塀等		箇所		
半壊(焼)			棟				り 災 世 帯 数		世帯		
その他		全壊(焼)	棟			り 災 者 数		人			
		半壊(焼)	棟			火災発生	建 物		件		
				危 険 物			件				
				そ の 他		件					
災害に対してとられた措置 (1) 災害対策本部の設置状況 (2) 市（町村）のとした主な応急措置の状況 (3) 災害応援要請又は職員派遣の状況 (4) 災害救助法適用の状況 (5) 避難命令・勧告の状況 市町村数 地区数 人 員 人 (6) 消防機関の活動状況 ア. 出動人員 消防職員 名 消防団員 名 イ. 主な活動内容（使用した機材を含む）											

被 害 状 況 調

所管課（市町村）名：

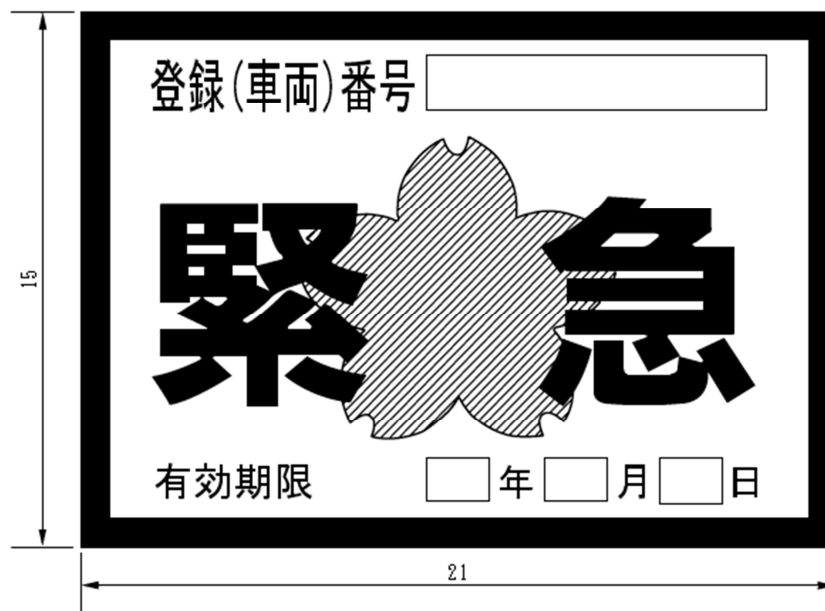
被害の種別		発 生 地 域	
被 害 日 時	自 月 日 至 月 日		
報 告 区 分	確定		

区 分			被 害		区 分			被 害	
人 的 被 害	死 者		人		田 畑 被 害	田	流出・埋没ha		
	行 方 不 明 者		人				冠 水ha		
	負 傷 者	重 症	人			畑		流出・埋没ha	
		軽 傷	人				冠 水ha		
住 家 被 害	全 壊 (焼) (流出)		棟		道 路 被 害	決 壊		箇所	
			世帯			冠 水		箇所	
			人		そ の 他 被 害	文 教 施 設		箇所	
	半 壊 (焼)		棟			病 院		箇所	
			世帯			橋 梁		箇所	
			人			河 川		箇所	
	一部破損		棟			砂 防		箇所	
			世帯			清 掃 施 設		箇所	
			人			崖 く ず れ		箇所	
	床上浸水		棟			鉄 道 不 通		箇所	
			世帯			被 害 船 舶		隻	
			人			水 道		戸	
	床下浸水		棟			電 話		回線	
			世帯			電 気		戸	
			人			ガ ス		戸	
非 住 家 被 害	公共 建物	全壊(焼)				ブロック塀等		箇所	
		半壊(焼)			り 災 世 帯 数		世帯		
	そ の 他	全壊(焼)			り 災 者 数		人		
		半壊(焼)			火 災 発 生	建 物		件	
						危 険 物		件	
				そ の 他		件			

資料2 緊急通行車両等確認申請書

年 月 日		
緊急通行車両等確認申請書		
埼玉県公安委員会 殿		
申請者 住 所 氏 名		印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両 にあっては、輸送人員又は品名）		
使 用 者	住 所	
	氏 名	
運 行 日 時		
運 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

資料3 標 章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料 4 緊急通行車両等事前届出書

災害応急対策用		
緊急通行車両等事前届出書		
年 月 日		
埼玉県公安委員会 殿		
申請者		
機関等の所在地（住所）		
機関等の名称		
氏 名		
電 話 （ ）		
印		
【担当係 氏名 】		
番号標に表示されている番号		
輸送人員（定員）又は品名		
車 両 の 所 有 者	住 所	
	氏 名	
業 務 の 内 容	1 救助救護 4 災害予知 7 人員輸送 10 飲食料 13 広報啓発 2 応急避難 5 災害復旧 8 避難生活 11 医療医薬 14 その他 3 捜 索 6 施設点検 9 調査研究 12 混乱防止 ()	
出 発 地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、使用車両の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。		

資料 5 防災航空隊出場要請（受信）書

埼玉県防災航空センター所長 様

防災航空隊緊急電話番号 049-297-7905

一般加入電話 049-297-7810、7811

ファクシミリ 049-297-7906

1 要請団体名	発信者：		
2 要請日時	令和 年 月 日（曜日）	時 分	
3 要請種別	(1) 火災 (2) 救助 (3) 救急 (4) 調査 (5) 救援		
4 発生場所 現場目標	(市・町・村)		番地
5 発生日時	令和 年 月 日（曜日）	時 分頃	
6 災害の概要 及び要請任務			
7 必要資機材			
8 気象条件	天候 視界	風向 m 雲高	風速 m/s 気温 ℃ 警報及び注意報
9 出場先場外 離着陸場等	場所 (市・町・村)		番地
10 搬送先場外 離着陸場等	場所 (市・町・村)		番地
11 傷病者	住所 氏名 傷病名	傷病者の人数 (歳) (男・女) 程度：(重・中・軽)	人
12 調査出場内容	写真撮影・VTR撮影・ヘリテレ撮影・その他		
13 救援出場内容	搬送物件・人員		
14 現地搭乗者	(有・無) 職名	氏名	ほか 名
15 地上指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (統制波・主運用波3) コールサイン		
16 他の航空機の出動要請	(有・無) 機関名	機数	機
*以下の項目については、航空隊で出動決定後連絡します。			
1 航空隊指揮者	指揮者 受信者 無線種別 (統制波・主運用波3) コールサイン		
2 出場機	出場機 「あらかわ2」 「あらかわ3」 「あらかわ4」 [コールサイン] あらかわ2：さいたまこうくうへり2 あらかわ3：さいたまこうくうへり3 あらかわ4：さいたまこうくうへり4		
3 到着予定時刻	令和 年 月 日（曜日）	時 分	
4 活動予定時間	時間 分		
5 航空燃料の確保	(可・否)	時間 分	
特記事項			

注：「ヘリテレ」とは、ヘリコプターテレビ映像伝送システムを指す。

(/)

[illegible]

資料 7 避難所開設状況

発 信 者		受信者		月	日	時	分
避難所名				電話			
開 設	月 日 時 分			閉鎖	月 日 時 分		
担 当 者 人	所 属	氏 名		所 属	氏 名		
避 難 所 状 況	地 区 名	世 帯 数		人 数	備 考		
		計					
対応状況							

第 8 章 そ の 他

資料 1 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」

(令和 8 年 4 月 1 日 現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 350 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たったの輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定。 2 基本額 1 戸当たり 6,883,000 円 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内 着工	1 費用は設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,883,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容

				する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内。					
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、供与。	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様。					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住宅に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,330円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具 その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。				
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 流失	夏	19,800	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300
			冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000
		半壊 床上浸水	夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800
			冬	10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800

医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば被害が拡大する恐れがある住家に居住する者 1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分 ブルーシート、ロープ、土嚢等緊急措置に必要な資材費及び建設業者、団体等の施工費 1 世帯当たり 51,500 円以内 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 717,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内 災害発生の日から 3 か月以内（災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置された災害にあっては、6 か月以内）	

学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,200 円 中学生生徒 5,500 円 高等学校等生 6,000 円	災害発生の日から（教科書）1 か月以内（文房具及び通学用品）15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
福祉サービスの提供	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障害者、子ども、妊産婦その他の者）	法による福祉サービスの提供のため支出できる費用は、原則として次による。 ・災害時要配慮者に関する情報の把握、災害時要配慮者からの相談対応、災害時要配慮者に対する避難生活上の支援、災害時要配慮者の避難所への誘導については、消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費（工事費を含む。）として当該地域における通常の実費とすること。 ・福祉避難所の設置の場合は、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費を基準額とすること。	災害発生の日から以内 7 日以内	
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上）226,100 円以内 小人（12 歳未満）180,800 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定さ	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応

	れる者			死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	1 洗浄、消毒等 1 体当たり 3,600 円以内 2 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,700 円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 140,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	1 人 1 日当たり 医師、歯科医師 21,500 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士 15,100 円以内 保健師、助産師、看護師 15,500 円以内 救急救命士 14,700 円以内 土木技術、建築技術者 15,000 円以内 大工 25,300 円以内 左官 26,500 円以内 とび職	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

		26,400 円以内		
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金が鵜については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料2 被害報告判定基準

区 分	基 準
人 的 被 害	1 「死者」とは当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。 2 「行方不明者」とは、当該被害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。 3 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。 4 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家 被 害	1 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 棟とは、一つの独立した建物とする。 3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難のもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。 5 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。 6 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 7 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。 8 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非 住 家 被 害	1 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 2 公共建物とは、市役所庁舎、地区行政センター、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 その他とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 非住家被害とは、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
田 畑 被 害	1 「田の流出、埋没」とは、田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。 2 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

	3 「畑の流出、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
道 路 被 害	1 道路決壊とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの 2 道路冠水とは、道路法第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの
そ の 他 の 被 害	1 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。 2 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 3 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 4 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。 5 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。 6 「崖くずれ」とは、崖くずれによって人・住家等に被害が生じたもの、又は復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの 7 「鉄道不通」とは、汽車・電車等の運行が不能となった程度の被害とする。 8 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 9 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 10 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 11 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 12 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 13 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 14 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 15 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
火 災 発 生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被 害 金 額	1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

	3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、地区行政センター、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 5 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。 6 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。 7 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 8 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 9 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。 10 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
--	---

資料 3 指定文化財一覧

指定区分	種 別	名 称	所 在 地	管理者
国	建造物	福德寺阿弥陀堂付厨子	虎秀	福德寺
〃	彫 刻	木造軍荼利明王立像	高山	常楽院
〃	工芸品	雲版	下直竹	埼玉県立歴史と民俗の博物館
県	建造物	長光寺の惣門	下直竹	長光寺
〃	〃	常楽院不動堂	高山	常楽院
〃	〃	長光寺本堂	下直竹	長光寺
〃	〃	白鬚神社本殿	唐竹	白鬚神社
〃	〃	名栗川橋	下名栗	飯能市
〃	絵 画	絹本着色不動明王画像	高山	常楽院
〃	〃	絹本着色仏涅槃図	中山	埼玉県立歴史と民俗の博物館
〃	彫 刻	鉄造阿弥陀三尊立像	虎秀	福德寺
〃	〃	木造地藏菩薩坐像	坂石町分	法光寺
〃	〃	木造薬師如来坐像	高山	常楽院
〃	〃	木造聖観音菩薩坐像付胎内納入品	白子	長念寺
〃	〃	木造来迎阿弥陀如来立像	上名栗	鳥居観音
〃	〃	木造虚空蔵菩薩坐像	川寺	大光寺
〃	工芸品	刀 銘 表 日洲古屋之住実忠作 裏 永禄十二年五月五日	飯能	飯能市立博物館
〃	〃	白鬚神社御正体	唐竹	白鬚神社
〃	書 跡	中山信吉木碑	中山	智観寺
〃	考古資料	智観寺板石塔婆	中山	〃
〃	史 跡	中山信吉墓	中山	〃
〃	〃	石灰焼場跡	上直竹下分	飯能市
〃	〃	観音窟石龕	坂石	法光寺
〃	〃	本橋溪水筆塚	中山	加治神社
〃	旧 跡	中山家範館跡	中山	個人
〃	名 勝	天覧山の勝	飯能	飯能市
〃	天然記念物	滝の入タブの木	上直竹下分	富士浅間神社
〃	〃	子の権現の二本スギ	南	子の権現天龍寺
〃	〃	見返坂の飯能ササ	飯能	飯能市
〃	〃	高山不動の大イチョウ	高山	常楽院
〃	〃	飯能の大ケヤキ	川寺	神明神社
〃	〃	南川のウラジロガシ林	南川	個人

指定区分	種 別	名 称	所 在 地	管理者
〃	有形民俗文化財	飯能の西川材関係用具	飯能	飯能市立博物館
市	建造物	長光寺三門	上直竹	長光寺
〃	〃	店蔵絹甚	本町	飯能市
〃	彫 刻	西念銘銅造観音菩薩像頭部	赤沢	円福寺
〃	〃	木造伝阿弥陀如来立像	南	宗隠寺
〃	〃	木造不動明王立像	南	子ノ権現天龍寺
〃	〃	木造薬師如来坐像	中山	智観寺
〃	〃	木造阿弥陀如来坐像	中居	清泰寺
〃	〃	木造宝冠釈迦如来坐像	赤沢	金錫寺
〃	〃	木造千手観音立像	上名栗	個人
〃	〃	木造虚空蔵菩薩坐像	下名栗	虚空蔵菩薩保存会
〃	〃	木造十一面観音立像	上名栗	柏林寺
〃	〃	木造阿弥陀如来坐像	上名栗	個人
〃	工芸品	藤枝太郎打刀	虎秀	〃
〃	〃	広正短刀	北川	〃
〃	〃	和泉守国貞脇差	上直竹下分	〃
〃	〃	英道の打刀	久須美	〃
〃	〃	藤枝太郎英義打刀付落合寿親拵	飯能	飯能市立博物館
〃	〃	明德４年鰐口	川寺	個人
〃	〃	鍊鉄象眼寿親香炉	井上	〃
〃	〃	常楽院ムゲンの鐘	高山	常楽院
〃	〃	双木本家飯能焼コレクション	飯能	飯能市立博物館
〃	〃	加治神社寛永十九年石灯籠	中山	加治神社
〃	〃	菊花双雀鏡、菊まがき双雀鏡、松ヶ枝双雀鏡	南	権五郎神社
〃	古文書	長念寺寺領に関する文書	白子	長念寺
〃	〃	振武軍廻状	中山	飯能市立博物館
〃	〃	細田文書	永田	個人
〃	〃	須田家日記	飯能	飯能市立博物館
〃	〃	旧名栗村森林組合文書	上名栗	名栗地区行政センター
〃	考古資料	願成寺板石塔婆	川寺	願成寺
〃	〃	西光寺板石塔婆	原市場	西光寺
〃	〃	野口家宝篋印塔及び銅板経ほか塔内納入品	小瀬戸	個人 飯能市立博物館（納入品）
〃	〃	八耳堂宝篋印塔及び銅板経ほか塔内納入品	大河原	金蔵寺 飯能市立博物館（納入品）
〃	〃	宝蔵寺一字一石経	中居	宝蔵寺
〃	〃	島崎家五輪塔	笠縫	正願寺

指定区分	種 別	名 称	所 在 地	管理者
〃	〃	見光寺宝篋印塔	岩沢	見光寺
〃	〃	町田家阿弥陀三尊庚申講供養図像板碑	上名栗	名栗地区行政センター
〃	〃	堂ノ根遺跡1号住居跡 出土遺物	飯能	飯能市立博物館
〃	歴史資料	野口観音堂奉納経付奉納箱	中藤下郷	〃
〃	〃	飯能村絵図	飯能	〃
〃	史 跡	多峯主山黒田直邦墓	飯能(多峯主山頂上)	飯能市
〃	〃	鯉ヶ久保池	芦荻場	〃
〃	〃	本郷大六天青石塔婆と檜樹	飯能	御嶽八幡神社
〃	〃	双柳の浅間塚	双柳	浅間自治会
〃	〃	能仁寺中山勘解由三代の墓	飯能	能仁寺
〃	〃	中島たつ墓	南川	個人
〃	〃	千葉歳胤墓	虎秀	〃
〃	〃	本邦帝王切開術発祥の地	坂元	〃
〃	名 勝	能仁寺庭園	飯能	能仁寺
〃	天然記念物	モリアオガエル生息地	上直竹上分	上直竹上分自治会
〃	〃	カタクリ・イカリソウの群落	岩渕	個人
〃	〃	竹寺のコウヤマキ	南	八王寺
〃	有形民俗文化財	二丁目山車	仲町	二丁目町内会
〃	〃	河原町山車	飯能	河原町自治会
〃	〃	原町山車人形「神武天皇」	八幡町	原町自治会

資料 4 自然災害履歴

過去、埼玉県へ大きな影響を及ぼした災害は台風に伴うものであり、被害の特に大きかった台風の経路を整理すると以下の3通りとなる。

①紀伊半島沖から北東に進み、静岡県東部～関東に上陸するもの

S22.9（カスリーン）、S33.9（狩野川）、S41.9（26号）、S57.9（18号）

②九州・沖縄南方から房総半島沖を通過する台風

S41.6（4号）

③九州・四国付近から本州を北東に縦断する台風

S54.10（20号）

①、②いずれのタイプでも、台風の中心が北緯30°を越えた時から、中心が東海沖に位置する間に100mm以上の雨量が記録され、水害が発生している。

③のタイプは秋の台風が多く、速度が非常に大きい点に留意する必要がある。

【過去の主な自然災害】

年 月 日	災害種別	主な被害状況
明治27年 6月20日	明治東京地震	・久須美・永田地内山林斜面地震動により大規模崩落
明治43年 8月1日～16日	台風	・前線、低気圧、台風の影響により大水害が発生。1～16日までの降水量は本市で1,216mmを記録 ・上名栗穴沢地内で山崩れが発生 民家8戸埋没、死者22名、負傷者3名 ・上名栗湯の沢地内で山崩れが発生 民家1戸崩壊、死者1名、負傷者1名（旧名栗村） ・南地内で土石流発生し、高麗川に天然ダムを形成し、南、坂石町分地内で死者22名、民家埋没7戸、流出8戸、全半壊22戸。同様に久通及び大蔵山でも被害発生。
昭和22年 9月14日～15日	台風 カスリーン台風	カスリーン台風の影響により明治43年以来の大水害が発生。600mmを超える大雨を降らせ、河川の増水等の被害が発生（旧名栗村）
昭和33年 9月21日	台風 狩野川台風	・狩野川台風が上陸し、297mmを越す大雨となり、がけ崩れなどにより土木施設に被害を受けたが人的被害はなかった。（旧名栗村）
昭和34年 9月26日	台風 伊勢湾台風	・伊勢湾台風が上陸し、244mmに達する雨量を記録したが、一部林道に被害を受けた程度で人的被害はなかった。（旧名栗村）
昭和40年 8月14日	集中豪雨（全域）	床下浸水：50戸（旧飯能市）
昭和40年 8月21日	台風17号（全域）	崖崩れ：7箇所（旧飯能市）
昭和40年 9月10日	台風23号（全域）	住家一部破損：1戸（旧飯能市）

昭和40年 9月18日	台風24号（全域）	住家一部破損：14戸、重傷：1名、非住家全壊：3棟、一部破損：17棟、崖崩れ：3箇所（旧飯能市）
昭和41年 6月28日	台風4号（全域）	・阿須891 武蔵野炭鉱社宅 土砂崩れにより3世帯埋没した。5名死亡、1名負傷（重傷） ・長沢地内で自動車が川に転落し、運転手は助かったが同乗者は車とともに流され行方不明となる。（後日死体で発見） 住家全壊：4戸、一部破損：1戸、床下浸水：14戸、道路決壊：1箇所、堤防決壊：2箇所、崖崩れ：8箇所（旧飯能市）
昭和41年 9月25日～26日	台風26号（全域）	台風26号が上陸し、本市において特に大字上名栗地内が大きな被害を受けた。 住家全壊：18戸（20世帯）、半壊：306戸、一部破損：1,363戸、床上浸水：7戸、床下浸水：30戸、非住家全壊：161棟、半壊：188棟、一部破損：679棟（旧飯能市） 被災世帯：28世帯、被災人員：101人、公共土木：12箇所、林道施設：12箇所、畑作被害：710a（旧名栗村）
昭和43年 6月22日	集中豪雨	落雷による火災1件（柱上トランス）、床上浸水：14戸、床下浸水：111戸、崖崩れ：8ヶ所（旧飯能市）
昭和46年 8月31日	台風23号（全域）	床下浸水：16戸、道路決壊：4箇所、崖崩れ：4箇所、橋流失：1箇所（旧飯能市）
昭和49年 8月7日	落雷による火災	子の山 二本杉のうち 1本（旧飯能市）
昭和49年 9月1日	台風16号（全域）	床上浸水：2戸、床下浸水：29戸、崖崩れ：13箇所、路肩崩壊：9箇所（旧飯能市）
昭和52年 8月16日～17日	豪雨による被害	ゴルフ場造成地から土砂崩れ、土砂崩れ：1箇所、非住家全壊：1棟、床下浸水1戸、裏山が崩れ住家一部破損：1戸（旧飯能市）
昭和52年 9月20日	台風11号（全域）	林道路肩崩壊：3箇所（旧飯能市）
昭和54年 7月27日	落雷による火災	1件（電力量計焼損）（旧飯能市）
昭和54年 10月20日	台風20号（全域）	床下浸水：7戸、路肩崩壊：4ヶ所（旧飯能市）
昭和56年 7月19日	落雷による火災	子の権現等 全焼：3棟、部分焼：1棟（旧飯能市）
昭和56年 10月22日	台風24号	・台風24号の影響による風水害が発生。本市においては、家屋の屋根等に物的被害及び、上名栗地内の道路にかけ崩れが発生。（旧名栗村）
昭和57年 8月1日～5日	台風10号（全域）	床下浸水：22戸、土砂崩れ：11箇所、橋流失：1箇所（旧飯能市）、山林被害（旧名栗村）
昭和57年 9月11日～12日	台風18号（全域）	床下浸水：8戸（旧飯能市）
昭和58年 8月15日	台風5号（全域）	床下浸水：8戸（旧飯能市）

昭和 60 年 6 月 30 日	台風 6 号（全域）	床下浸水：3 戸（旧飯能市）
昭和 60 年 7 月 20 日	集中豪雨（南川）	住家の土砂崩れ：3 箇所、床下浸水：3 戸、増水により 2 名死亡（旧飯能市）
昭和 61 年 8 月 5 日	台風 10 号（全域）	土砂崩れ（旧飯能市）
昭和 62 年 7 月 15 日	豪雨	床下浸水：1 戸（旧飯能市）
昭和 63 年 7 月 28 日	豪雨	床下浸水：1 戸（旧飯能市）
昭和 63 年 8 月 10 日～12 日	豪雨	床下浸水：2 戸（旧飯能市）
昭和 63 年 8 月 31 日	集中豪雨	床上浸水：5 戸、床下浸水：28 戸（旧飯能市）
平成元年 7 月 24 日	落雷による火災	杉の木 1 本（平泉酒造）（旧飯能市）
平成元年 8 月 3 日	長雨 7 月 26 日～8 月 2 日	南地内の人家裏山に地すべりが発生（旧飯能市）
平成元年 8 月 26 日～27 日	台風 17 号（全域）	土砂崩れ（赤沢地内）（旧飯能市）
平成元年 8 月 8 日	豪雨	床下浸水：17 戸（旧飯能市）
平成 2 年 8 月 9 日	台風 11 号（全域）	道路の決壊：2 箇所（旧飯能市）
平成 2 年 9 月 19 日～20 日	台風 19 号（全域）	床下浸水：3 戸（旧飯能市）
平成 2 年 9 月 30 日	台風 20 号（全域）	床下浸水：18 戸、土砂崩れ数ヶ所（旧飯能市）
平成 2 年 11 月 27 日～30 日	台風 28 号（全域）	床下浸水：3 戸、道路決壊：2 箇所（宮沢地内他）（旧飯能市）
平成 3 年 6 月 16 日	豪雨	崖崩れ（中藤下郷地内の工事中の土地で 2 世帯避難）（旧飯能市）
平成 3 年 6 月 27 日	落雷	死者：1 人、軽症：11 人（飯能高校）（旧飯能市）
平成 3 年 8 月 12 日	大雨	土砂崩れ数ヶ所、床下浸水：7 戸（旧飯能市）
平成 3 年 8 月 31 日	斜面崩落	崩落の危険箇所（中藤下郷地内の工事中の土地で 2 世帯避難）（旧飯能市）
平成 3 年 9 月 18 日～19 日	台風 18 号（全域）	床下浸水：20 戸（旧飯能市）
平成 4 年 6 月 20 日	豪雨	床下浸水：4 戸（双柳地内他）（旧飯能市）
平成 4 年 7 月 15 日	豪雨	床下浸水：4 戸（双柳地内他）（旧飯能市）

平成5年 6月21日	豪雨	床下浸水：2戸（双柳地内他）（旧飯能市）
平成5年 7月5日	豪雨	床下浸水：1戸（岩沢地内）（旧飯能市）
平成5年 7月24日	豪雨	床下浸水：5戸（双柳地内他）（旧飯能市）
平成5年 8月27日	台風11号（全域）	床下浸水：1戸（岩沢地内）（旧飯能市）
平成7年 8月22日	雷雨による集中豪雨	土石流：1箇所、崖崩れ：2箇所（旧飯能市）
平成7年 9月16日～17日	台風17号	道路路肩崩れ：10箇所 河川護岸被害：3箇所（旧飯能市）
平成8年 9月22日	台風17号	橋りょう根固め被害：1箇所 河川護岸被害：1箇所（旧飯能市）
平成10年 8月27日～30日	雷雨	床下浸水：4戸、土砂崩れ：1箇所 自主避難：50人（旧飯能市）
平成11年 8月13日～14日	熱帯低気圧による豪雨	床下浸水：110戸、河川護岸被害：3箇所、道路被害：30箇所、崖崩れ：58箇所、自主避難：234人（旧飯能市）
平成13年 9月10日～11日	台風15号	河川護岸被害：2箇所、道路被害：2箇所、崖崩れ16箇所、自主避難10人（旧飯能市）
平成14年 7月9日～10日	台風6号	床上浸水：1戸、道路冠水：1箇所、崖崩れ：3箇所（旧飯能市）
平成14年 10月1日	台風21号	床下浸水：27戸、道路冠水：1箇所、崖崩れ：1箇所、自主避難：2人（旧飯能市）
平成15年 8月14日～15日	台風10号	床上浸水：2戸、床下浸水：110戸、道路冠水：1箇所（旧飯能市）
平成16年 10月9日	台風22号	床下浸水：3戸、道路冠水：1箇所、崖崩れ：1箇所（旧飯能市）
平成17年 7月26日	台風7号	床下浸水：1戸、道路冠水：3箇所、崖崩れ：2箇所
平成17年 8月25日	台風11号	道路冠水：1箇所、自主避難：4人
平成17年 9月4日	豪雨	床下浸水：4戸、道路冠水：3箇所
平成18年 10月5日～6日	豪雨	負傷者 軽症：1人、自主避難：3人 道路被害：1箇所
平成19年 9月6日～7日	台風9号	床下浸水1戸、崖崩れ：4箇所、自主避難：8名
平成21年 8月7日～8日	雷雨	がけ崩れ9箇所 土砂流出2箇所 自主避難3人 南川で1時間116mmの雨量を記録
平成21年 10月7日～8日	台風18号	市道路肩崩落2箇所 がけ崩れ1箇所
平成22年 3月9日～12日	大雪	降雪による倒木で大規模停電及高山、高畑地区一時孤立 倒木発生箇所328箇所

平成 23 年 3 月 11 日	東北地方太平洋沖地震	3 月 14 日より東北地方太平洋沖地震の影響により原子力発電所、火力発電所の多くが被害を受け停止し、電力供給が需給を下回ることが予測されたことから計画停電が実施された。
平成 23 年 9 月 1 日～3 日	台風 12 号	虎秀地内土砂崩れ 1 世帯 6 人に対し避難勧告を発表 土砂崩れ 5 箇所 市道崩壊 1 箇所 林道路肩崩壊 1 箇所
平成 23 年 9 月 20 日～22 日	台風 15 号	大雨警報の発表により、自主避難 2 名（下赤工地内）
平成 26 年 2 月 14 日～15 日	大 雪	飯能日高消防署 63 cm、名栗分署 72 cm、吾野分署 61 cmの積雪中等症 1 名、軽症 4 名 建物半壊3件（居宅1件、工場 1 件、寺院事務所 1 件） 罹災証明申請 52 件 停電：最大 959 件 孤立：最大 120 世帯 被害額：農業（61,344,700 円）、林業（約 1 億 2,000 万円）
平成 28 年 9 月 20 日	台風 16 号	杉の木台団地内の擁壁が倒壊 14 棟（13 世帯 23 人、1 棟）に対し避難勧告を発表
平成 30 年 9 月 30 日～10 月 1 日	台風 24 号	床下浸水：1 戸
令和元年 10 月 10 日～12 日	台風 19 号	土砂災害警戒区域に対し避難指示を発表 全壊：2 軒、一部損壊 11 軒、 床上浸水：45 件、床下浸水：101 件、 土砂崩れ：57 箇所、土砂流出：50 箇所、倒木：12 箇所、 河川溢水：入間川、高麗川 ライフライン断水：32 軒 避難者数 開設した避難所：2,233 人、 自主的に開設された避難所：305 人と 2 家族
令和 6 年 8 月 24 日～8 月 25 日	局地的豪雨	床下浸水：1 戸 床下浸水：2 戸 道路冠水：3 箇所
令和 6 年 8 月 29 日～9 月 2 日	台風 10 号	床下浸水：3 戸 道路冠水：6 か所 土砂災害：6 か所 避難者数 大雨警報発表による自主避難者数 2 名

資料 5 飯能市付近を震源とする過去の主な地震

発生年月日	震央の位置	震源の深さ (km)	地震の規模 (マグニチュード)
昭和 53 年 10 月 20 日	鶴ヶ島市高倉	110	4.2
昭和 54 年 5 月 5 日	青梅市御岳	20	4.7
昭和 63 年 9 月 29 日	飯能市北川	16	5.0
昭和 63 年 9 月 30 日	飯能市高山	15	4.5
昭和 63 年 11 月 18 日	飯能市南川	18	3.8
平成 3 年 5 月 30 日	日高市女影	67	4.3
平成 6 年 12 月 19 日	青梅市成木	16	4.4

【埼玉県に被害を及ぼした主な地震】

西暦（和暦）	地域（名称）	地震の規模 (マグニチュード)	主な被害
818年 (弘仁9年)	関東諸国	7.5以上	相模、武蔵、下総、常陸、上野、下野などで被害。圧死者多数。
878年11月1日 (元慶2年)	関東諸国	7.4	相模、武蔵を中心に被害。圧死者多数。
1649年7月30日 (慶安2年)	武蔵・下野	7.0±1/4	川越を中心に被害。圧死者多数。町屋の700軒ばかり大破。
1855年11月11日 (安政2年)	((安政)江戸地震)	6.9	荒川、利根川流域を中心に被害。死者3人、負傷者1,724人、家屋全壊27棟。幸手付近で家屋3,243棟が全壊同様となる被害があり、そのほとんどは液状化によると思われる。
1923年9月1日 (大正12年)	(関東地震)	7.9	死者・行方不明者343人、住家全壊4,759棟。
1931年9月21日 (昭和6年)	(西埼玉地震)	6.9	荒川、利根川流域を中心に被害。死者11人、負傷者114人、住家全壊63棟。
2004年10月23日 (平成16年)	(新潟県中越地震)	6.8	負傷者1人。
2005年2月16日 (平成17年)	茨城県南部	5.4	負傷者6人。
2005年7月23日 (平成17年)	千葉県北西部	6.0	負傷者9人。
2005年8月16日 (平成17年)	宮城県沖	7.2	負傷者4人。住家全壊1。
2008年5月8日 (平成20年)	茨城県沖	7.0	負傷者1人。
2011年3月11日 (平成23年)	(東北地方太平洋沖地震)	9.0	負傷者45人、建物全壊24戸、建物半壊199戸（平成27年1月9日現在、警察庁調べ）。

出典：地震調査研究推進本部ホームページを一部加筆
http://www.jishin.go.jp/main/yosokuchizu/kanto/pl1_saitama.htm